

石見銀山歴史文献調査報告書15

石見銀山附地役人阿部・河島・宗岡家文書目録

令和2年(2020)3月

島根県教育委員会

石見銀山歴史文献調査報告書15

石見銀山附地役人阿部・河島・宗岡家文書目録

序 文

島根県のほぼ中央部、大田市に位置する石見銀山は、十六世紀から十七世紀にかけて日本史上まれな銀生産の隆盛をもたらした、日本を代表する鉱山遺跡です。石見銀山などで生産された大量の銀は、ヨーロッパの人々を東アジア貿易へと誘引し、世界的に重要な経済・文化交流を生み出したことが、島根県と大田市による総合調査で明らかとなりました。

このような成果をもとに、平成十九年七月の世界遺産委員会ではその顕著な普遍的価値が認められ、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の名称で世界遺産一覧表への記載が決議されました。また、平成二十二年八月には、より充実した保護を可能とする資産範囲の拡大が実現しています。

本書では、石見銀山の歴史に関する古文書群のうち、石見銀山附地役人をつとめた阿部・宗岡・河島家がそれぞれ所蔵していた古文書の目録と解題、史料紹介や写真を掲載しています。これら史料群は江戸幕府の石見銀山支配を支えた地役人の家に伝来した文書史料として大変貴重なものです。

数多くの皆様に本書をご利用いただき、石見銀山遺跡のより一層の理解と保護に役立てていただくことを願っております。

おわりに、本書の作成にあたり、調査・執筆にご尽力いただきました文献調査員、ならびにご協力いただきました関係各位の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和二年三月

島根県教育委員会

教育長 新 田 英 夫

例 言

一、島根県教育委員会では、平成八年度より石見銀山遺跡の総合調査の一環として文献調査を実施している。本書は、世界遺産総合調査研究事業の一環として実施した文献調査の報告書である。

一、調査は次の組織で実施した。

(一) 石見銀山遺跡調査整備活用委員会

委員長 高安 克己（島根大学名誉教授）
 委員 太田 洋子（熊谷家住宅・家の女たち代表）
 委員 黒田 乃生（筑波大学大学院教授）
 委員 田辺 征夫（公益財団法人大阪府文化財センター理事長）
 委員 田中 哲雄（元東北芸術工科大学教授）
 委員 玉串 和代（公益財団法人しまね国際センター理事）
 委員 内藤ユミイザベル（日本イコモス国内委員会理事）
 委員 川口 純（DOWAホールディングス株式会社執行役員）
 委員 仲野 義文（石見銀山資料館館長）
 委員 中村 俊郎（中村ブレイス株式会社代表取締役会長）
 委員 村田 信夫（大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員）
 委員 和上 豊子（元石見銀山ガイドの会会長）

(二) 石見銀山遺跡調査専門委員会

委員長 田辺 征夫（公益財団法人大阪府文化財センター理事長）

委員 井上 雅仁（島根県立三瓶自然館学芸課課長代理）
 委員 大橋 泰夫（島根大学教授）
 委員 岡 美穂子（東京大学史料編纂所准教授）
 委員 黒田 乃生（筑波大学大学院教授）
 委員 高妻 洋成（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長）
 委員 佐々木 愛（島根大学教授）
 委員 津村眞輝子（公益財団法人古代オリエント博物館研究部部長）
 委員 中西 哲也（九州大学総合博物館准教授）
 委員 仲野 義文（石見銀山資料館館長）
 委員 原田洋一郎（東京都立産業技術高等専門学校教授）
 委員 松村 恵司（奈良文化財研究所所長）
 委員 山村 亜希（京都大学大学院准教授）

(三) 事務局

島根県教育委員会

担当 丹羽野 裕（参事）
 萩 雅人（文化財課長）
 山根 雅之（世界遺産室長）
 伊藤 大貴（同室研究員）
 清水佳那子（同室嘱託）

(四) 文献調査指導者

小林 准士（島根大学教授）
 原田洋一郎（東京都立産業技術高等専門学校教授）
 仲野 義文（石見銀山資料館館長）
 島谷 智文（松江工業高等専門学校教授）

藤原 雄高（出雲市文化財課史料調査専門研究員）

一、本書の編集に際して史料所有者の阿部武子・宗岡光彰両氏、史料保管者の石見銀山資料館・大田市教育委員会には多大なご高配を賜った。記して謝意を表する。

一、本書の編集に際して撮影した写真類・解読文等は、島根県教育委員会において保管している。

一、本書掲載史料の翻刻また目録作成は、斎藤一（一橋大学大学院博士後期課程）及び事務局の伊藤大貴・清水佳那子が担当した。

目次

序文	(1)
例言	(2)
目次	(4)
解題 諸家文書の概要と特徴	
仲野 義文	(5)
銀山附地役人の概要	
仲野 義文	(10)
史料紹介 石州銀山附寺社領帳并隠岐国寺社領について	
伊藤 大貴	(15)
史料写真 近世前期石見銀山奉行・代官等関係文書(阿部家文書)	(33)
凡例	(61)
石見銀山附地役人阿部家文書目録	(62)
石見銀山附地役人河島家文書目録	(95)
石見銀山附地役人宗岡家文書目録	(97)

解題 諸家文書の概要と特徴

仲野 義文

第一節 阿部家文書

(一) 阿部家の系譜

銀山附地役人阿部家については、文政八年（一八二五）「阿部忠太郎由緒書」¹によつてその系譜を窺い知ることができる。それによると、初代清兵衛は慶長六年（一六〇〇）、銀山奉行大久保長安によつて切米五〇俵三人扶持ほかに下役預り二〇俵二人扶持を下し置かれ、銀山附役人に召し抱えられたという。なお、甲斐国を本国とすることから阿部氏もまた大久保の支配所から銀山支配のために呼ばれたものであろう。その後、この地に土着し、代々地役人として勤仕したのである。

二代清兵衛は寛永二年（一六二五）、父清兵衛の家督を相続し、切米五〇俵三人扶持にて銀山附役人を勤め、奉行杉田又兵衛の万治二年（一六五九）、病身につき息子に家督を譲っている。三代の小右衛門は、切米二〇俵二人扶持を宛行われ、銀山附同心として勤めた後、代官後藤寛右衛門の元禄七年（一六九四）、息子甚左衛門に家督を譲った。四代甚左衛門衛は父の家督を相続し銀山附同心として勤めた後、代官窪島作右衛門の時に切米二五俵二人扶持にて銀山附役人に昇進している。代官海上弥兵衛の享保十三年（一七二八）には運上改勘定役、同十六年（一七三二）には切米三〇俵二人扶持にて極印所兼運上改勘定役となっている。なお、享保十四年（一七二九）には代官と共に勘定目録に連印する地位に上昇している。代官関忠太夫の寛保三年（一七四三）、息子清兵衛に家督を譲っている。

五代清兵衛の時、再び切米二〇俵二人扶持にて銀山附同心として仕えたが、代官佐々井新十郎の延享三年（一七四六）には切米二五俵二人扶持にて銀山附役人となり、運上改勘定役を仰せつかっている。代官天野

助次郎の宝暦元年（一七五一）には地役人の分限高が定まり切米三〇俵三人扶持となり、代官川崎市之進の明和四年（一七六四）には山方御用出精につき褒美として金三両を頂戴している。安永七年（一七七八）、病氣を理由に跡職相続を願ひ出ている。

六代目忠太郎は安永八年（一七七九）、父の跡職を相続し、切米三〇俵三人扶持にて銀山附役人となり、山方掛を勤め、勤役中に別途加扶持として二人扶持を宛行われた。天明四年（一七八四）、灰吹銀の出し方出精につき褒美として金三〇〇疋を賜っている。文化十一年（一八二三）、組頭手伝役となり、灰吹銀の出し方出精につき褒美として金三〇〇疋を賜る。文化十三年（一八一六）三月、組頭に仰せ付けられ、役料三〇俵を下し置かれ、都合六〇俵三人扶持となる。以下、由緒の詳細を欠くが、七代目は半蔵である。

(二) 阿部家文書の概要と特徴

阿部家文書は、その保管される場所から概ね二つの文書群からなっている。一つは石見銀山資料館保管の文書群であるが、これは旧阿部家の購入者が同家内にあった文書を発見し、同館に寄託されたものである。いま一つは阿部家の御子孫により伝来文書として保存されてきたものである。

ところで、後者の文書については、さらに二つの文書群から構成されている。すなわち、一つは阿部家に代々伝来する文書、いま一つは同じ銀山附地役人であった宗岡家の文書である。このうち宗岡家の文書は約七〇点を占め、年代は慶長三年（一五九八）を上限とし、一八世紀半ばの明和期までのものが残る。文書はおもに歴代の奉行・代官からの宗岡氏に宛てた書状類である。このほか文書ではないが、絵図の下書なども含まれており、何れも貴重な資料である。なお、行論の都合上、阿部家

伝来分をA群、資料館分をB群として表記する。

宗岡家の文書が、どのような経緯で阿部家によって所蔵されるようになったのかは詳しくは知り得ない。ただ、七代目半蔵が宗岡家から養子に迎えられていることなどから、両家が江戸時代から近親の間柄であったことが窺える。恐らく宗岡家が大森を移転する際に、由緒書など同家の系譜を伝える文書を残して縁筋の阿部家に譲ったものではなからうか。このことは後述の宗岡家自体に伝来する文書が、由緒書や親類書に限られていることから推察できよう。

なお、A群には初代銀山奉行大久保長安をはじめ代官竹田喜左衛門などの歴代奉行・代官の書状が多数含まれている。このうち大久保長安の文書については『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅱ』にて翻刻及び解説を行っているので本報では割愛する。また、B群のうち元禄四年（一六九一）「万覚書」及び元禄六年（一六九三）「石雲隠覚集」についても『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅱ』に翻刻・解説を収録しているの

で詳細についてはそれを参照していただきたい。

さて、A群の文書について簡単に見てみよう。この文書群には大久保長安から鈴木政之丞までの奉行代官の書状が含まれており、これらはすべて旧宗岡家の所蔵文書である。特に奉行杉田又兵衛までの江戸前期の文書は貴重である。しかも、これらが銀山附同心長野家文書のような銀山支配にかかわる指示書ではなく、基本的には宗岡宛ての単独文書である点は同家の銀山附役人としての地位の高さを知る上で重要であろう。

また、石見と佐渡との関係を示すものとして「高田久左衛門書状」（No.25）・「専得寺求法書状」（No.13）・「崇光院釈道雪土石碑銘并序」（No.11・3）の三点がある。これらは一連の文書であるが、まず「高田久左衛門書状」は、佐渡奉行所の地役人高田久左衛門から石見銀山附役人宗岡弥右衛門と大賀甚之丞の両名に宛てた書状である。高田と宗岡は奥州半

田銀山の在勤中に交流をもったものと推察される。半田銀山は寛延二年（一七四九）に幕領となり、銀山支配のため石見・生野・佐渡から役人が派遣されているが、宗岡は同年九月から宝暦元年（一七五一）五月まで在勤している。書状によれば、佐渡にある宗岡家の初代宗岡佐渡の墓所について高田に問い合わせていたことがわかる。後述のごとく宗岡佐渡は、慶長八年（一六〇三）から佐渡へ渡海し、佐渡金銀山の開発に尽力した人物である。

次に「専得寺求法書状」にある専得寺は佐渡国沢根の一向宗の寺院で、そこには宗岡佐渡の菩提が祀られている。求法は同寺の住職で、宝暦九年（一七六〇）が宗岡佐渡の一四七回忌に当たり、石碑を建立する旨が述べられている。その石碑の碑文は「崇光院釈道雪土石碑銘并序」により知られ、それによると宗岡の功績を称えるものであった。この石碑は現在でも同寺の境内地に存在しており、これらの一連の文書から石碑建立の経緯が明らかとなるのである。

ところで、この文書群には田畑の小作証文が複数含まれている。しかし、その宛所は「大森仲嶋多平次」のものが多く、これは仲嶋家の文書が混入したものではなく、阿部家の文書である。銀山附地役人の中には土地を所有し、「仮名前」として大森町人の名義にて小作契約を結ぶ慣行が見られるが、この文書はその事例を示すものである。

B群については、銀山方役所の御用に関するものが多く見られる。これらは概ね阿部家伝来文書であろう。ただし、銀山附地役人福本家に関するものも多く含まれている点は注意が必要である。阿部と福本との関係についての詳細は不明であるが、阿部家は文政四年（一八二二）に福本家を購入しており、同家文書の混入はこうした事情によるものかもしれない。

このように阿部家文書は阿部家のほかに宗岡・福本等の他の地役人文

書が含まれるほか、小作証文のように「仮名前」を宛所とした者もあるため、文書の利用には十分な注意が必要であろう。

第二節 宗岡家文書の概要と特徴

(一) 宗岡家の系譜

由緒書によると、初代弥右衛門は毛利氏の銀山役人として仕え、慶長五年十一月石見銀山の接収のため御上使として下向した大久保長安により銀山役人に召し抱えられた。その後、家康に御目見を許され、この時「佐渡」の官途名と知行二〇〇石が宛行われたという。また、諸国金銀山の見立て御用のため家康より伝馬朱印状が与えられ、同八年（一六〇三）には大久保の命を受け佐渡国に渡海し、相川金銀山の支配を任された。佐渡在任中の同十八年（一六一三）三月十六日に死去、菩提は澤根町の専得寺に葬られている。

二代目喜兵衛は慶長十八年（一六一三）に名跡を相続し、切米一二〇石にて銀山附役人に召抱えられた。三代目喜三兵衛は寛永十五年（一六三八）銀山附役人に召抱えられ、切米六九俵二人扶持が宛行われた。

四代目安兵衛は天和三年（一六八三）銀山附役人となり切米六二俵二人扶持が宛行われている。五代目弥右衛門は享保八年（一七二三）、切米六〇俵三人扶持で銀山附役人に召抱えられ、銀山方・地方元締組頭役を勤める。この間、寛延二年（一七四九）には奥州半田銀山に派遣され、銀山詰御用を同四年（一七五二）まで勤めている。

六代目喜三兵衛は寛延四年（一七五二）に銀山附役人に抱えられ、切米三〇俵三人扶持が宛行われたが、寛政二年（一七九〇）「職務不勤向、家作建方不行届」を理由に銀山附役人を罷免されている。

七代目長蔵の文政六年（一八二三）、新規に銀山附同心に抱えられ、切

米一五俵二人扶持を宛行われている。

(二) 宗岡家文書の概要と特徴

本文書群は、銀山附地役人宗岡家に伝来したものであり、近世から現代にかけての古文書・図面・帳票類・典籍などが所蔵されている。このうち本報告では近世文書に限定して述べて見る。

本文書群にも由緒書・親類書など同家の系譜にかかわる文書が複数存在するが、特に「親類書」（群2・No.1）・「覚」（群2・No.3）の両文書は他の地役人文書にはない形式のものである。両文書とも年月が享保九年（一七二四）九月であり、また宛所が代官窪島作右衛門である点を考えると、一連の文書であろう。

さて、「親類書」であるが、初代弥右衛門から四代安兵衛までの親類関係が詳細に記述されている。例えば、初代弥右衛門の妻の場合「長州毛利家中より夫一所ニ罷越候由」とあり、弥右衛門夫婦が長州から銀山に來た経緯などが記されている。なお、江戸後期の親類書により地役人間での婚姻・養子縁組などの様子が窺われるが、この文書からこうした慣行がはすでに享保期には一般的であったことが知られる。

「覚」は、宗旨手形である。享保九年九月、宗岡安兵衛から代官窪島作右衛門に宛てた手形の写である。八王子の千人同心などの一部の例外を除き、武士が宗門改帳に記載されることはない。銀山附地役人の場合もまた銀山・大森の両町に居住しながらも町役人が作成する宗門改帳には記載されることはなかった。したがって、彼等の宗門改めがどのような手続きで行われているかは不明である。しかし、この文書から地役人においては家ごとに代官に宗旨証文を提出する形で、宗門改めが行われていたことが知られるのである。

このほか元禄五年（一六九三）「石州銀山附寺社領帳并隠岐国寺社

領」(群2・No.18)と「隠岐国絵図」(群2・No.29)は、隠岐国が大森代官所の支配にあった頃のものである。隠岐国は寛永十五年(一六三九)以降、松江藩の預り地であったが、貞享四年(一六八九)から享保五年(一七二〇)までは大森代官の支配となった。この寺社帳及び絵図はその時代のものであり、江戸中期の隠岐国の概要を窺うものとして貴重な情報と言える。

なお、本文書群には「茶伝集」(群1・No.51)などがある。银山附地役人阿部半蔵が茶の湯を嗜んでいたことは既に指摘の通りであるが、このような文書から宗岡家の場合にもこのような趣味があったことがわかる。

第三節 河島家文書の概要と特徴

(一) 河島家の系譜

河島家の系譜については同家に伝来する由緒書から窺い知ることができる。それによると、河島家の初代三郎衛門は本国安芸国で、大久保長安支配の慶長十五年(一六一〇)、切米五〇俵にて银山附役人に召し抱えられている。その後、竹村丹後守・竹村藤兵衛・杉田九郎兵衛に仕えた後、寛永十八年(一六四一)には病身を理由に家督を息子の徳兵衛に譲っている。

父三郎右衛門から家督を相続して二代目となった徳兵衛は、幼年のため切米二〇俵二人扶持に減俸となり、银山附役人から同心となっている。天和元年(一六八一)に病気を理由に相続を願出で、同三年(一六八三)に死去している。

三代目徳兵衛は父の名跡を相続し、切米二五俵二人扶持にて银山附役人に召し抱えられている。元禄十五年(一七〇二)、宝永六年(一七〇九)の両度に足高として一〇俵を下し置かれ、三五俵二人扶持となり、银山附・地方の御用を兼帯している。享保五年(一七二〇)、病

気を理由に相続を願出で、同七年(一七二二)には死去している。

四代目又衛門は父の名跡を相続し、二五俵二人扶持にて银山附役人に召し抱えられている。代官窪島作右衛門の享保十一年(一七二五)には足高として五俵が加えられ、切米三〇俵二人扶持となっている。同十六年(一七三〇)に御林預地方手伝役、寛保三年(一七四三)に足高五俵が宛行われ、銀山大森町支配・中間預り役となっている。さらに延享二年(一七四五)には八俵の足高が加えられ、山使役を申し渡されている。代官天野助次郎の宝暦元年(一七五一)には地役人の分限高が定まり切米三〇俵三人扶持となり、代官川崎市之進の明和四年には山方御用出精につき褒美として金三両を頂戴している。同五年(一七五五)に相続を願出で、翌年病気のため死去している。

五代目徳兵衛は明和五年(一七五五)に名跡を相続し、切米三〇俵三人扶持で银山附役人として出仕している。代官大岡源右衛門の寛政十年(一七九八)には山方御用出精につき褒美として金三〇〇疋を頂戴する。文化五年(一八〇八)、老衰のため相続を願出で、同十三年(一八一六)に死去している。

六代目三郎右衛門は、父徳兵衛の勤役中の享和三年(一八〇三)に部屋住より银山附見習となり、文化五年(一八〇八)に名跡を相続して切米三〇俵三人扶持にて银山附役人となっている。同七年(一八一〇)には山方掛となり加扶持二人扶持を下し置かれ、同十三年(一八一六)灰吹銀の出し方出精につき褒美として金三〇〇疋を頂戴する。代官根本善左衛門の天保四年(一八三三)には組頭に仰せ付けられている。

なお、三郎右衛門の息子長一郎は、天保五年(一八三四)に银山附役人見習となり、同七年には地方御用手伝を勤めている。

(二) 文書の概要と特徴

河島家文書は二四点が確認されているが、その多くが由緒書・親類書・過去帳などの同家の系譜にかかわるものである。これは宗岡家と同様に同家の大森町からの転住に伴い、転出先の環境を考慮して由緒にかかわる文書類だけが整理されて保存されたものと思われる。

さて、由緒書は宝暦五年（一七五五）を上限として弘化三年（一八四六）までの都合九点が収録されている。地役人の由緒書については山中家文書により宝暦五年・寛政八年（一七九六）・享和三年（一八〇三）・文化八年（一八一）・同十三年・文政八年（一八二五）・天保十三年（一八四二）・弘化四年（一八四七）の都合八度にわたって作成されていることが知られる²。同家の場合も概ね同様の時期に作成されたものである。

各年の由緒書がどのような経緯により作成されたかは不明であるが、宝暦・享和・天保については関係史料により若干の経緯を窺うことができる。

宝暦五年の由緒書（No.1）は、宝暦元年の代官天野助次郎による新規御抱入に伴って、後任の代官浅岡彦四郎のときに作成されたものである。

この時、地役人から提出された由緒書について勘定所から代官に対してその内容を巡って問い合わせが行われている。例えば「此方より振合之儀差出被申候書面ニ而者御譜代与相見候、然ル処天野助次郎支配之節不残御抱入之伺相済候ニ付、左候者由緒者消候間、御抱入以後之儀斗認メ」³とあり、御抱入以前の履歴については不要として改めるべき旨を申し渡している。ただ、この件については地役人の要求が受け入れられ、先祖代々の由緒の記載が認められることとなった。

次に享和二年十二月の由緒書（No.5・6）は、幕府の指示により作成されたものである。『御触書天保集成』によると、享和三年正月に「諸

向由緒書取調候様、撰津守殿被仰渡候間」とあり、由緒書の提出を求められたことがわかる。したがって、本由緒書の作成は地役人の個別事情とは異なり、幕府一統の指示によるものといえるであろう。

天保十三年（No.13）については奥書の朱筆によってその経緯が知られる。それによると「享和二戌年差出候由緒書以後之儀書継差出候様御触有之、尤天保十三寅年十二月付ニ而可出旨ニ付取調差出扣、天保十四卯年六月銀納役江戸表より差立」とあり、幕府により享和の由緒書に書継ぎして提出するよう指示されていることがわかる。『御触書天保集成』にも「享和三亥年以來被召抱候新家之分、由緒書取調候様撰津守殿被仰渡候ニ付、左之通申達候、御抱場上下勤并羽織勤之者、其外末々迄享和三亥年正月より天保十三寅年十一月迄之事跡相認不洩様御差出可有之候」とあり、このことを裏付けている。

また、由緒書とは別に親類書も見られるが、作成経緯は不明である。由緒書が嫡男以外の情報を欠くのに対して同書にあつては父方・母方の親族がわかるほか、婚姻関係も知ることができる。

【注】

1 『石見銀山附地役人由緒書』島根県教育委員会、二〇〇五年。

2 『石見銀山歴史文獻調査報告書・石見銀山附地役人由緒書』島根県教育委員会、二〇〇五年。

3 「役人勤方之儀ニ付奉行衆被仰渡書並代官中申渡書」山中家文書。

銀山附地役人の概要

仲野 義文

銀山附地役人の成立

一般に幕府直轄領すなわち天領の支配は、代官とその属僚である数名の手附・手代によって行われたが、山林・堤防・鉱山などの特殊な御用を兼帯する場合には、そのことに精通した人材を役人として採用し、その任にあたらせることができた。このような役人を「地役人」と呼んだ。地役人は、手附・手代が代官の転任などによって行動を共にするのとは異なり、現地に土着し代々世襲して陣屋に勤仕することが一般的であった。

慶応三年（一八六七）の郡代・代官陣屋における地役人の配置状況を示すと第1表のとおりである¹。各陣屋における支配の実態に則した人員構成であることがわかる。例えば、木曾川・揖斐川・長良川などの治水対策が付帯する美濃陣屋では技術官吏としての堤役方が置かれ、また飛騨陣屋の場合には山林資源の専門家として山林掛がいた。半田・生野・石見では鉱山に精通した地役人が配置されているが、その実態はまったく異なっていた。こうした違いは、天領の支配が現場主義を前提として行われていたことによるものといえよう。

さて、石見銀山附地役人（以下「地役人」という）は、慶長五年（一六〇〇）徳川家康が石見銀山を領有したことによって成立する。家康は翌年、大久保長安を初代石見銀山奉行に任じ、銀山を含む石見国幕領の支配にあたらせた。

大久保は毛利氏の銀山役人であった吉岡隼人・宗岡弥右衛門・今井宗玄等をそのまま召し抱えたとともに、自らの支配所から有能な人材を呼び寄せ銀山役人として登用した。第2表は、山中家文書に所蔵される由緒書²から作成したものであるが、これによると彼らの出自が甲斐・相

模・武蔵・大和・信濃など大久保の支配所と関係していることが知られる。また、採用年でも多くが同氏の在任期間中であることから地役人の基礎は概ねこの時期に出来上がったものといえるであろう。

地役人数の問題

『観聴随筆』³には「抑当国御料ニハ從往古御公儀御扶持人有テ侍分三百人ト云伝ケレトモ銀山衰微ニ随イ段々減シ今七十人計リ残レリ、中間分ノモノ三十五人有リ」とあり、多少の誇張はあるにせよかつては相当数の地役人がいたことが想像される。しかし、銀山の衰微に伴って漸次減少しており、すでに元禄年間には一〇〇名程度となっている。このような地役人数の問題は、一つには銀山の衰退という現地側の事情によるものもあるが、他方でこれは幕府の財政問題とも密接に関係しているのである。事実、享保の改革の際には「当地御扶持人共儀、銀山不盛ニ付無用之者も可有之哉之由、御吟味被仰付候」⁴とあって、銀山の衰退に伴う余剰の人材についての調査が勘定所の指示で行われている。なぜなら、地役人の給米は、陣屋入用から支出されるため財政的な負担を考慮すれば必然的に人数の削減へと迫り着くからである。

地役人数の問題は当初その数に焦点が当てられていたが、後には彼らの職務について論点が移っていった。延享元年（一七四四）、勘定奉行から代官平岡彦兵衛への申渡には「石州銀山附地役人共儀、元来銀山稼有之候ニ付地役人被差置候処、役掛り之外是迄心得違いたし候もの有之、地方之儀專一二取扱候様相聞江、畢竟銀山方御用第一相勤右御用透有之節、御代官より差図之上地方之儀も手伝可申事ニ候間、向後可有其心得事」⁵とあり、地役人による「地方支配の関与」が問題視されていることがわかる。地方は代官の属僚である手代の担当であり、「銀山方御用第一」とする地役人の本来的な任務ではない。こうした考えは寛延二年

(一七四九)、天野助次郎の代官就任時に与された勘定奉行からの申渡にも明確に見られる。

石州銀山附地役人之儀者從 公儀御宛行被下、御代官手代と者訊違候事候処、近年何となく手代之下ニ付候様相成候、左様二者無之筋ニ候間、手代などより差図ケ間敷儀不致様急度可被申渡候、且又右地役之儀人数相減候積候間減候而可然分人数姓名吟味候而書付可差出候、右地役人兄弟又者親類等之内山方功者成者も候ハ、是又遂吟味可被申聞候、以上。

この指示を受け代官天野による地役人の削減が敢行されることになる。これについて各地役人の由緒書には「寛延四年二月廿八日、天野助次郎支配之節吟味之上銀山附御扶持人一統御暇被下置」⁷とあり、この時代官天野助次郎によって地役人の一斉罷免が行われたことが述べられている。この罷免については表向き地役人による「名跡売買」を理由としたが、実際は既に享保期からの懸案であった地役人数の削減を目論んだ措置であり、これによって享保期には一〇〇名程度いた地役人もこの頃には八〇名前後に削減されたのである。

勤向

地役人の職務は先に見たように「銀山方御用」であるが、具体的には次のような内容である。

- ① 銀銅山の見分、御入用の受払い、運上銀の徴収
- ② 口留番所での歩一運上の徴収、酒造・紙漉・木挽職・大敷・鰯網・海草・鉄山などの在方・浦方に賦課された諸運上の徴収
- ③ 浦々への寄鯨・流鯨の見分、歩一運上の徴収
- ④ 浦方の運上場の見分

- ⑤ 鉄山師が請け負う御立山（雑木林）の管理と運上の徴収
- ⑥ 銀山の古城山および垣松における立木の管理（入札払いと代銀徴収）
- ⑦ 浦々における海難事故の立会い
- ⑧ 異国人漂着時の対応と、送還のための長崎随行
- ⑨ 諸廻船往来手形の取扱事務
- ⑩ 海川船の改め
- ⑪ 銀山方貸付銀の取扱
- ⑫ 銀山町の人別・社寺、公事出入の取扱

銀山方は鉾山のみを担当しただけではなく、銀山附諸運上と呼ばれる商工業に賦課された運上の徴収、近海で起こった海難事故の処理、漂流異国人の送還のための随行、さらに幕末には異国船に対する警固など、その職務は実に多岐に及んだのである。

大森陣屋の職制は極めて簡素ものであり、時代によっても変化した。文化年間の勤向⁸では、銀山附役人では山方掛・同助役・御銀蔵掛・運上方掛・銀山町方番所方・極印掛であり、同心については領内に設置された口留番所詰であった。口留番所は都合三八ヶ所置かれ、半年乃至一年を任期として交替した。中間は飛脚・門番・吹銀判打の下働き、銀山取締りなどを勤向とした。

禄高と身分・格式

地役人は、銀山附役人・銀山附同心・中間に区別され、各々頭役として組頭・木屋頭・小頭が置かれた。役人と同心の間では移動も見られたが、中間とは身分差があった。

禄高については幕府による統一的な規定はなく、陣屋ごとに異なっていた。銀山附地役人の場合、江戸初期には宗岡弥右衛門や沢井紹簡な

どのように二〇〇俵或いは一五〇俵というように、後の代官の役高に匹敵する禄高の者もあったが、時代を下るにしたがって漸次減少傾向をたどった。

享保十三年（一七二八）には、従来個々に異なっていた禄高が改められ、銀蔵役切米一四俵二人扶持、山使役一五石五升二人扶持、極印所改一〇石五斗二人扶持といったように役向に応じた俸禄となった。その後、天野助次郎支配の寛延四年（一七五二）に至っては銀山附役人三〇俵三人扶持、同心一五俵三人扶持、中間八俵と身分に応じて一統され、以後若干の例外はあるものの江戸時代を通じてこの禄高に定まっていた。

先に述べたように代官天野助次郎により地役人の一斉罷免が敢行されたが、これは彼等が行った名跡売買を理由としたものであった。この時天野は、地役人とは幕府御家人のごとき「御譜代」ではなく、その身一代限りの「御抱え」であることを主張し、これを罷免に対する論理上の根拠として実行したのである。このことは単なる人員削減に止まらず、地役人が「身分」か「職」という彼らの存在形態にかかわる重要な問題でもあった。事実これ以降、地役人による名跡相続は禁止され、「跡職相続」の形式により父から子へと地役人の職が継承されていくのである。いま一つ、身分・格式にかかわって手附との間で起こった席次問題がある。手附は寛政三年（一七九二）、小普請組の救済のために設けられたもので身分上は純然たる幕臣である。大森陣屋への手附の派遣は、代官大岡源右衛門から始まったが、このとき席次を巡って両者の間で争論となっている。この時は代官の裁定により一応手附が上席である旨が申し渡されたが、代官の交替の度にこの問題は繰り返されている。

地役人の身分・格式については、文政二年（一八一九）に代官阿久沢修理に提出した嘆願書によれば「古来より私共儀者熨斗目着用、上下勤二而御普請役より上席と得心罷在候処、近來御手附罷越候様相成候、

以後者席合之儀追々古格と相違仕、其外何と無古格を失ひ候儀茂有之、自然と御奉公筋へも相関一同歎敷次第奉存」とあり、地役人は熨斗目の着用が許され、陣屋への出仕も上下勤であり、普請役よりも上席である旨が述べられている。もともと、手附の場合、俸禄は概ね三〇俵三人扶持、普請役格で通常服は羽織袴である。つまり、着服制においては幕臣である手附よりも地役人の方が身分的に上位の状況になっていたのである。このような身分上の齟齬は基本的には地役人に対する身分を幕府が規定していないことが原因ではあるが、その一方で彼らが行う身分上の諸行為もまったく根拠のないものではなかった。というのも、地役人の先祖のうち宗岡佐渡や吉岡出雲などは徳川家康への御目見えを許されており、こうした歴史的事実が身分上の根拠となっているのである。ただこのことは大森陣屋という狭い世界では通用したが、当然ながら幕府にとつては容認されるものではなかった。

武士の周縁と地役人

近年、身分的周縁論に基づく研究の成果として多様な武士像が提示されている。大名や幕臣である旗本・御家人などの一般的な武士とは異なる存在として代官手代・牧士・千人同心・郷士などとともに、地役人もまたこうした武士の周縁として位置付けられるであろう。

さて、地役人の周縁性を考える素材として土地所有の問題がある。武士にあつては土地所有が認められていないことが一般的であるが、地役人の場合には屋敷や農地や山林などを所有するものもいた。このことについて銀山附役人河島家の事例¹⁰を見ると、次のようにある。

町屋敷 大森町八ヶ所、銀山町一ヶ所
畑 高六〇石（山林・草山を含む）

荻原村・片山村・九日市村・川戸村・熊見村・三久須村

佐摩村下組・天河内村・大森町

その他 畑二ヶ所(本谷)、畑二ヶ所(銀山町)

河島家の場合、大森・銀山の両町に屋敷八か所のほか、六〇石に及ぶ山林・畑・草山を所有していた。また、これらの所在地は三久須・佐摩村下組・荻原など大森周辺にとどまらず九日市・川戸・熊見といった遠方の村も見られる。どのような経緯でこれらの土地を取得したかは不明であるが、こうした状況から地役人による土地所有の実態の一端を窺い知ることができる。

このような農地については、多くの場合在所の農民との間で小作契約を結んでいるが、これに際しては地役人本人ではなく大森町の町人名義にて契約を取り交わす方法が採られているのである。

例えば、阿部家の事例では、文化十一年「小作証文」¹¹によると、荻原村与之助は大森町仲嶋太平次との間で小作契約を結んだほか、山中家においても同家と関係をもつ米屋多平が小作契約を行った証文がある。このことから田畑の経営は、第三者を介在させて行ったものと考えられる。

また、町屋敷の貸借についても「仮名前」で行われており、土地に拘わる取引においては大森町町人の名義借りにて行われたものといえるのである。

【注】

- 1 安藤博編『復刻江戸幕府県治要略』柏書房、一九七一年。
- 2 『石見銀山附地役人由緒書』島根県教育委員会、二〇〇五年。
- 3 加藤家文書。

4 「享保未申酉年覚書」野沢家文書。

5 「役人勤方之儀二付奉行衆被仰渡書並代官申渡書」山中家文書。

6 「石州大森銀山諸書物写」浅田家文書、生野書院蔵。

7 弘化四年「山中堅五郎由緒書」山中家文書。

8 「石見国銀山要集」(『新修島根県史』史料篇近世下)。

9 「役人身分之儀諸伺古書物写」山中家文書。

10 「遺書」河島家文書。

11 「当亥方巳迄七ヶ年季小作二掛り証文之事」阿部家文書。

第1表:郡代・代官支配所の地役人

支配所名	役 名																	
大津代官支配	預同心	20	大津蔵番	3	湖上船改下	3												
美濃郡代支配	堤方役	14																
伊豆代官支配	鉄砲方附	20	鉄砲方組同	30	相州荒川番	1	小仏関所番	6										
関東代官支配	金町・小岩・松戸市川関所番	10	小菅圏内定番	1														
関東代官支配	大森町打場定番	1	浦賀蔵番	1	城ヶ島箒屋詰	1												
関東代官支配	房川渡・中田関所番	4																
陸奥代官支配	半田銀山方役人組頭	2	同見習	2	同平役	15	寄床屋番	8	銀見役	1	吹分師	2	灰吹師	3	山廻足軽	4	下代横目付	10
出羽代官支配	大石田舟改所番	1																
飛騨郡代支配	山林掛地役人頭取	9	同地役人	24	同地役人見習	13												
但馬代官支配	運上蔵役	5	口・奥蔵役	6	直入役	5	見廻役	20	口役	16	地方見習	5	銀山方見習	4	総門番	1	朱封印役	1
石見代官支配	銀山附役人組頭	5	同役人	26	同同心木屋頭	3	同同心	28	同小間小頭	2	同中間	21						

第2-1表:地役人の本国

本国	人数	%
石見	37	61.7
出雲	1	1.7
安芸	1	1.7
長門	6	10.0
武蔵	2	3.3
大和	1	1.7
河内	1	1.7
甲斐	3	5.0
近江	2	3.3
相模	1	1.7
駿河	1	1.7
和泉	1	1.7
山城	1	1.7
未詳	2	3.3
合計	60	100.0

第2-2表:地役人の採用年

採用年	人数	%
慶長 5 年	2	3.3
慶長 6 年	4	6.7
慶長 7 年	2	3.3
慶長 8 年	11	18.3
慶長 9 年	16	26.7
慶長10年	3	5.0
慶長11年	1	1.7
慶長12年	2	3.3
慶長15年	1	1.7
慶長17年	1	1.7
慶長18年	7	11.7
慶長19年	4	6.7
元和 3 年	1	1.7
天保 3 年	1	1.7
天保14年	1	1.7
未詳	3	5.0
合計	60	100.0

第3表:地役人数の推移

	銀山附役人	同心	中間	合計
元禄11年	25	48	27	100
享保13年	30	36	30	96
宝暦 2 年	27	31	23	81
文化12年	30	29	23	82
文久 2 年	30	31	23	84

史料紹介

石州銀山附寺社領帳并隠岐国寺社領について

伊藤 大貴

はじめに

本史料は、石見銀山附地役人をつとめた宗岡家が所蔵した史料群に含まれている。表題にあるように、石見銀山料ならびに隠岐国の寺社領についての記録であるが、単に寺社の名前と所在地・石高だけでなく、寺院の本末関係の情報や寺社領の由緒もあわせて注記されている。また、寺社領の由緒には各寺社が所持した古文書等の情報が記されており、現在では確認されていない史料も見えるため、貴重である。そこで本稿では史料の概要や古文書情報の注記から読み取れる内容等を述べた上で末尾に全文を翻刻し、紹介することにした。

一、概要

まず、本史料の概要を述べておく。形態は横半帳。表紙の表題右横には「元禄五年申八月」と記されている。ただし、この年月に関しては「石州銀山附寺社領帳」（以下①と呼ぶ）が作成された年代を指している。同じく本史料に収録されている「隠岐国寺社領帳」（作成年月・貞享五年八月、以下②と呼ぶ）とは年代が異なる点は注意しなければならない。また、表題には記されていないが、本史料末尾には「石州邑智郡松平主水殿上知寺社領帳」（作成年代・元禄五年八月、以下③と呼ぶ）も収められており、全三点の寺社領記録が収録されている。

①と③は作成年代が同一である。元禄五（一六九二）年は石見銀山代官・由比長兵衛が解任された年に当たる。③の奥書には「是者長兵衛様（由比）方覚右衛門様引渡帳写」とあり、由比長兵衛の後任代官・後藤覚衛門宛

てに作成した引継ぎ書類であったことが読み取れる。①にはそのような記載は見当たらないが、①と③の作成年代と署判者は同一であるから、①も③と同様の目的で作成した記録と判断してよいだろう。

一方で②は貞享五（一六八八）年に由比長兵衛が作成した記録である。この年、隠岐国は石見銀山代官の支配地に入っている。②の表題には「江戸江上ル扣」とあり、宛先も「御勘定所」となっている。新たに支配地になったことを契機として作成し、江戸幕府勘定所へ提出した記録であろう。

さて、①～③はいずれも写本であるが、本史料の表紙左下には「宗岡氏」と記されている。同じ頃、宗岡光重は「元禄四年万覚書」や「元禄六年石雲隠覚集」を作成している¹⁾。特に「元禄六年石雲隠覚集」のうち、隠岐国の寺社情報については、②の内容がもとになっているとされる²⁾。本史料の場合、これらの覚書類とは異なり、宗岡光重が作成したことを示す確かな証拠はないが、宗岡氏が編纂に関わった覚書類に影響を与えたことを踏まえると、宗岡光重が編纂に当たって筆写したと考えてもよいのではなかろうか。

二、石見銀山料の寺社と古文書情報

本史料には主として寺社領の石高、所在地の村名、寺社名が列記されている。このうち、成立年代が他と異なる②は注記が乏しく簡略な内容が多い。一方で①・③の場合、寺院には本末関係についての情報が付記されているほか、寺社が所持する証文の情報も掲載されている。石見銀山代官所によって、料内寺社領の由緒を示す証文の情報が収集・把握されていたこと、その情報が次の代官へ引き継がれていた様子がうかがえる。加えて証文の有無についても所在地の村役人や本寺など関係先に確認したことが記されており、一七世紀末の石見銀山料内における寺社

関係の古文書所在情報がある程度知り得ることができる。

とりわけ、これら証文の中には、戦国期に当地を支配した毛利氏などによって発給された文書が複数含まれている。例えば、邇摩郡西田村・湯里村の寺社領の場合、元龜三（一五七二）年の毛利輝元による「証文」や文祿四（一五九五）年の毛利家臣による地下引方石高の「書付」が存在するとある。過去に東京大学史料編纂所が作成した影写本等には該当史料が収められている⁽³⁾。また、現時点ではその存在を把握できない古文書情報も多数含まれている点も重要である⁽⁴⁾。今後の調査の際に参考となり得るだろう。

一方で本史料掲載の古文書情報が全てではないことは留意しなければならない。寺社領の由緒となる証文（安堵状や寄進状、打渡状、検地帳）に限定しているため、そうでない場合は掲載していない。一例を示すと、安濃郡川合村の一宮大明神（現・物部神社）の場合、徳川将軍家から発給された朱印状の情報のみ記している。一宮社家の金子氏が所持した中世文書群、一宮宛てに発給された大内・毛利氏などの社領寄進状の情報は、一七世紀段階の一宮社領には直接関係しないため、一切掲載していないのである⁽⁵⁾。

加えて当然のことではあるが、寺社領を持たない寺社は掲載していない。本史料に掲載している寺社は石見銀山料内に所在する寺社全てを網羅したわけではない点もあわせて注意する必要がある。

おわりに

本稿では宗岡家文書に収められている寺社領帳の紹介を行った。本史料は一七世紀末段階の石見銀山料における寺社領の実態とその由緒となる古文書情報を含む貴重な史料といえる。また、本史料のような中世文書の情報を含んだ近世史料の把握は今後の課題として残されていると感

じる。今後は本史料掲載の古文書について調査を実施するだけでなく、中世史料調査に関していえば、近世史料にも視野を広げた調査が必要となろう。

【注】

(1) 矢野健太郎「解題「元禄四年万覚書」・藤原雄高「解題「元禄六年石雲隠覚集」」『石見銀山歴史文獻調査報告書X 元禄四年万覚書・元禄六年石雲隠覚集』島根県教育委員会編集・発行、二〇一四年。

(2) 前掲注(1) 藤原解題。

(3) 元龜三年二月一日「毛利輝元安堵状」『中世大田・石見銀山関係史料集』六八八号、文祿四年二月一日「湯三方村清源寺領付立写」『中世大田・石見銀山関係史料集』一〇五七号。いずれも竹内家文書。

(4) 例えば、大家本郷の宗通寺（曹洞宗、湯谷村長江寺末寺）は慶長二年の羽仁美濃守の証文を所持したというが、現在廃寺となっている。建物のみ集会所として現存する。

(5) 物部神社文書や金子家文書については、『中世大田・石見銀山関係史料集』掲載分や同書の解題を参照。

【凡例】

・本史料は、宗岡家文書のうち史料番号二一八「石州銀山附寺社領帳并隠岐国寺社領」を翻刻したものである。

・本文には適宜、読点（、）や並列点（・）を加えた。

・底本の体裁を原則としたが、史料の意味を変えない範囲で適宜、改行を行った。

・字体は原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原文の

まま表記した。

・異体字・俗字・略字・合字のうち、扣（ひかえ）・方（より）については原文のまま表記した。

・変体仮名は、現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる江（え）・而（て）・与（と）・ニ（に）・者（は）・茂（も）については、原文のまま表記した。

・虫喰・破損などで判読できなかった文字は、□でその状態を示した。

・くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。

・誤字・脱字・衍字については、原文のまま表記し、その字句の横に（ママ）と入れた。誤記が明らかな場合は正しい文字を（ ）内に注記した。

・本文中に朱字で丸が付されている箇所については、記号の○を用いて表記した。

【翻刻】

（表紙）

「元禄五年申八月

石州銀山附寺社領帳

并隠岐国寺社領

宗岡氏」

一、高六拾石

佐摩村

○大森大明神領

是者高之外古来方所務仕候、但慶長七寅年大久保石見守殿寄附之証文在之、此末何茂高之外二御座候、数多候故、断書ハ略申候、

禅宗洞家銀山龍昌寺末寺

一、高式石三升

同村

正寿寺領

是者証文無御座候、大森大明神為神宮寺之由銀山龍昌寺并所之庄屋・年寄手形御座候、

一、高五拾石

三久須村

○銀山山神領

是者慶長七年大久保石見守殿支配之内寄附之証文御座候、

菟石五斗二成

一、高五石

同村

○八幡領

内菟石五斗ハ□無之由ニ而菟石衛門様御改減

是者慶長七寅年大久保石見守殿寄附之証文御座候、

禅宗洞家大森榮泉寺末寺

一、高三石

三久須村

○用念寺領

是者毛利輝元方寄附之由但証文ハ紛失、本寺榮泉寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五石

白坏村

○八幡領

是者慶長七寅年大久保石見守殿寄附之証文有之、

天台宗聖護院末寺

一、高式石

同村

銀山山神神宮寺領

是者証文紛失之由住持寺并所之庄屋・年寄手形御座候、

一、高式石五斗式升

福原村

○八幡領

是者毛利輝元寄附、家来羽仁美濃守方慶長式年坪付之書付、竹村丹後守殿為可入御披見伏見江持参候由、竹村丹後守殿手形在之、

禅宗洞家越前国興禅寺末寺

一、高式石七升

忍原村

明光寺領

是者証文無御座候、先祖代二火事二焼失之由当住并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壺石五升 同村 銀山山神神宮寺領

是者証文紛失之由住寺并所之庄屋・年寄・頭百姓手形御座候、

一、高五升 同村 若一王子領

是者証文紛失之由神主斷書指上ケ申候、

一、高三石壺升 祖式村 八幡領

是者証文火事ニ焼失仕候由、但元和八戌年檢地帳ニ載、祖式村石高御除被下之由神主斷書指上ケ申候、

一、高四石壺斗九升 祖式村 円福寺領

是者証文六代已前之住持紛失之由伝承候、但元和八戌年檢地帳ニ載、石高御除被下之由当住并庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三石 西田村 〇八幡領

是者元龜三年毛利輝元寄附之証文、湯里村八幡領共二八石、壺通二有之、其後文祿四年右家来浅原藤右衛門・永歛・岩内六郎右衛門地下石高引方ニ書付在之、

一、高五石 湯里村 〇八幡領

右同断、

一、高五石六斗五升 西田村 〇清元寺領

是者文祿四年毛利輝元家来浅原藤右衛門・永歛・岩内六郎右衛門地下石高引方ニ書付、湯里・西田八幡領一紙ニ有之、当住并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三石四斗四升 荻村 〇鷲峯寺領

是者慶長貳年毛利輝元家来羽仁美濃守ノ坪付之証文有之候ヲ竹村

丹後守殿為可入御披見伏見江持参之由、丹後殿手形有之写指上置申候、当住并庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壺石八斗 小浜村 〇嚴島領

是者永祿六年毛利輝元家来南湘院・秋山次郎右衛門・飯田七郎右衛門坪付之証文ハ紛失之由写指上申候、其後竹村丹後守殿御支配之時二右断書指上ケ申候由神主書付指上申候、

一、高八石 大國村 〇八幡領

是者証文無御座候、但慶長四年毛利輝元家来高須市之助坪付書付在之写指上ケ置申候、

一、高五石 同村 〇金皇寺領

是者天正九年毛利元春証文有之并同家来但馬守・木工允・因幡守石付之打渡、其後同家来南湘院坪付之打渡有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三石 天河内村 八幡領

是者証文何比紛失仕候哉無御座候、神主斷書指上ケ申候、

一、高五石三升 同村 善興寺領

是者証文住持代替之節紛失無御座候由当住并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壺石 馬路村 乙見大明神領

是者証文何比紛失仕候哉無御座候之由、神主斷書指上ケ申候、

一、高五斗 同村 真光寺領

是者証文何比紛失仕候哉無御座候、本寺宝隆寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高貳石五斗 仁万村 ○八幡領

是者証文何比紛失仕候哉無御座候、但竹村丹後守殿支配之時役人安部彦兵衛檢地之刻、石付手形有之写指上ケ置申候、神主断書御座候、

一、高五斗 同村 敵島領

是者証文無御座候之由神主断書御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石五升 同村 城福寺領

是者証文無御座候、前々方所務仕来候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壹石五斗五升 宅野村 八幡領

是者証文何比紛失仕候哉、無御座候之由、神主断書御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石三斗 同村 波啼寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壹石貳斗 礪竹村 八幡領

右同断、神主断書御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石 同村 ○銀山長樂寺領

是者文祿三年毛利輝元家来佐瀬与三左衛門・林志摩証文有之、住持并所之庄屋・頭百姓・年寄手形御座候、

一、高壹石 鬼村 ○大歳領

是者慶長五年毛利輝元家来高須市之助檢地之刻石付之打渡有之、代々御奉行所江此書付御披見被成所務仕候由、断書御座候、

禪宗洞家防州泰雲寺末寺

一、高四石三斗六升 同村 銀山長安寺領

右同断、住持并所之年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高拾石 今市原村 ○銀山清水寺領

是者文祿三年毛利輝元寄附、同家来佐瀬与三左衛門・林志摩証文有之、住持并所之年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石 先市原村 正補院領

是者証文紛失、数年銀山清水寺支配二付、当住并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家久利村福昌寺末寺

一、高貳斗 赤波村 正音寺領

是者証文紛失之由、無住二付、本寺福昌寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五斗 荻原村 八幡領

是者証文無御座由、断書神主指上ケ申候、

禪宗洞家大森榮泉寺末寺

一、高五斗 同村 宝福寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

天台宗聖護院末寺

一、高壹石五斗 同村 銀山神宮寺領

右同断、住持并所之年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高貳石 別符村 ○八幡領

是者慶長三年毛利輝元年貢算用狀書載有之、同家来佐石与三左衛門皆済之奥書写有之、但竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参之由写被渡、判形有之、地頭所八幡領・玉泉寺領・安樂寺領一紙二有之候、

一、高三石六斗 浜原村 八幡領

是者証文紛失之由神主断書御座候、

一、高六石 同村 妙用寺領

是者証文紛失之由住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三石九斗六升 井戸谷村 ○八幡領

是者慶長六年毛利輝元家來後七郎兵衛・伊藤平藏坪付之証文有之、

一、高七石七斗七升 都賀行村 ○八幡領

是者慶長三年毛利輝元家來山根太郎左衛門坪付之証文有之、其後竹村丹後守殿支配之時役人川井小右衛門・貝屋四郎左衛門坪付之書付有之、

一、高貳拾五石 都賀本郷 ○八幡領

是者慶長四年毛利輝元家來□内与助・□九右衛門坪付之証文貳通有之、

一、高拾七石四斗七升 同村 ○金洞寺領

是者慶長六年毛利輝元後七郎兵衛・伊藤平藏坪付之証文有之、其後竹村丹後守殿支配之時役人川井小右衛門・貝屋四郎左衛門坪付之書付有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三石三升 上野村 ○円融寺領

是者前届之証文紛失仕候、竹村丹後守殿支配之時役人川井小右衛門・貝屋四郎左衛門坪付之書付有之、

一、高五石 久喜村 ○山神領

是者竹村丹後守殿支配之時役人吉岡右近・田邊彦右衛門坪付之書付有之、

一、高四石 地頭所村 ○八幡領

是者慶長三年毛利輝元年貢算用狀二書載有之、同家來佐石与三左衛

門皆濟奥書写有之、其後竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候之由判形二而写被渡候、

一、高壹石貳斗五升 同村 玉泉寺領

右同断、一紙二書付有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五斗 内田村 安樂寺

右同断、

一、高六石壹斗八升 吾郷村 ○本庄大明神領

是者文祿四年毛利輝元家來佐久間新五左衛門・岡部庄兵衛・平川清兵衛坪付之証文并同家來三上淡路守証文有之、貳通共二竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候由、写二裏判有之、

一、高八石 川本村 ○八幡領

是者天正貳拾年毛利輝元家來石井彦右衛門・神保与三右衛門坪付証文有之候ヲ、竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候由、写二裏判有之、

一、高拾石 同村 ○全長寺領

是者天正貳拾年毛利輝元家來石井彦右衛門・神保与三右衛門坪付之証文有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高六石 川下村 ○仙岩寺領

是者天正拾年小笠原彈正忠元枝証文壹通、同十六年小笠原長雄証文并文祿四年毛利輝元家來木原木工之助・秋山次郎兵衛・杉三郎左衛門坪付之証文壹通、其後慶長貳年同家來三上淡路守坪付之書付共二三通、竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候由奥判二而被渡置候、

住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗齊家銀山大龍寺末寺

一、高六石三斗

同村

○龍源寺領

是者天正十四年小笠原長雄証文有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石

同村

○甘南備寺領

是者天正十五年小笠原彈正少弼長徳・同長雄連判証文、慶長十一年大久保石見守殿支配之時、竹村源兵衛・宗玄内駒沢勘左衛門内片岡勘四郎・今井服部伊兵衛坪付之証文写指上ケ置申候、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高弐石

同村

三嶋大明神領

是者証文何茂紛失仕候哉、無御座候、但檢地帳二書記御除地被下候由神主断書御座候、

一、高壹石

三俣村

八幡領

右同断

一、高壹石五斗

湯谷村

八幡領

禪宗洞家江州森山天光寺末寺

一、高六石五斗

湯谷村

○長江寺領

是者慶長弐年毛利輝元家来三上淡路守証文有之、写指上ケ置申候、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高九石三斗六升

大家本郷

○八幡領

是者慶長弐年毛利輝元家来羽仁美濃守坪付之証文、竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候由、写二裏判二而相渡候、

禪宗齊家銀山大龍寺末寺

一、高五石

同村

○長安寺領

是者前々方寺領有之、明寺二成候節八大久保石見守殿方銀山大龍寺へ附寺之書狀并家来永田大隅方添狀有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家湯谷村長江寺末寺

一、高三石三斗

同村

○宗通寺領

是者慶長弐年毛利輝元家来羽仁美濃守坪付之証文、竹村丹後殿為可入御披見伏見へ持参候由、写二裏判有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家湯谷村長江寺末寺

一、高三石

新屋村

○大光院領

是者慶長弐年毛利輝元方証文有之候得共、同三年六月十八日寺家炎上二付焼失仕候、然共其後無相違所務仕来申候、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一向宗雲州赤名村西蔵寺末寺

一、高三斗

福田村

○願林寺領

是者文祿四年毛利輝元家来福井太郎兵衛・石井玄蕃・木佐善次郎・熊野木工之助坪付之証文、竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候由、写二裏判有之、四代以前住持方寺号改、唯今ハ正明寺と申候、当住并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五斗

同村

○春日大明神領

是者毛利殿家来証文、竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ持参候由、写裏判も紛失申候、地下檢地帳二御書載、御除地二被成候由、神主断書御座候、

真言宗京仁和寺末寺

一、高拾四石四斗弐升

井尻村

高野寺領

是者慶長貳年毛利輝元家来高橋太郎左衛門坪付之証文、竹村丹後殿為可入御披見伏見へ持参候由、写二裏判有之、住持并庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗同村高野寺末寺

一、高貳斗

同村

安樂寺領

是者証文無御座候、本寺之高野寺支配、高野寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一向宗京西本願寺末寺

一、高壹石三斗

井田村

龍藏寺領

是者文祿四年毛利輝元家来福井太郎兵衛・石井玄蕃・佐木善次郎・熊野木工之助坪付之証文、竹村丹後守殿為可入御披見伏見へ御持参候由、写二裏判被遣候、其後当住□五代所務仕候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壹石貳斗五升

井田村

八幡領

右同断、但証文龍藏寺壹通二書載有之、

一、高五石六斗

大田村

八幡領

是者証文ハ竹村丹後守殿伏見へ御持参候由、写二裏判被遣候得共、写も紛失申由、神主断書御座候、

禪宗洞家大家本郷宗通寺末寺

一、高三石壹斗六升

同村

長福領

是者証文竹村丹後守殿伏見へ御持参候由、御書□之手形紛失仕候、其後役人河井小右衛門・黒田太郎左衛門檢地帳二載、除被置候、住持并庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗大田村長福寺末寺

一、高五斗

横道村

蓮城寺領

右同断、

一、高壹石五斗三升

南佐木村

八幡領

是者文祿四年毛利輝元家来福井太郎兵衛・石井玄蕃・熊野木工之助坪付之証文并檢地帳二三原八幡・莊嚴寺壹冊二有之、

一、高八石六斗

三原村

八幡領

右同断、

禪宗齊家京天龍寺末寺

一、高六石壹斗三升

同村

莊嚴寺

是者正安四年領主左衛門尉時宗打渡証文有之、写指上ケ申候、住持所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五斗

大貫村

權現領

是者証文無御座候、但地下檢地帳二除有之由、神主断書御座候、

一、高貳石

谷住鄉村

八幡領

是者慶長貳年毛利輝元家来三上淡路守坪付之証文有之、

禪宗洞家湯谷村長江寺末寺

一、高三石

同村

日笠寺領

是者大久保石見守殿方之証文、六十年以前寺家出火之節焼失申候由、住持并庄屋・頭百姓手形御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高拾石

三原村

銀山宝珠寺領

是者文祿三年毛利輝元寄附家来佐瀬与三左衛門・林志摩証文有之、写指上ケ置申候、銀山年寄・所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高六石

波積本郷

八幡領

是者毛利輝元方証文御座候得共紛失之由、神主方断書指上ケ申候、

禪宗洞家長州萩海潮寺末寺

一、高三石三斗

同村

福城寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗同末寺

一、高三石三斗 同村 岩龍寺領^(龜)

是者毛利殿方寄附之由、証文ハ無御座候、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

真言宗福光本領楞嚴寺末寺

一、高貳石 上村 清徳寺領

是者毛利殿方寄附之由、証文ハ紛失仕候由、住持無之付、本寺楞嚴寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高七斗 同村 嚴島明神領

右同斷、神主斷書御座候、

一、高七石四升 福光下村 八幡領

同本領

是者証文火事ニ焼失之由、神主斷書御座候、

禪宗洞家銀山龍昌寺末寺

一、高壹石四斗四升 同村下 城福寺領

是者吉川和泉守殿証文、右火事之砌焼失仕候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

浄土宗溫泉津西念寺末寺

一、高壹石五斗六升 同村下 浄光寺領

右同斷、

真言宗福光本領楞嚴寺末寺

一、高五斗 同林村 龍泉寺領

是者証文紛失仕候由、無住二付、楞嚴寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

真言宗京仁和寺末寺

一、高壹石三斗三升 同本領 楞嚴寺領

是者証文先年炎焼失仕候、地下水帳ニ書載有之二付、寺領無相違所務仕候、住持・所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一向宗溫泉津西樂寺末寺

一、高壹石 同村 隨光院領^(マヤ)

是者証文先年庄屋所ニ而焼失仕候由、住持・所之庄屋・頭頭百姓手形御座候、

一、高三石 都治本郷 八幡領

是者証文無御座候、地下檢地帳ニ書載御除被成候由、神主斷書御座候、

禪宗齋家京東福寺末寺

一、高四石 都治本郷 慈恩寺領

是者古来方所務仕来申候、証文ハ焼失仕候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高拾石 波積本郷 銀山太鼓堂領

是者証文先年焼失仕候、古来方所務仕候由、銀山長樂寺并年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高貳石貳斗貳升五合 市村 八幡領

是者証文御座候処、先年社頭炎上之砌焼失仕候、檢地帳ニ御除ニ遣候由、神主斷書御座候、

禪宗齋家京東福寺末寺

一、高三石八斗九升三合 同村 清泰寺領

是者古来方所務仕候、小笠原中務殿寄附之証文、拾九年以前洪水ニ流失仕候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五石貳斗五升 江田村 祇園領

是者江津領主都野左衛門家来多田彦右衛門・大嶋弥三兵衛証文御座候、浜田領二宮大明神証文与一紙ニ有之由、神主斷書御座候、

禪宗洞家石州三隅龍雲寺末寺

一、高七石

同村

普齊寺領

是者慶長三年江津領主都野左衛門家来大嶋弥三兵衛・多田彦右衛門
坪付之証文有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家京東福寺末寺

一、高七石壹斗

同村

観音寺領

右同断、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石七斗四升三合

江田村

東向寺領

右同断、但証文者浜田領宮ノ谷大宝坊二有之由、住持并所之庄屋・
頭百姓手形御座候、

禪宗洞家銀山龍昌寺末寺

一、高五石四升

久利村

福昌寺領

是者文祿四年毛利輝元家来松原七右衛門・世良小兵衛・久芳与三兵
衛坪付之証文并同家来羽仁美濃守証文有之、住持并所之庄屋・頭百
姓手形御座候、

一、高三石

同村

氏宮領

是者証文紛失、地下檢地帳二書載、御除被遣候由、神主断書御座候、

一、高三石五斗

同村

八幡領

右同断

禪宗洞家銀山長福寺末寺

一、高式石式斗

同村

長祐寺領

是者毛利輝元家来羽仁美濃守坪付之証文并文祿四年同家来相原七
郎右衛門書付、竹村丹後守殿為可入御披見二伏見へ持参候由、写二
裏判被相渡候由、無住二付本寺長福寺・所之庄屋・頭百姓手形御座

候、

禪宗洞家大森榮泉寺末寺

一、高壹石

同村

甘露寺領

是者毛利輝元方寄附之由証文紛失、住持并所之庄屋・頭百姓手形御
座候、

一、高壹石五斗

行恒村

八幡領

右同断、神主断書御座候、

禪宗洞家静間村円通寺末寺

一、高壹石五斗

同村

城福寺領

右同断、本寺円通寺并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家銀山長安寺末寺

一、高五石

静間村

円通寺領

是者元龜三年毛利輝元証文并天正廿年同家来服部宗歆証文、文祿四
年同家来山田源五左衛門坪付之書付有之、住持并所之庄屋・頭百姓
手形御座候、

一、高五石

同村

嚴島明神領

是者元龜三年毛利輝元寄附之証文有之、但石付無之、神主断書御座
候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高式拾石

静間村

金剛山領

是者元龜年中毛利輝元証文有之候ヲ慶長六年四月廿八日寺家炎上
之節焼失仕候由慶長拾老年大久保石見守殿檢地役人川井小右衛門
坪付之書付有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗同寺末寺

一、高式拾石

延里村

山倉寺領

是者元龜年中毛利輝元寄附之由二候得共証文紛失仕候、住持并所之

庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高式石 同村 八幡領

是者天正廿年毛利輝元家来波多野九兵衛証文并慶長八年大久保石見守殿支配役人川井小右衛門・石橋宮内書付有之、

一、高式石式升 稲用村 八幡領

是者毛利輝元寄附之由証文紛失神主断書御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高尨石七斗 同村 宝倫寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家静間村円通寺末寺

一、高五斗 土江村 慶福寺領

是者古証文紛失慶長八年大久保石見守殿支配役人河井小右衛門・石橋宮内坪付之書付有之、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高尨石五斗 鳥井村 八幡領

是者古証文無御座候、慶長八年大久保石見守殿家来石橋宮内・長井勝右衛門・景山利兵衛・萩原五郎左衛門坪付之書付御座候、

真言宗高野山正智院末寺

一、高五石 同村 銀山長樂寺領

是者文祿三年毛利輝元寄附家来佐瀬与三左衛門・林志摩証文有之、住持并年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高尨石 野井村 八幡領

是者古証文無御座候、慶長八年大久保石見守殿支配役人川井小右衛門・石橋宮内坪付之書付有之、

禪宗洞家銀山長安寺末寺

一、高三石 野井村 浄土寺領

是者証文無御座候、地下検地帳二載御除有之由、所之庄屋・頭百姓

手形御座候、

一、高式石 鳥越村 八幡領

右同断、神主断書御座候、

禪宗洞家静間村円通寺末寺

一、高式石 同村 城福寺領

是者慶長八年大久保石見守殿役人石橋宮内・長井勝右衛門・景山利兵衛・萩原五郎左衛門坪付之証文紛失仕候、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高拾三石 波根東村 八幡領

是者毛利輝元証文天正十六年五月社領炎上二焼失之由伝承候、其後大久保石見守殿役人川井小右衛門・石橋宮内検地帳二書載有之由、神主断書御座候、

浄土宗同村長福寺末寺

一、高尨石五斗三升 波根東村 神宮寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

浄土宗浄花院末寺

一、高拾石七升 同村 長福寺領

是者毛利輝元証文先年住持芸州へ移住之時持参候而紛失、地下検地帳二書載御除被成候、住持・所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高五斗 仙山村 花雪大明神領

是者毛利輝元証文焼失之由、神主断書御座候、

浄土宗波根東村長福寺末寺

一、高五斗 同村 阿弥陀寺領

是者住持中絶之砌証文紛失之由、所之庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗同末寺

一、高尨石三升 朝倉村 法重寺領

是者証文紛失古来方所務仕来候由、所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三斗 同村 王子權現領

右同断、神主断書御座候、

一、高三斗三升 神原村 若一王子領

是者毛利輝元証文火事二焼失之由、神主断書御座候、

真言宗京仁和寺末寺

一、高三斗 神原村 吉祥寺領

是者毛利輝元寄附之由証文者紛失仕候、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壹石 用田村 八幡宮領

是者証文紛失之由、神主断書御座候、

禅宗洞家銀山長福寺末寺

一、高三石 同村 安立寺領

是者毛利輝元証文寺家火事二焼失申候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壹石五斗 刺賀村 八幡宮領

是者毛利殿証文紛失之由、神主断書御座候、

禅宗洞家雲州龜瀧村惣光寺末寺

一、高貳石 同村 円光寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗防州泰雲寺末寺

一、高拾石六斗六升 同村 銀山長安寺領

是者慶長五年毛利輝元家来高須市之助檢地之節石付之打渡有之、住持并年寄・所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三石六斗 大田南村 八幡領

是者毛利殿方寄附之証文先年之火事之砌焼失之由、神主断書御座候、

一、高三石五斗 同北村 八幡領

是者毛利殿方寄附之由証文紛失、慶長八年大久保石見守殿檢地役人石橋宮内・長井勝右衛門・景山理兵衛・萩原五郎左衛門坪付之書付有之、

真言宗高野山正智院末寺

一、高貳石 同村 円応寺領

是者毛利殿方元龜年中二寄附之由証文八四代以前住持教導乱行不律二而寺家立退之時不相渡候由当住并所之年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

同宗同断

一、高五石 同南村 天神領惣光寺

是者住持中絶之砌証文紛失仕候由、当住并所之年寄・庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三斗 才坂村 權現領

是者証文先年火事二焼失申候由、神主断書御座候、

禅宗洞家銀山龍昌寺末寺

一、高五斗 同村 養安寺

是者毛利殿寄附之証文寅ノ洪水二寺平寺領共二流失申候、本寺龍昌寺・所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高壹石三斗 山中村 權現領

是者証文紛失之由、神主断書御座候、

禅宗洞家銀山龍昌寺末寺

一、高壹石 同村 松林寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高貳石 吉永村 八幡領

右同断、神主断書御座候、

禪宗洞家防州富田村龍文寺末寺

一、高五石 同村 建興寺領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高式斗 多根村 八面大明神領

右同断、神主断書御座候、

禪宗洞家雲州山口村瑞心寺末寺

一、高式石式斗三升二合 同村 宝陀寺領

此畠坪式反式畝拾歩

右同断、但地下名寄帳二書載檢地二成候由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高三百石 川井村 一宮大明神領

是者御代之御朱印頂戴仕罷有候、

浄土宗京智恩院末寺

一、高五石 同村 福城寺領

是者証文紛失之由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家防州富田村龍文寺末寺

一、高五石 同村 浄光寺領

右同断、

禪宗洞家川合村浄光寺末寺

一、高老石 同村 法泉寺領

右同断、

一、高式石 同村 若一王子領

右同断、神主断書御座候、

天台宗雲州鰐淵寺末寺

一、高八石四斗 円城寺村 西林坊

妙寿坊

内四斗 鎮守蔵王権現領

是者開基之時分醍醐院御寄附五百石之地二而御座候処二毛利代二御取上中絶仕候、其後大久保石見守殿方此寺領寄進被成候、証文者式拾四年已前寺内出火二焼失仕候由、住持并庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高式石 池田村 八幡領

是者毛利殿方寄附之由二候得共証文紛失、慶長年中大久保石見守殿役人山浦吉左衛門檢地帳書載御除被成候由二而名寄帳二有之由、神主断書御座候、

禪宗洞家相淵村円光寺末寺

一、高老石 志学村 大乘寺領

是者証文紛失之由、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

一、高七斗 同村 八面大明神領

右同断、神主断書御座候、

一、高式斗 加淵村 今社大明神領

右同断、

一、高三斗 上山村 八面大明神領

右同断、

浄土宗川合村福城寺末寺

一、高五斗 同村 浄光院領

右同断、住持并所之庄屋・頭百姓手形御座候、

禪宗洞家浜田領益田村妙儀寺末寺

一、高老石四斗五斗 津茂村 久光庵領

右同断、

右寄

高六百三拾七石三斗五升五合 社領

三石八斗五升五合二成

高三百六拾三石七斗六升九合 寺領

合千壹石壹斗貳升四合

九百九拾七石六斗貳升四合二成

内

三百石 御朱印地

七百壹石壹斗貳升四合

六百九拾七石六斗貳升四合二成

御朱印無之

右者石州銀山附寺社領如此二御座候、以上

元禄五年^申

由比長兵衛代

八月

原遠作平

角田源六

鹿野忠兵衛

中西市兵衛

江戸江上ル扣御勘定所

貞享五年辰八月

上書

隱岐国寺社領帳

由比長兵衛

内書

隱岐国寺社領

島前之内海士郡

海士村

一、高貳拾石

後鳥羽院御旧跡

苅田寺領

一、高三石

安国寺領

宇津賀村

一、高拾石

大明神領

崎村

一、高拾貳石

大峯領

但山代每年大峯入申二付被下之由二御座候、

小以四拾五石

島前之内知夫里郡

知夫里村

一、高壹石

春光寺領

一、高壹石

渡大明神領

浦之郷

一、高貳斗五升

浄福寺領

一、高貳斗五升

有光寺領

一、高貳斗五升

山王領

一、高貳斗五升

大明神領

美田村

一、高拾石

焼火権現領

一、高壹石

八幡領

一、高壹石

長福寺領

小以拾六石

島後之内越知郡

都万村

一、高三石

八幡領

一、高壹石 高田大明神領
一、高壹石 寺領

但真言宗千光寺毎年国土之御祈念仕候二付、前々方被下之由二御座候、

一宮村

一、高拾石 社領

但大明神外宮毎年祭仕候、入用前々方如此被下之由二御座候、

久見村

一、高貳石 内宮領

小以拾七石

島後之内周吉郡

中村

一、高貳石 月日領

元屋村

一、高貳石 月日領

建福寺領

一、高三石 本郷村

八幡領

一、高貳石 有本村

大満寺領

一、高拾石 国分寺村

一、高五石 寺領

但真言宗国分寺旧跡仁王堂杯有之、惣社大明神祭之時坊主罷出候
二付、前々方被下之由二御座候、

加茂村

一、高貳石 大明神領

惣社村

一、高拾石 社領

但大明神五月五日二毎年祭流鏑馬八人之乙女出口々規式有之二付、先規方被下之由二御座候、

護国寺村

一、高八石 寺領

但禪宗護国寺旧跡二每年被下之由二御座候、

矢尾村

一、高三石 八幡領

一、高貳石 天神領

小以四拾九石

合百貳拾七石

右者隠岐国寺社領村々高之内二而古来方被下来、郷帳等二も毎年書記差上被申候由二御座候、以上

貞享五年辰八月 由比長兵衛

御勘定所

上書 元禄五年申八月

石州邑智郡松平主水殿上知寺社領帳

禪宗洞家高見村清桂寺末寺

一、高四石五斗 布施村 長源寺領

是者高之外古来方所務仕候、但石井彦右衛門・米原三郎左衛門証文有之、右証文二ハ四石八斗と書付御座候得共、松平主水殿御上知引渡候節浜田役人布施与五右衛門・石川団之丞方之書付二四石五斗と

御座候ニ付、如此石井彦右衛門・米原三郎左衛門□□家来共知不申証文年号茂分明ニ無御座候、

一、高五石

原村

八幡領

右同断、但小泉源十郎・岡田五右衛門証文有之、右証文浜田領上出羽八幡領と一紙ニ有之、本書者上出羽神主方ニ有之由ニ御座候、小泉源十郎・岡田五右衛門誰家来共知不申証文年号も無御座候、

一、高壹石式斗三升

八色石村

八幡領

是者高之外古来方所務仕候、但大久保十兵衛殿家来今井宗玄慶長八年証文有之、右証文ニハ壹石式斗五合と有之候得共、布施与五右衛門・石井団之丞方之書付ニ壹石式斗三升と御座候ニ付如此、

一、高式石六升五合

宮内村

権現領

右同断、但杵尾彦左衛門・石井惣兵衛天正式拾壹年証文有之、右兩人誰家来ニ御座候哉知不申候、

合拾式石七斗九升五合

四石五斗

寺領

内

八石式斗九升五合 社領

右者石州邑智郡松平主水殿上知寺社領如此御座候、以上

元禄五年申八月

由比長兵衛代

原遠作平

角田源六

鹿野忠兵衛

中西市兵衛

是者長兵衛様方覺右衛門様引渡帳写

石州右寄

社領高六百四拾式石壹斗五升

寺領高三百六拾八石式斗六升九合

合千拾石四斗壹升九合

【付記】

本史料の翻刻については一橋大学大学院博士後期課程の斎藤一氏のご協力を賜りました。末尾ながら記して御礼申し上げます。

史料写真

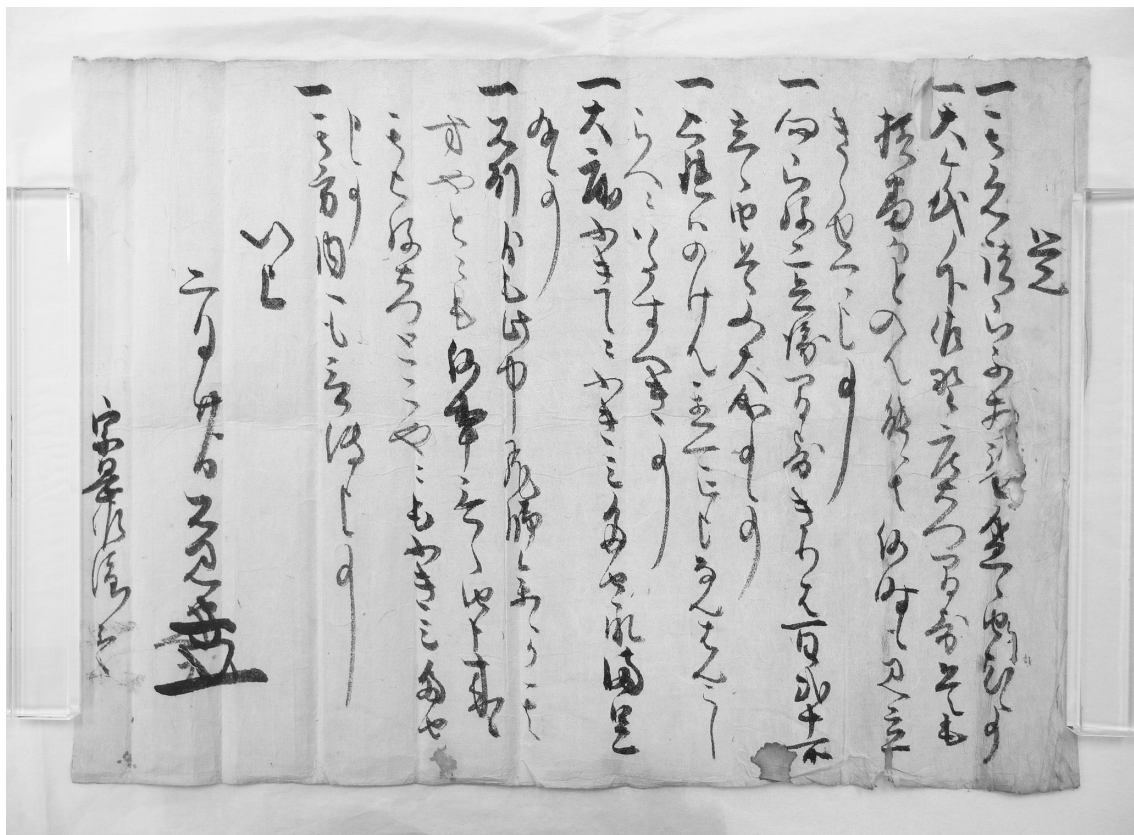
近世前期石見銀山奉行・代官等関係文書

（阿部家文書）

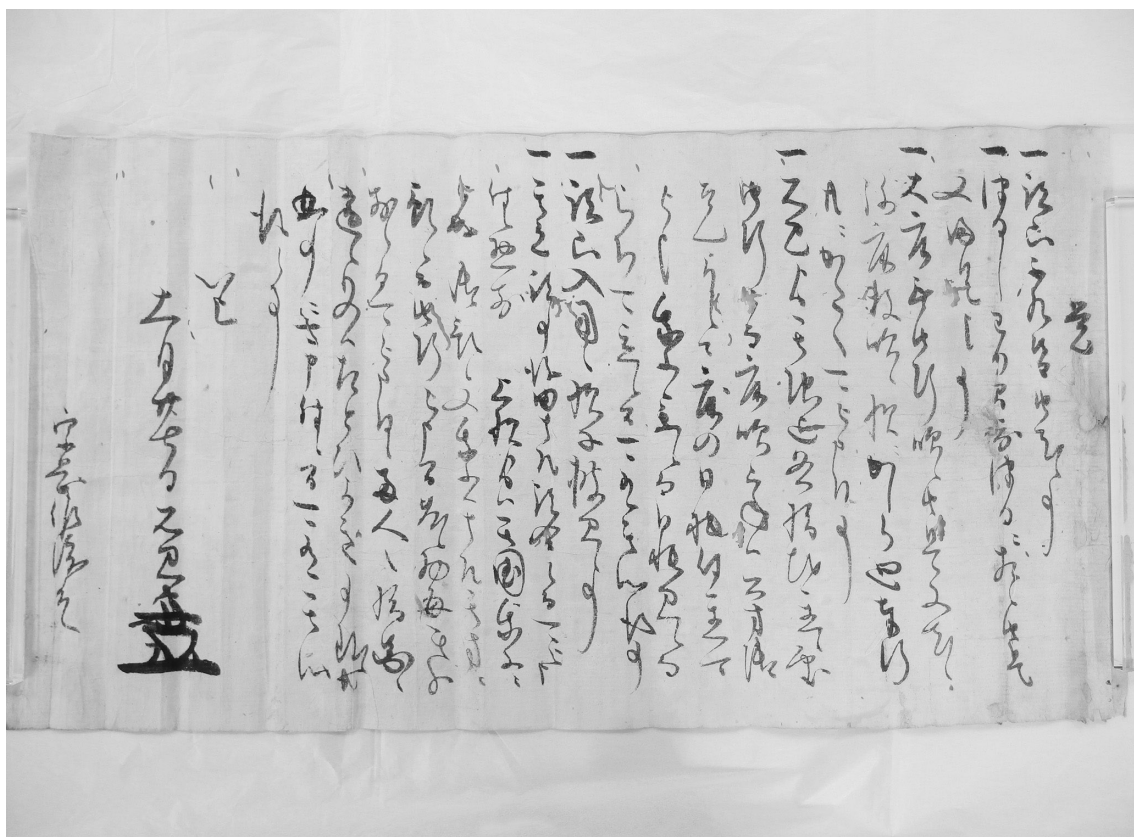
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、

一
 予等も、幸蒙て又と改
 く、信州の事、いふに之を
 れども、又しちあること、
 申さるゝ所あり。さうは
 漢金抄書目録のむす人
 と、
 余は、そのむす人のこと
 ありき。是れ、大なりく、こころ
 にも、
 たり。ちる、こと、
 文

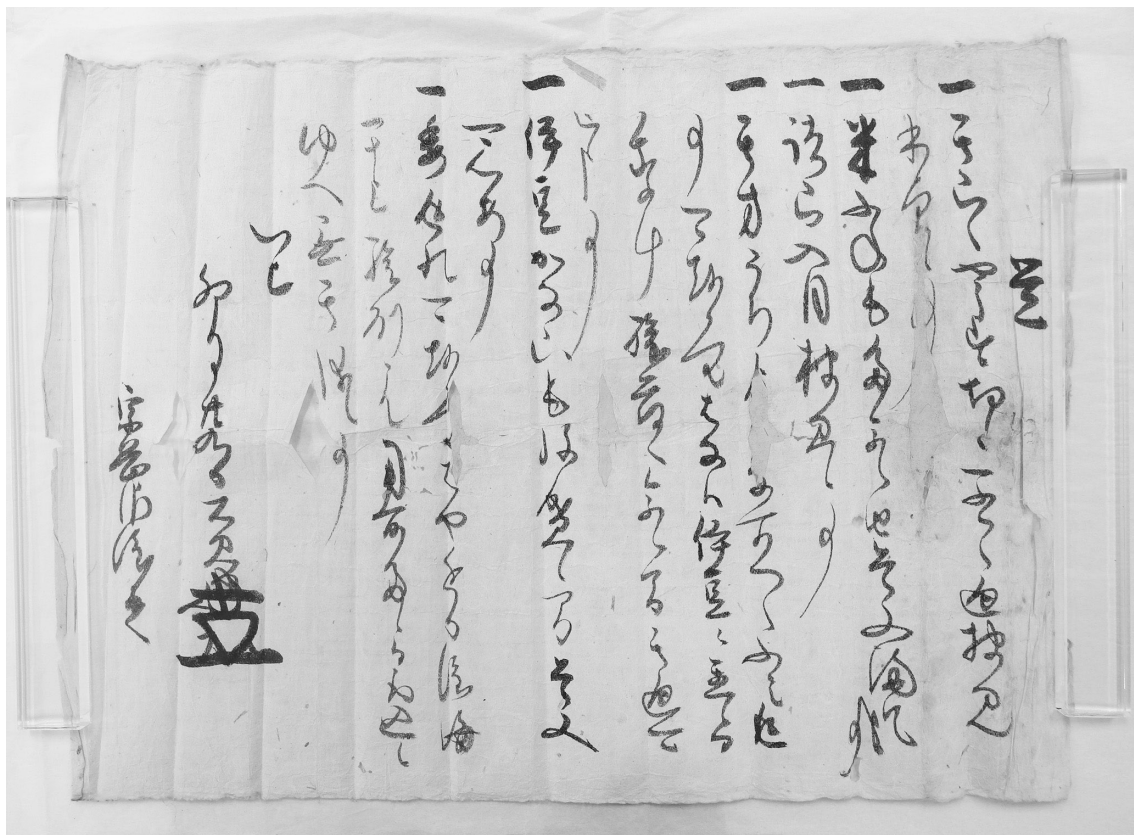
宋孝宗皇帝



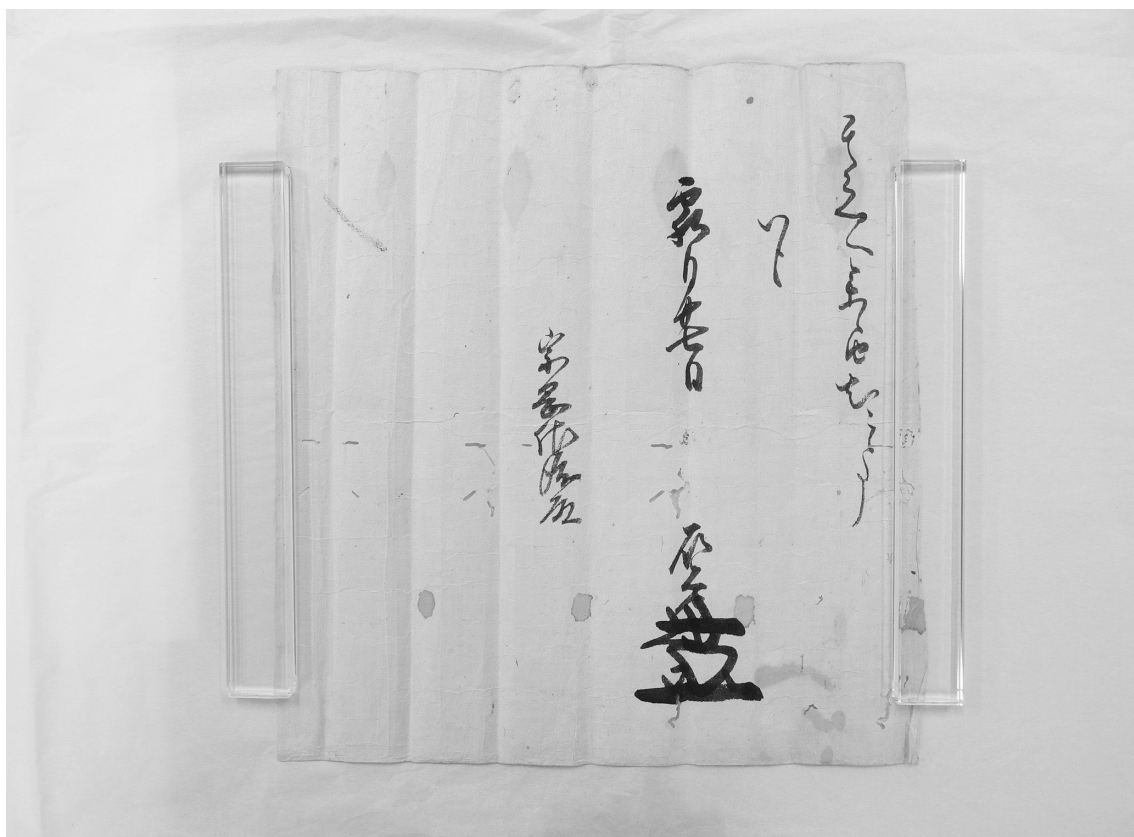
3 大久保長安書状



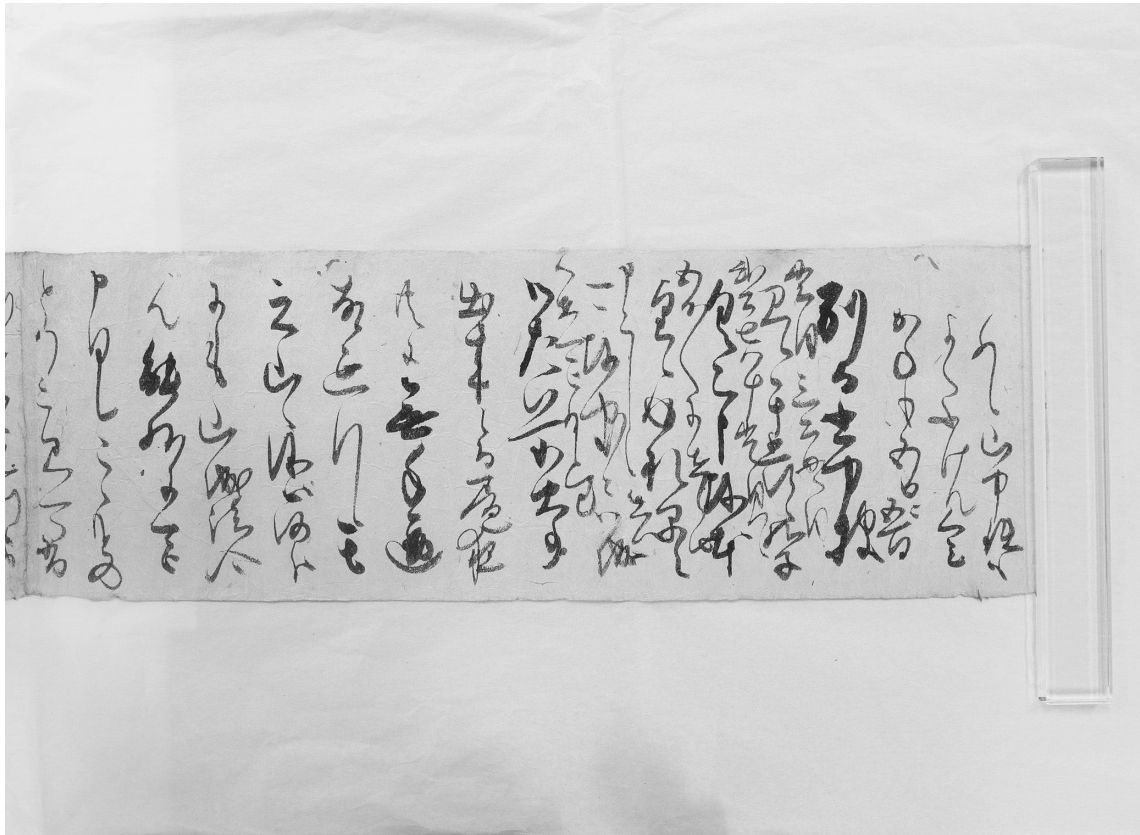
4 大久保長安書状



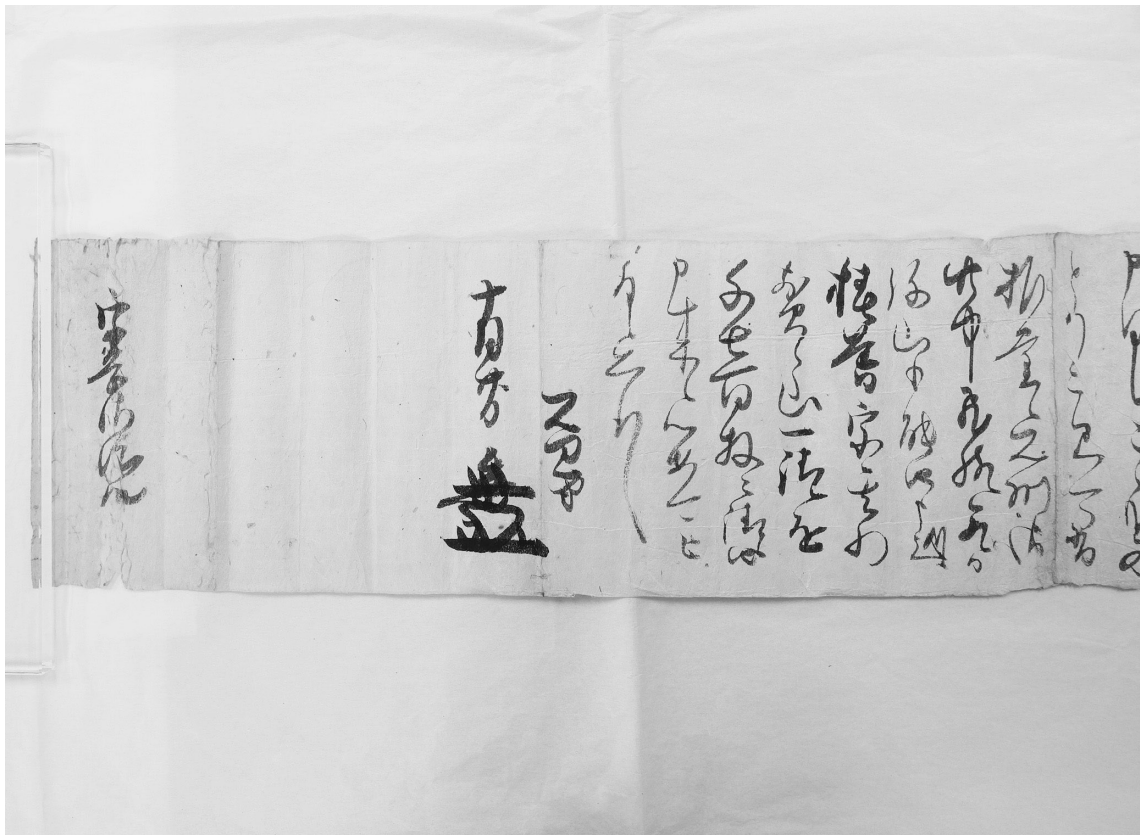
7 大久保長安書状



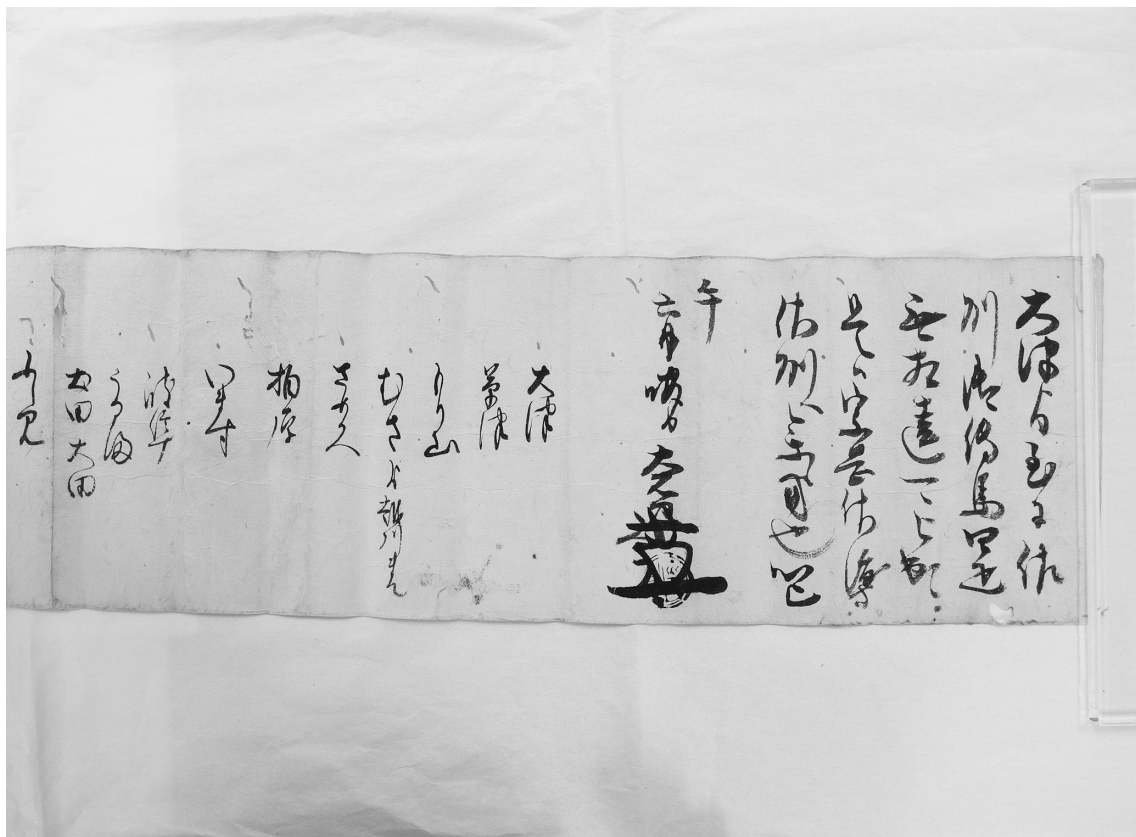
8 大久保長安書状断簡



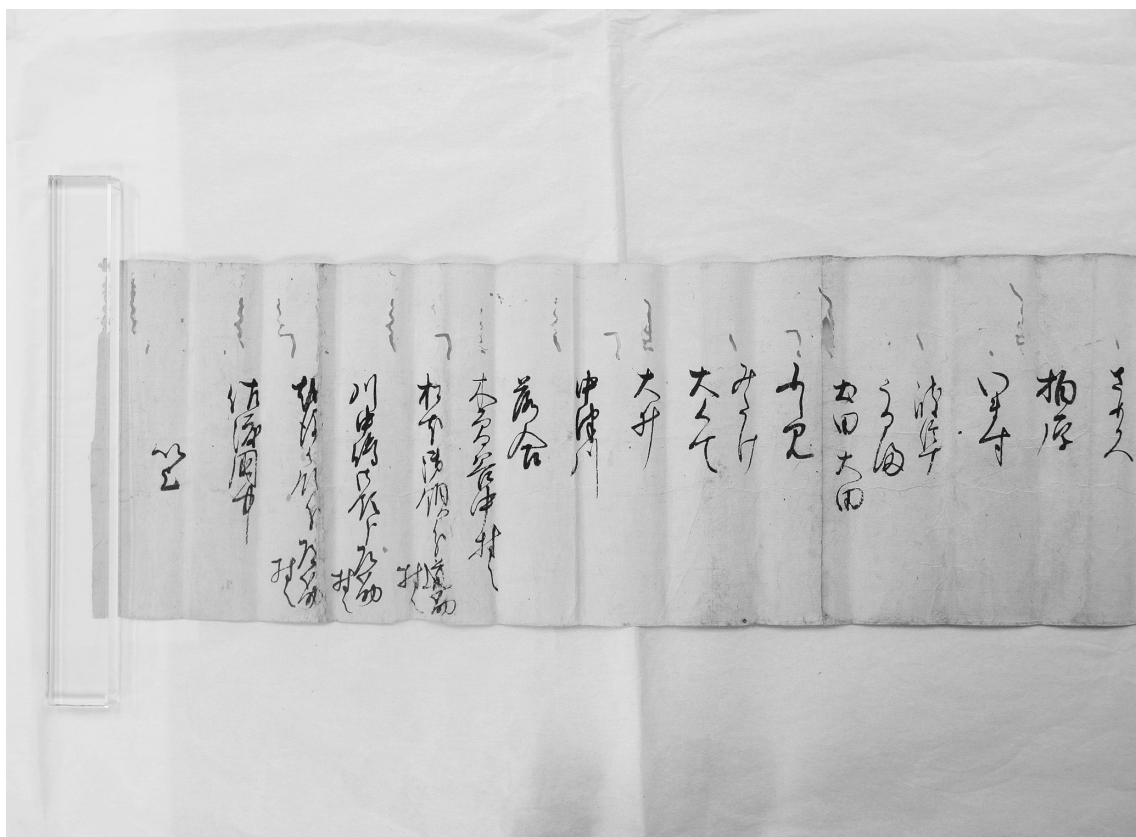
9-1 大久保長安書状 (1)



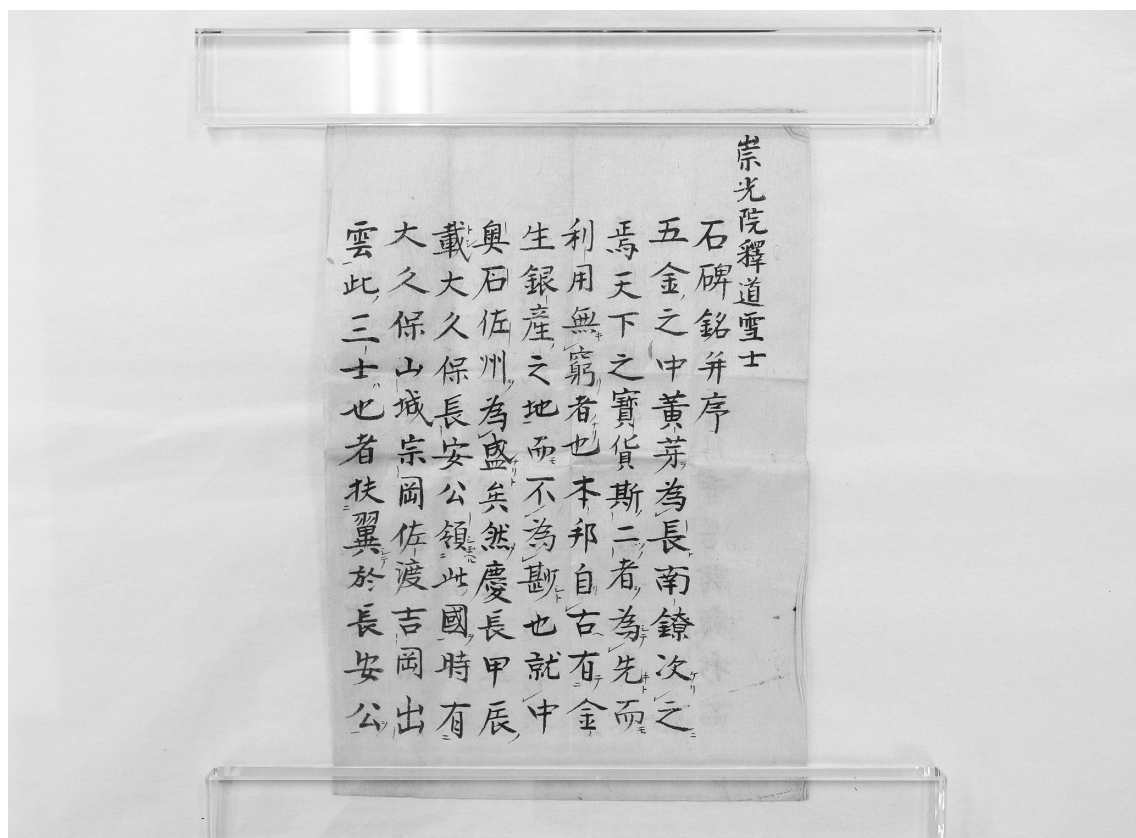
9-1 大久保長安書状 (2)



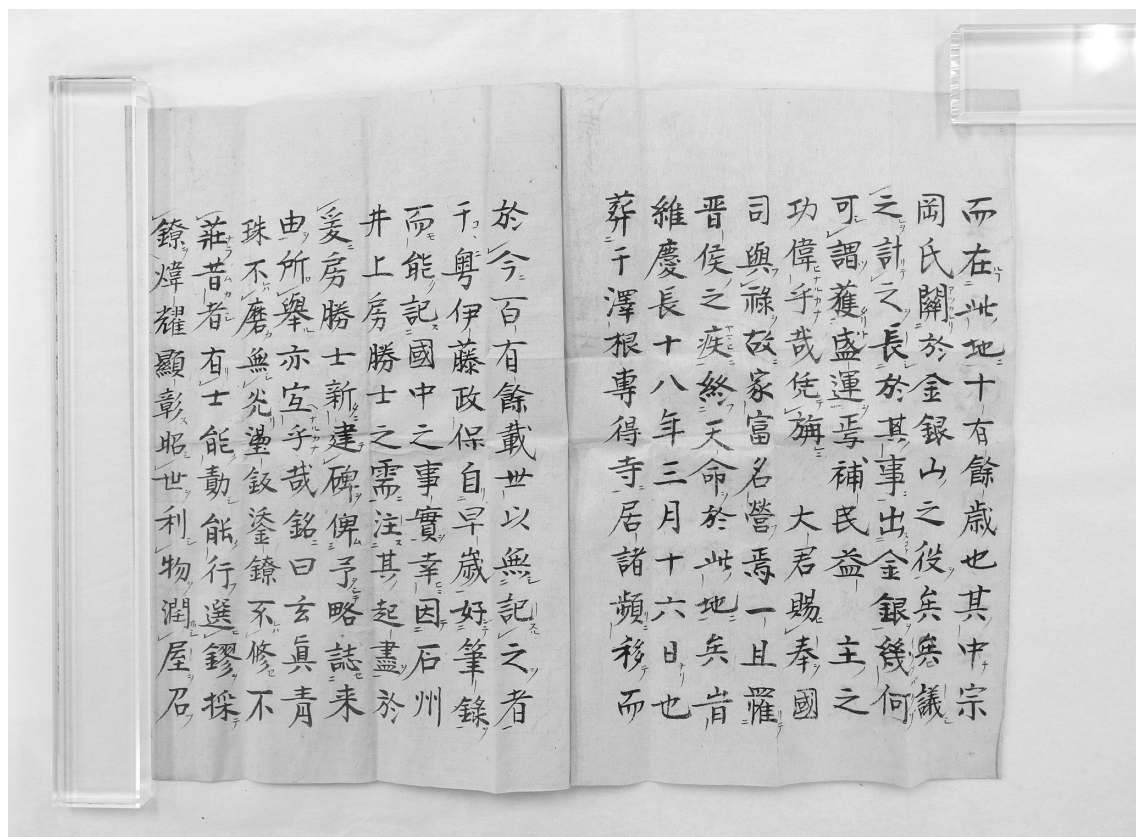
9-2 大久保長安書状 (1)



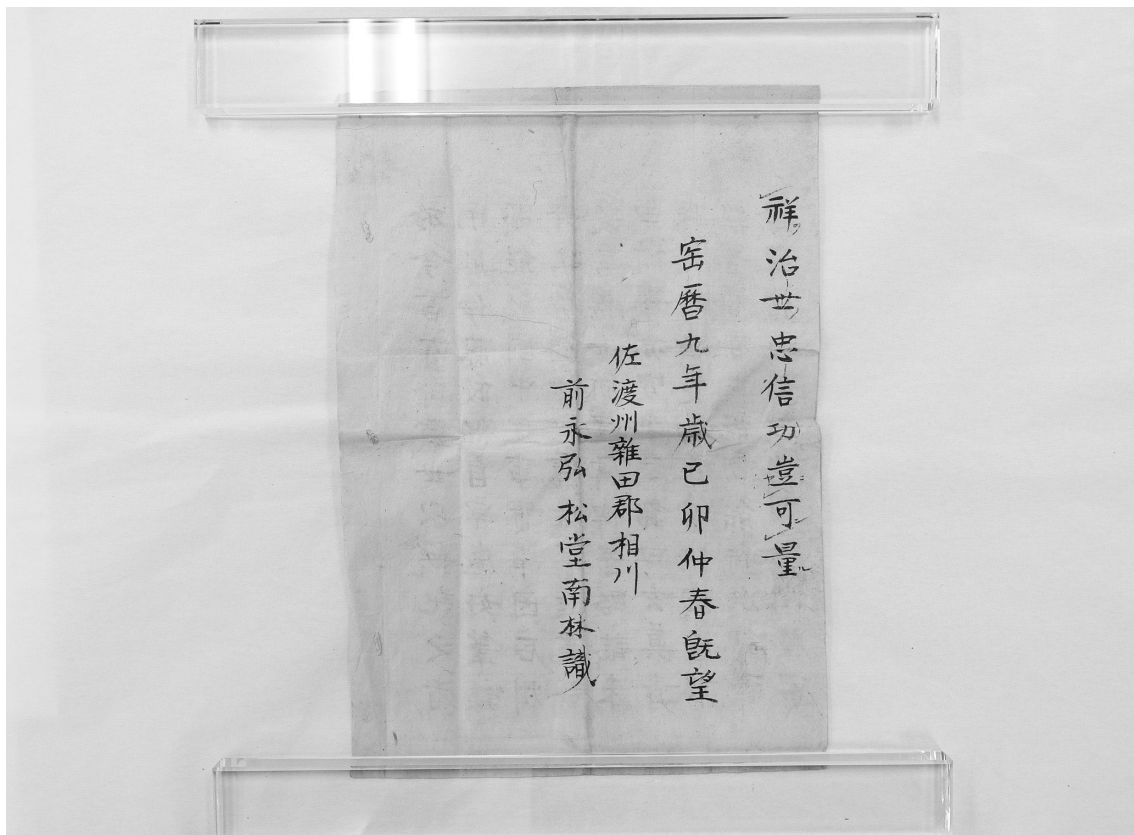
9-2 大久保長安書状 (2)



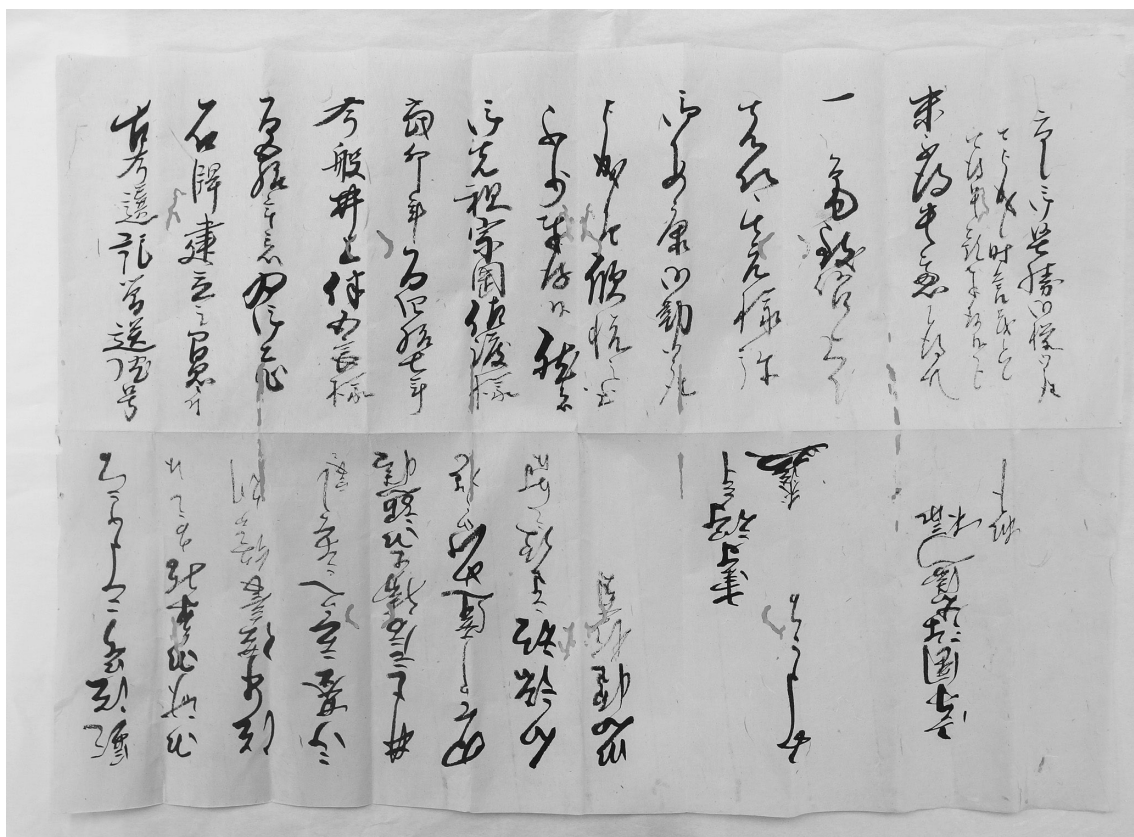
11-3 崇光院釈道雪士 石碑銘并序 (1)



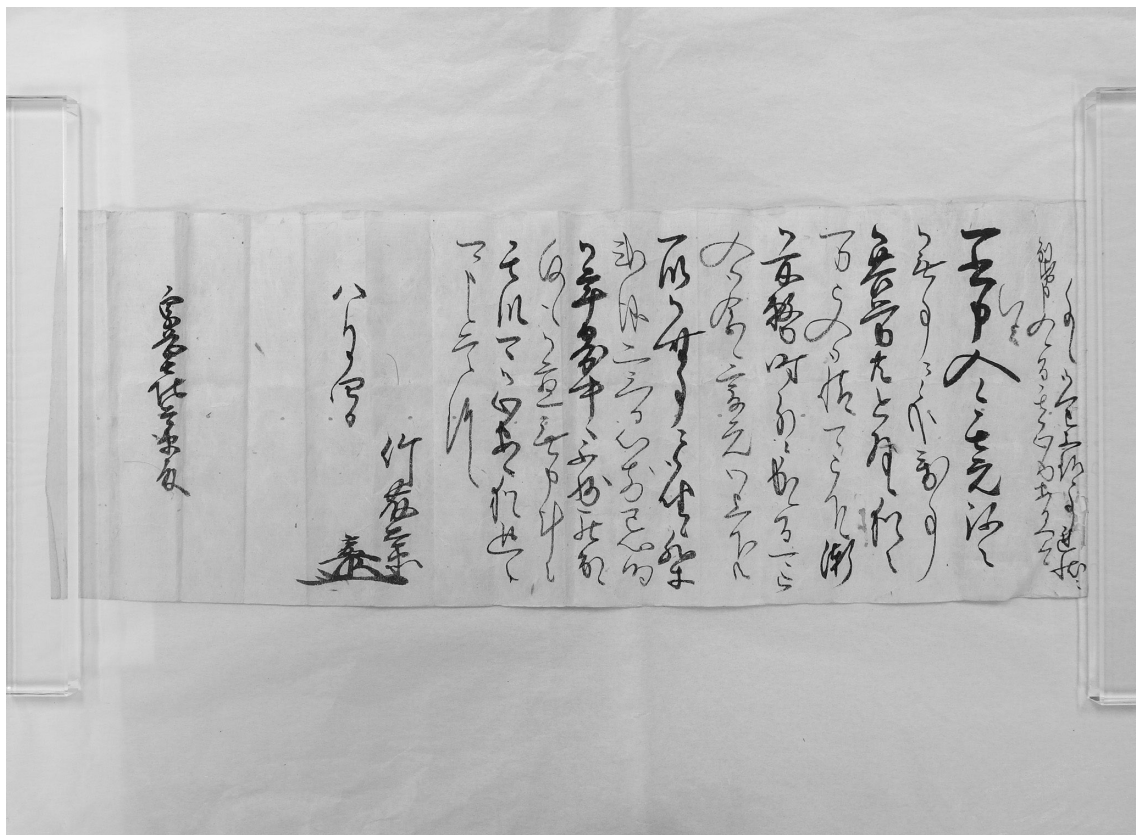
11-3 崇光院釈道雪士 石碑銘并序 (2)



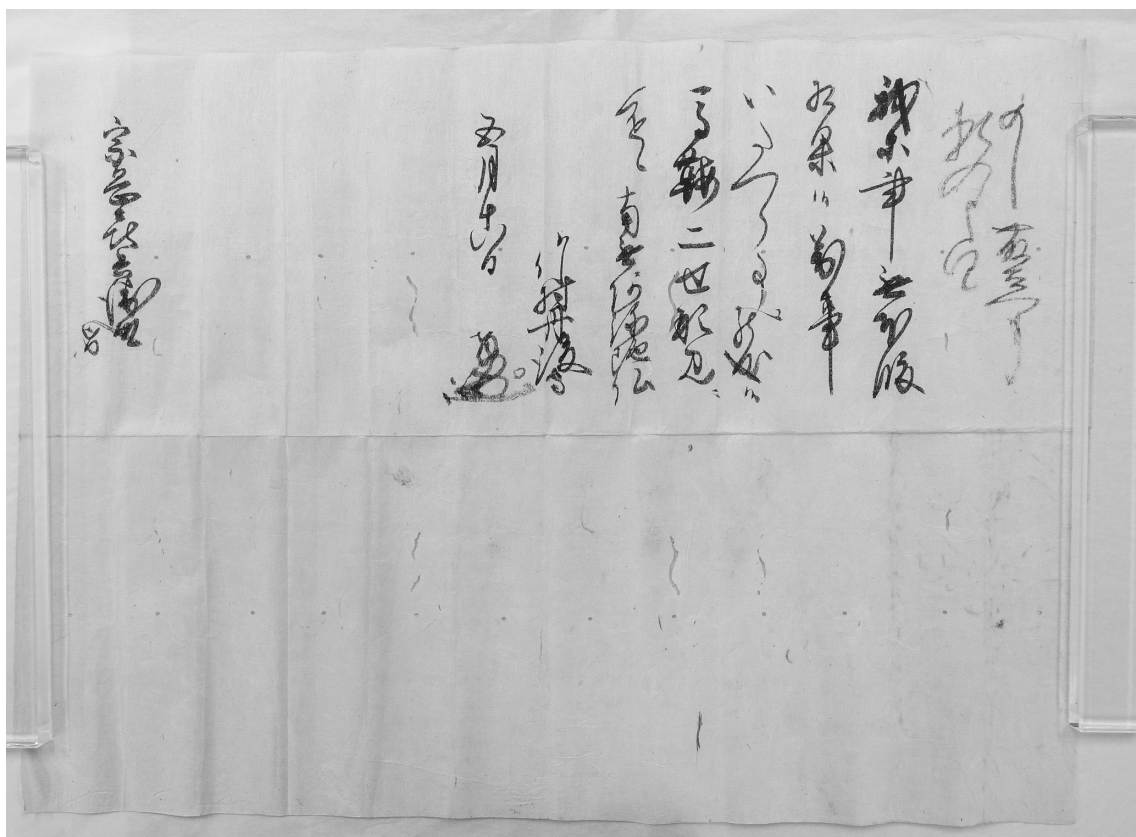
11-3 崇光院釈道雪士 石碑銘并序 (3)



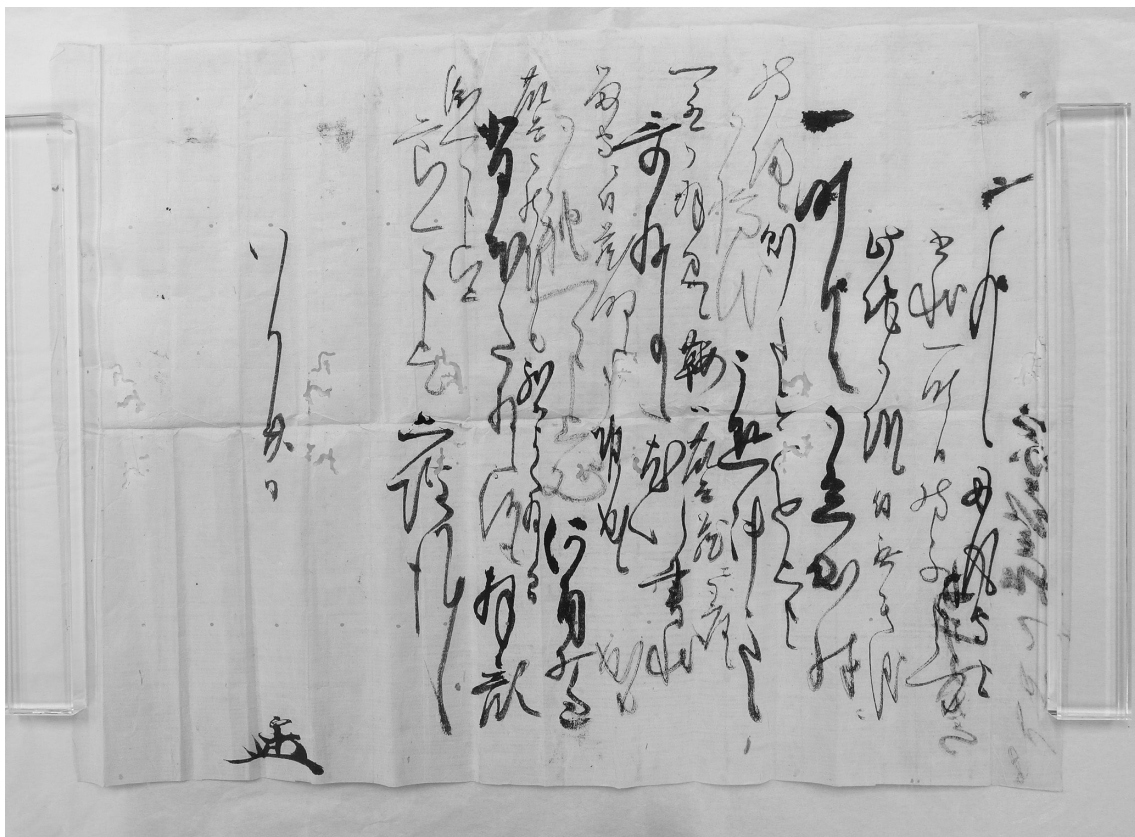
13 專得寺求法書狀



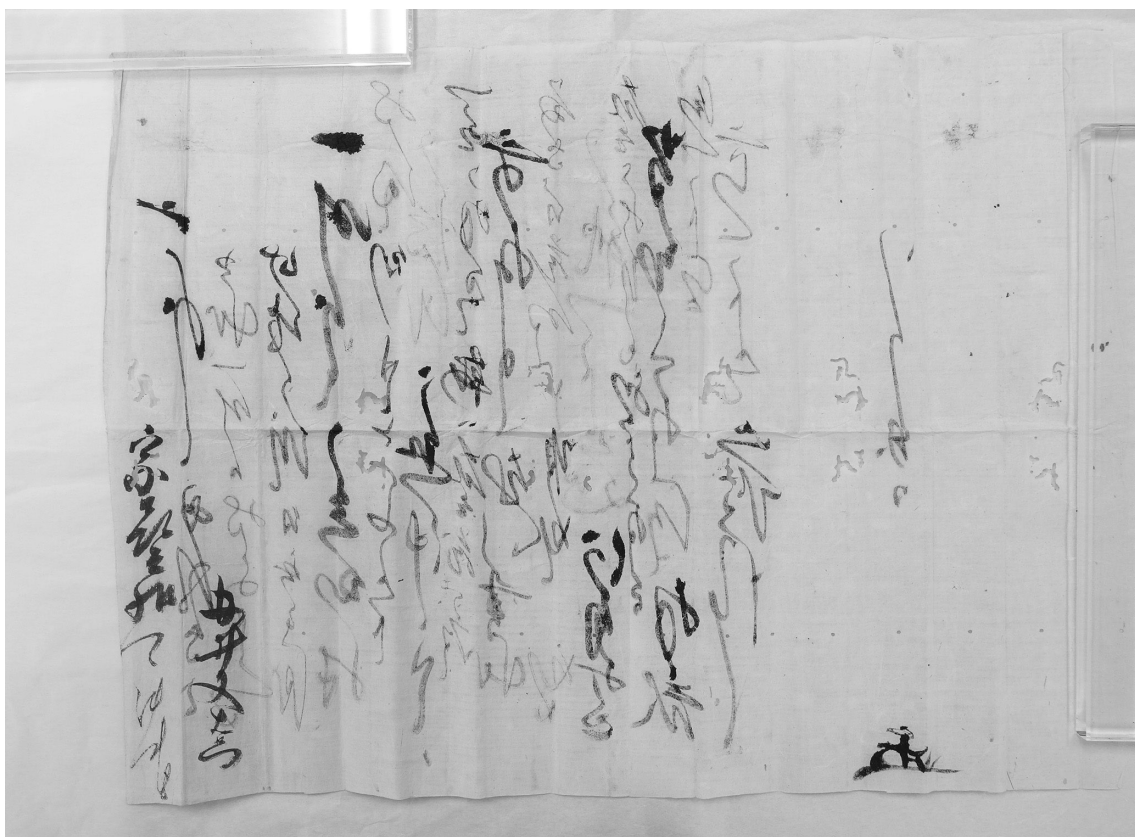
14 竹村藤兵衛書状



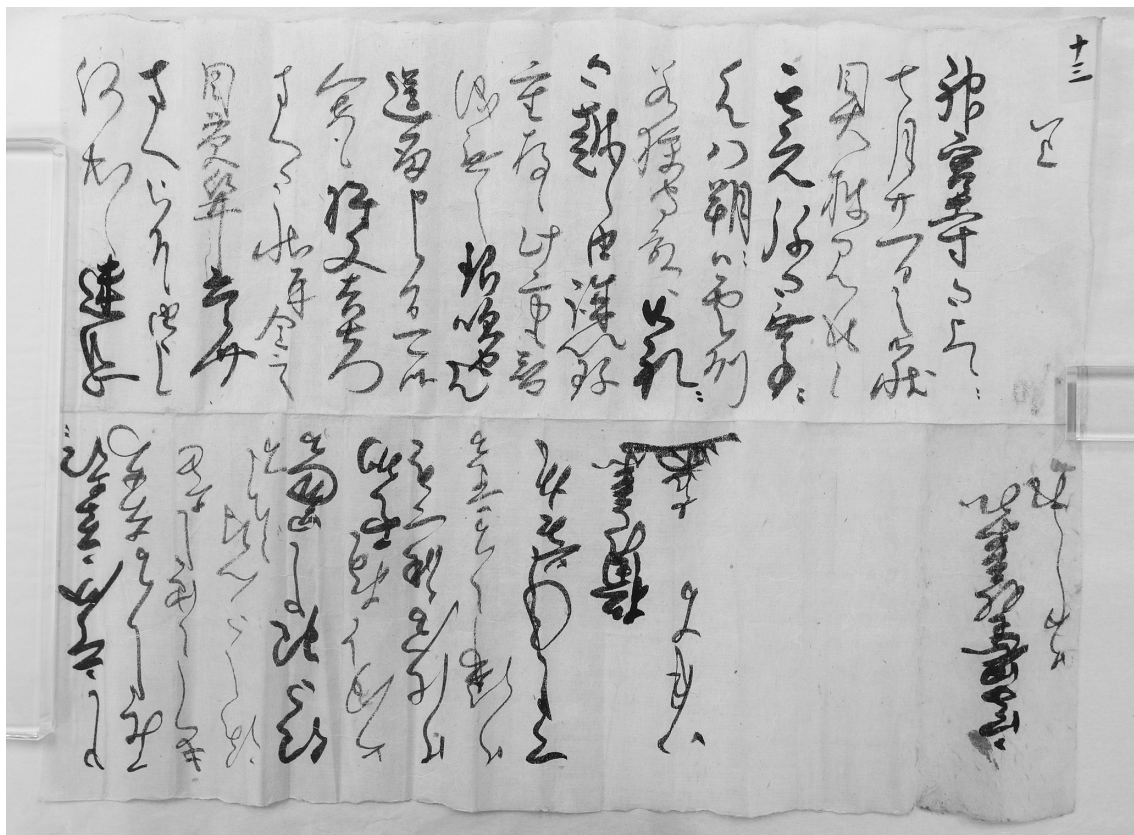
15-1 竹村丹後守書状



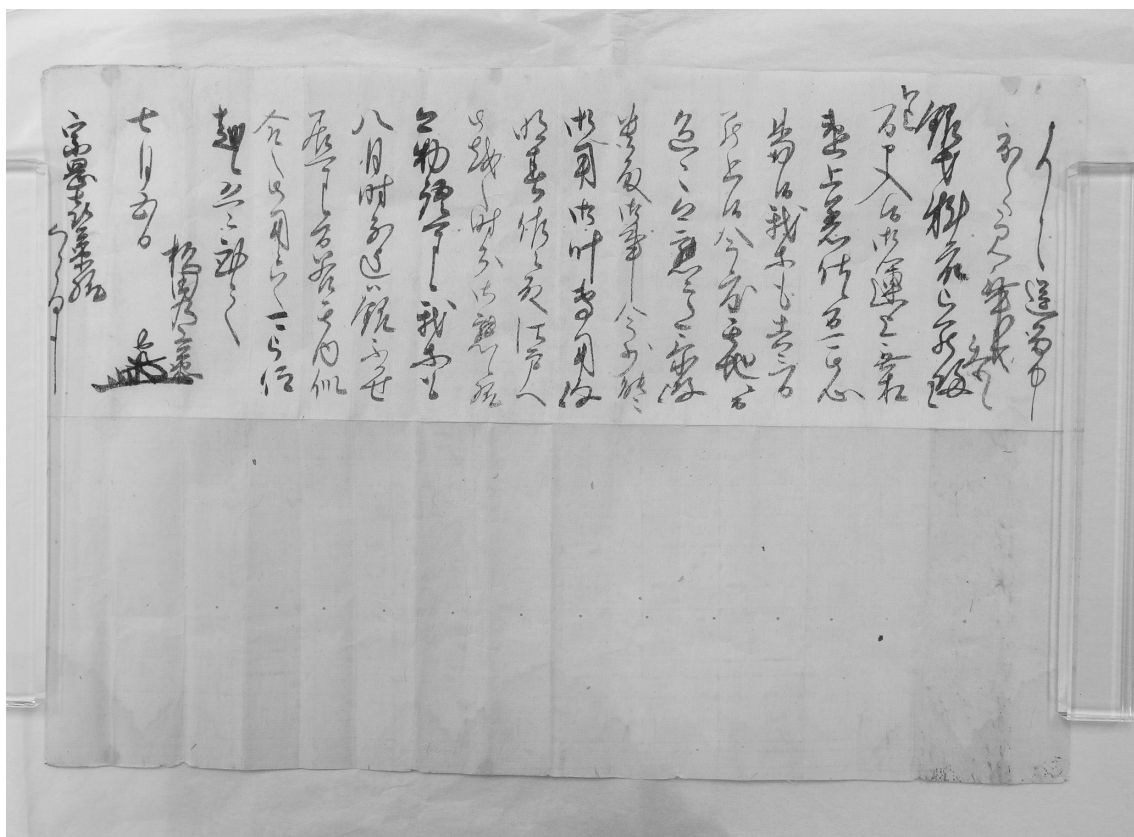
15-2 安井又右衛門書状 (1)



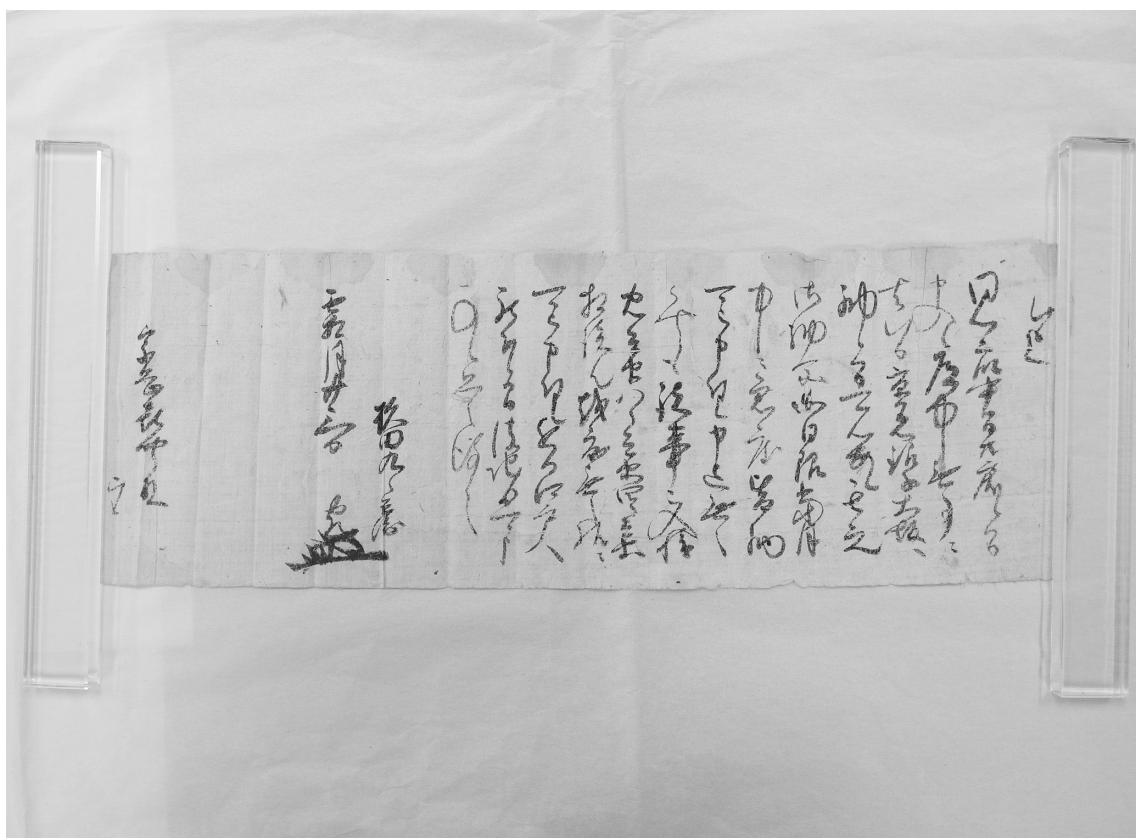
15-2 安井又右衛門書状 (2)



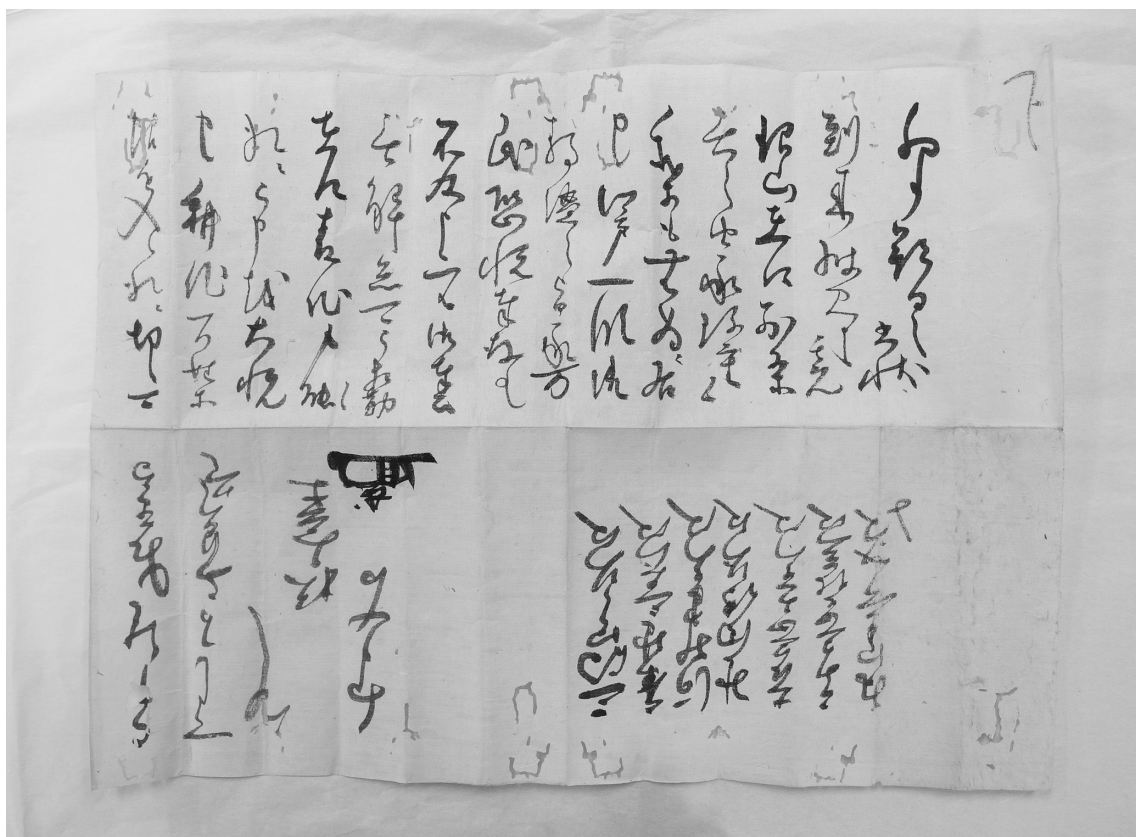
16-1 杉田九郎兵衛書状



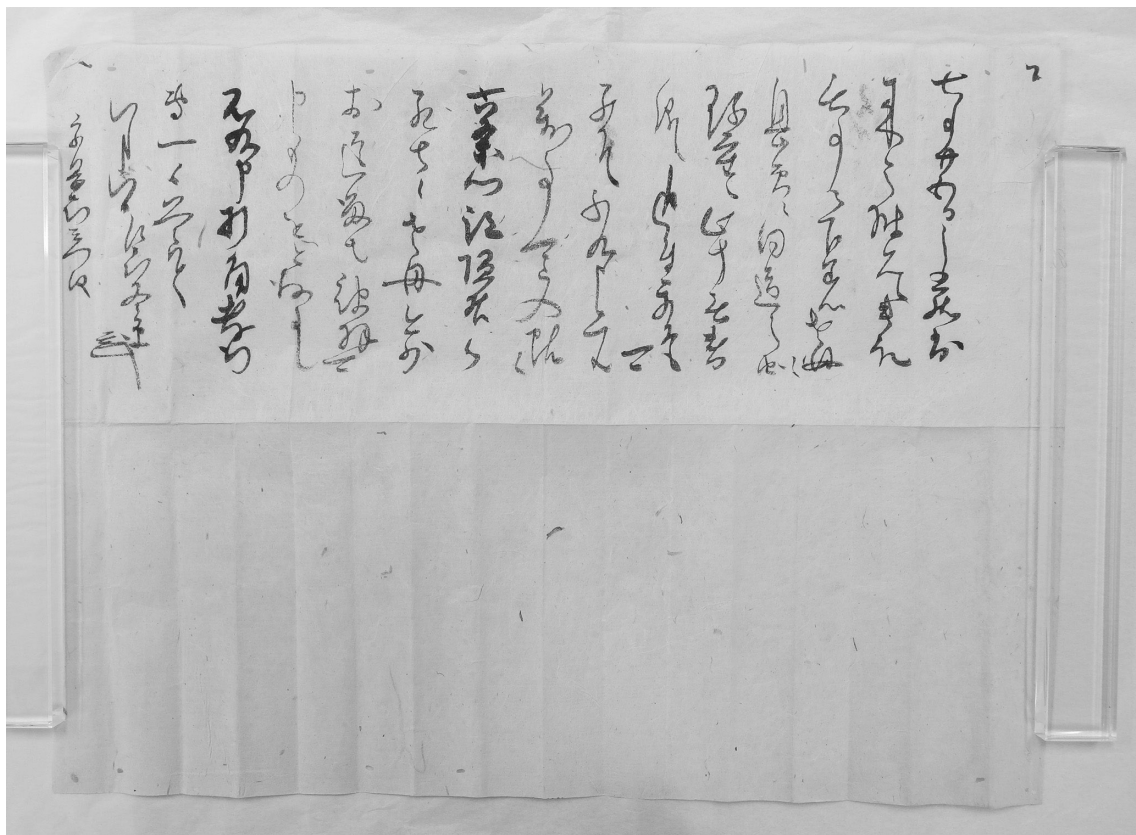
16-2 杉田九郎兵衛書状



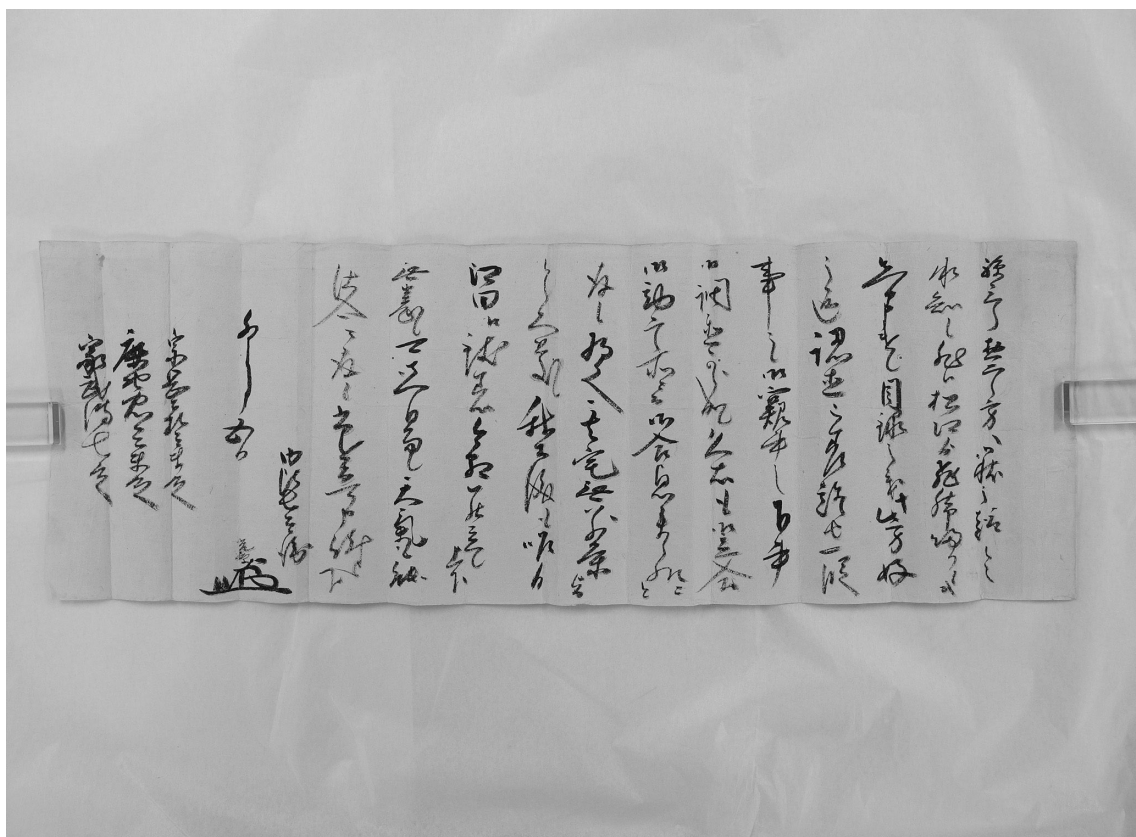
16-3 杉田九郎兵衛書状



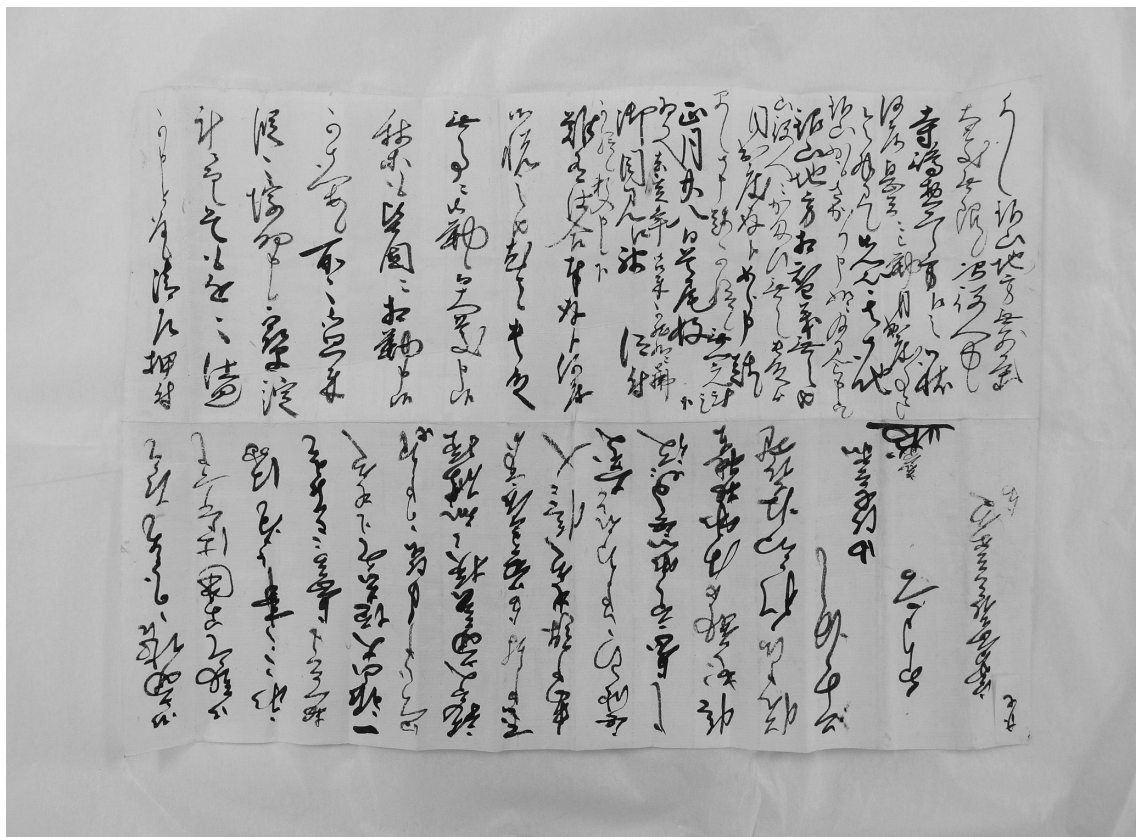
17-1 杉田又兵衛書状



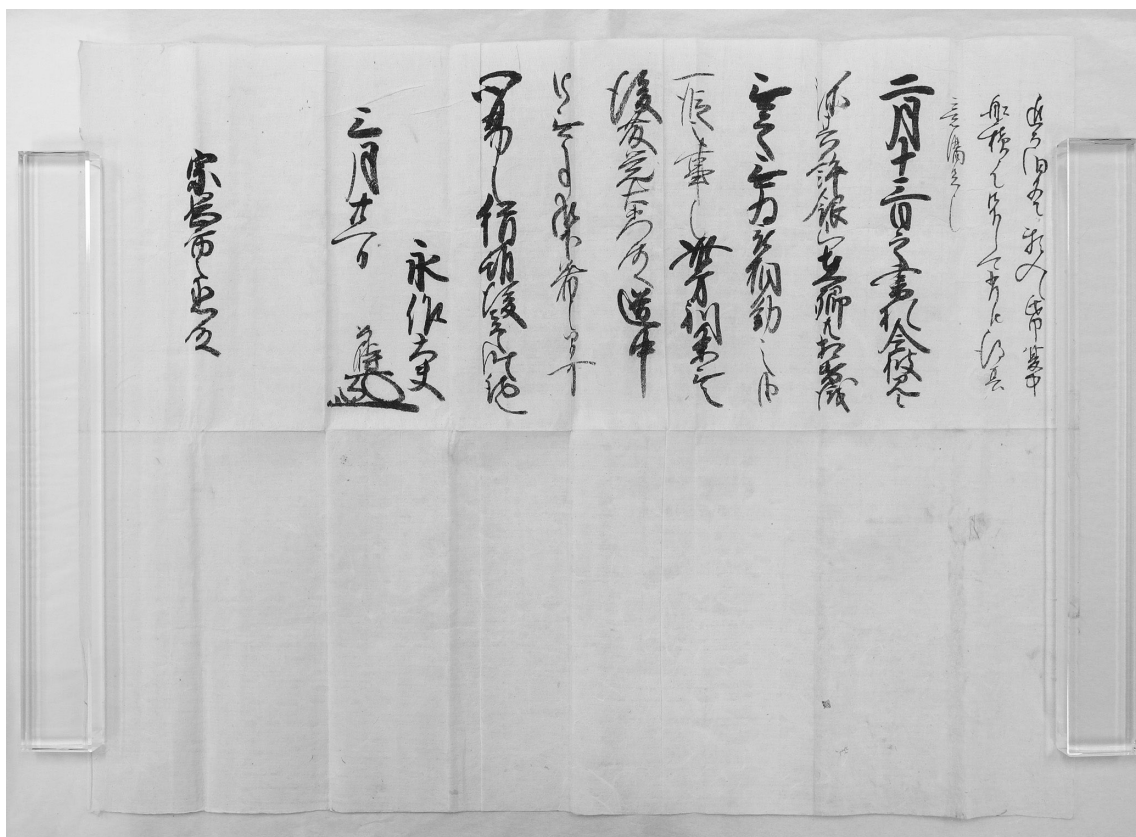
17-2 杉田又兵衛書状



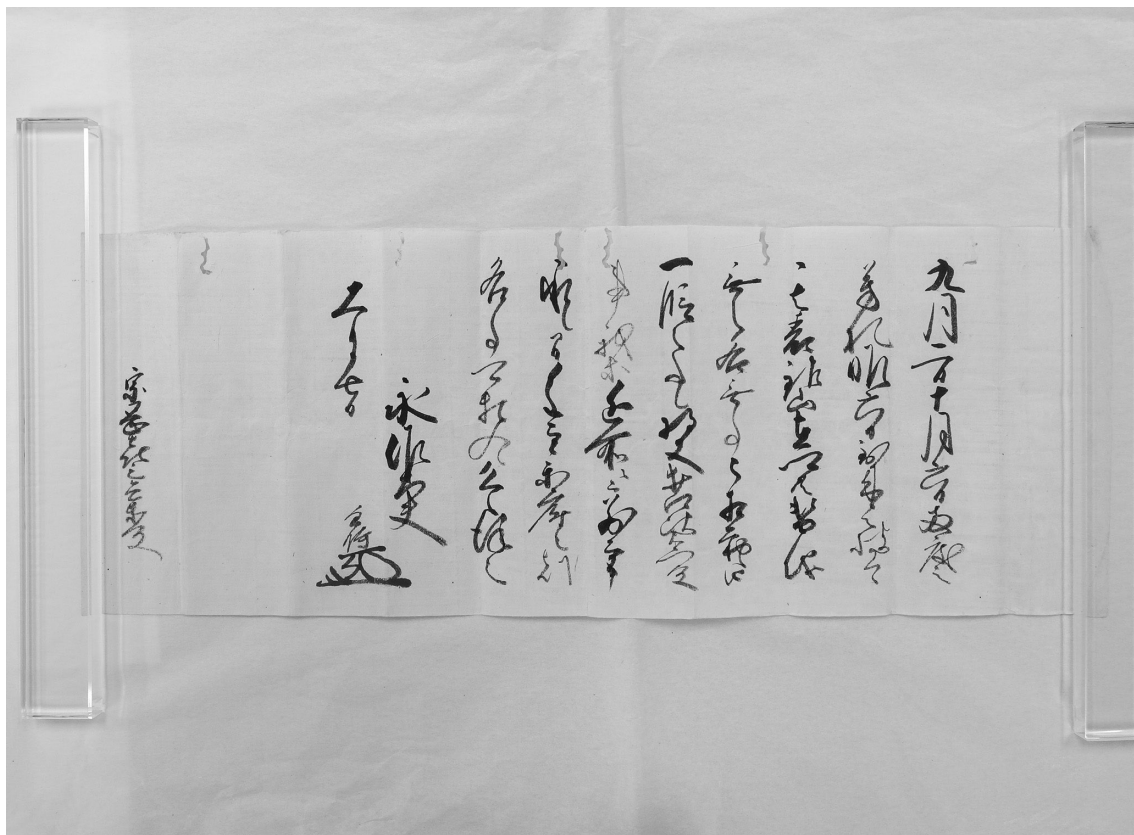
18-1 由比長兵衛書状



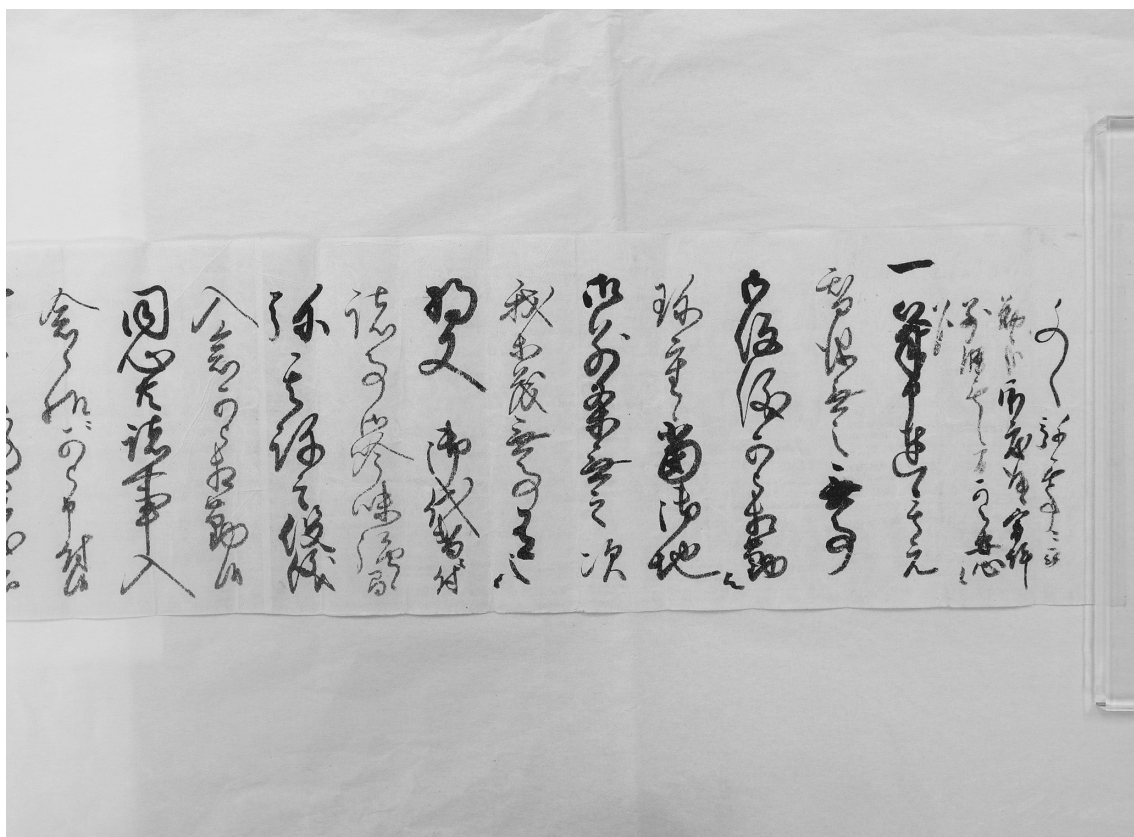
18-2 由比長兵衛書状



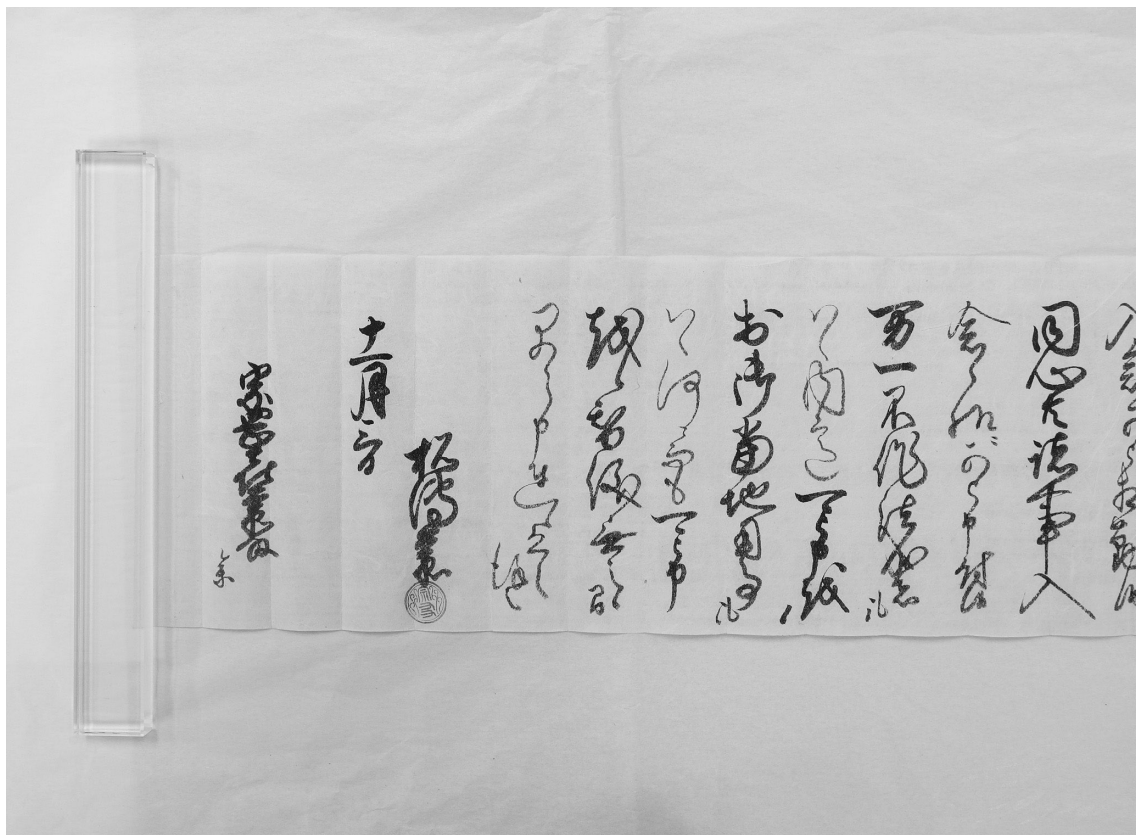
19-1 永田作大夫書状



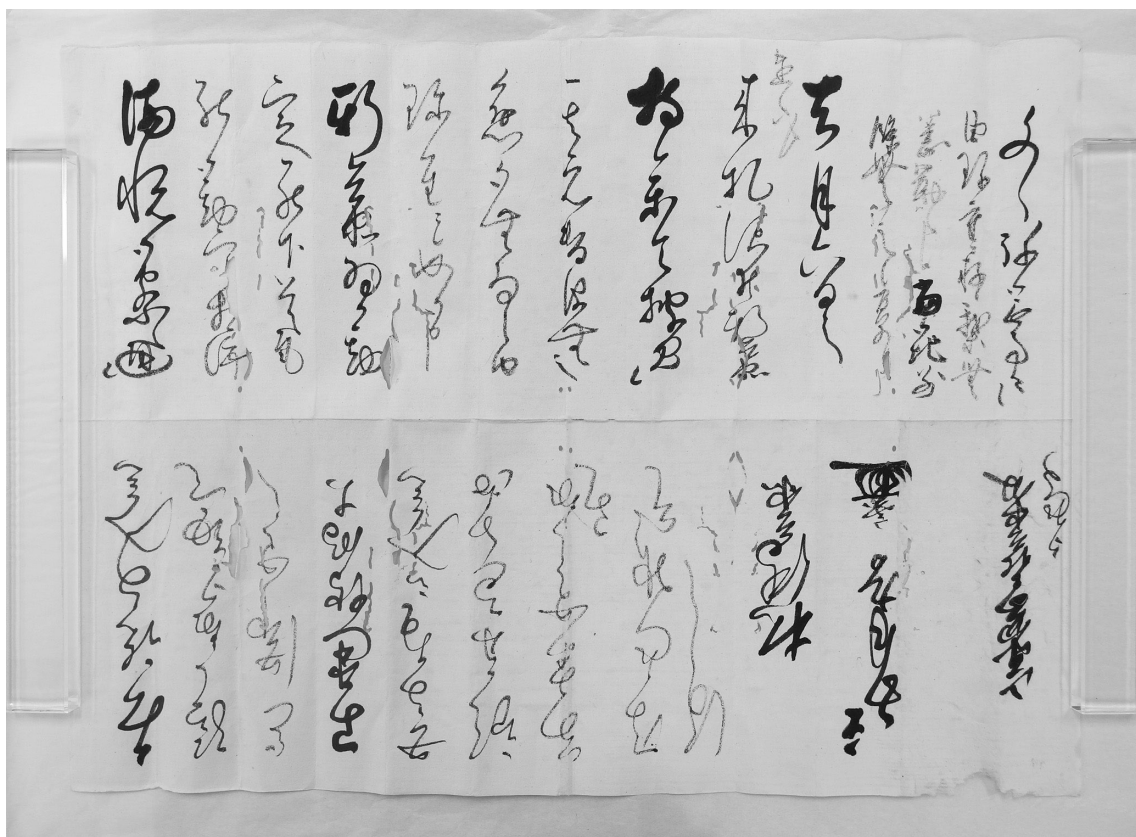
19-2 永田作大夫書状



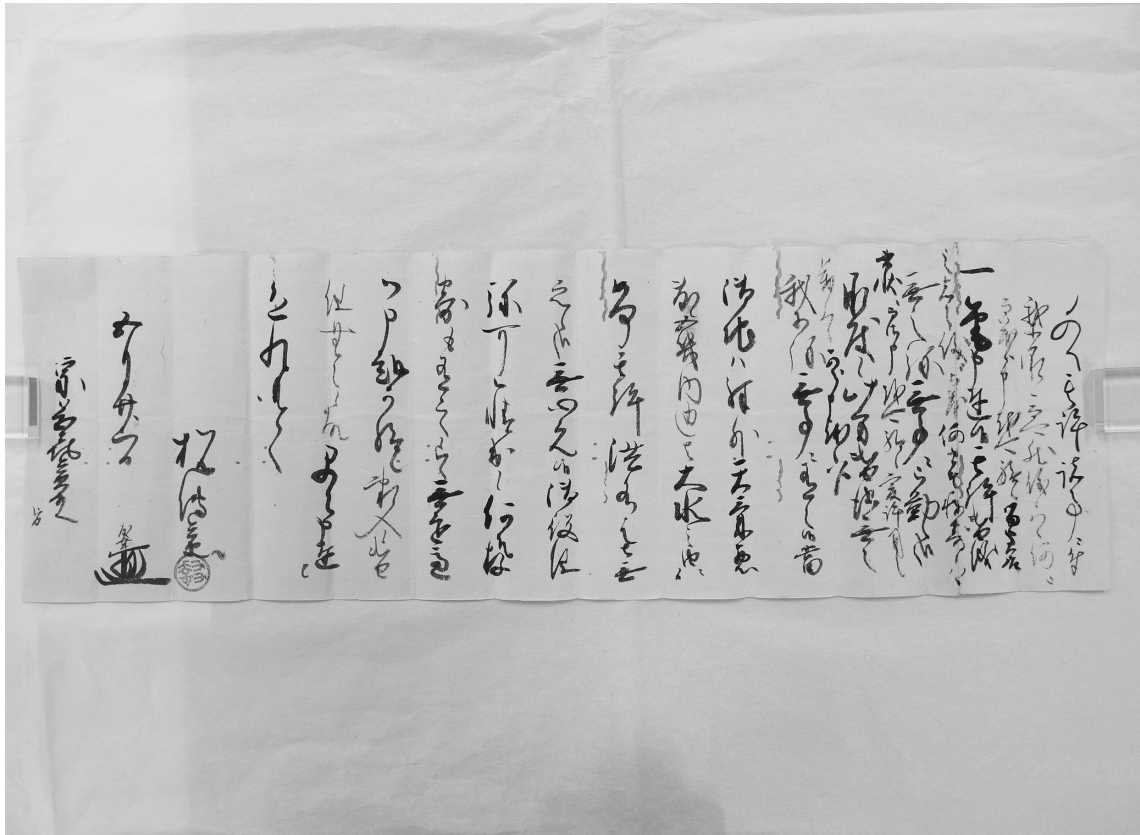
20-1 柘植伝兵衛書状 (1)



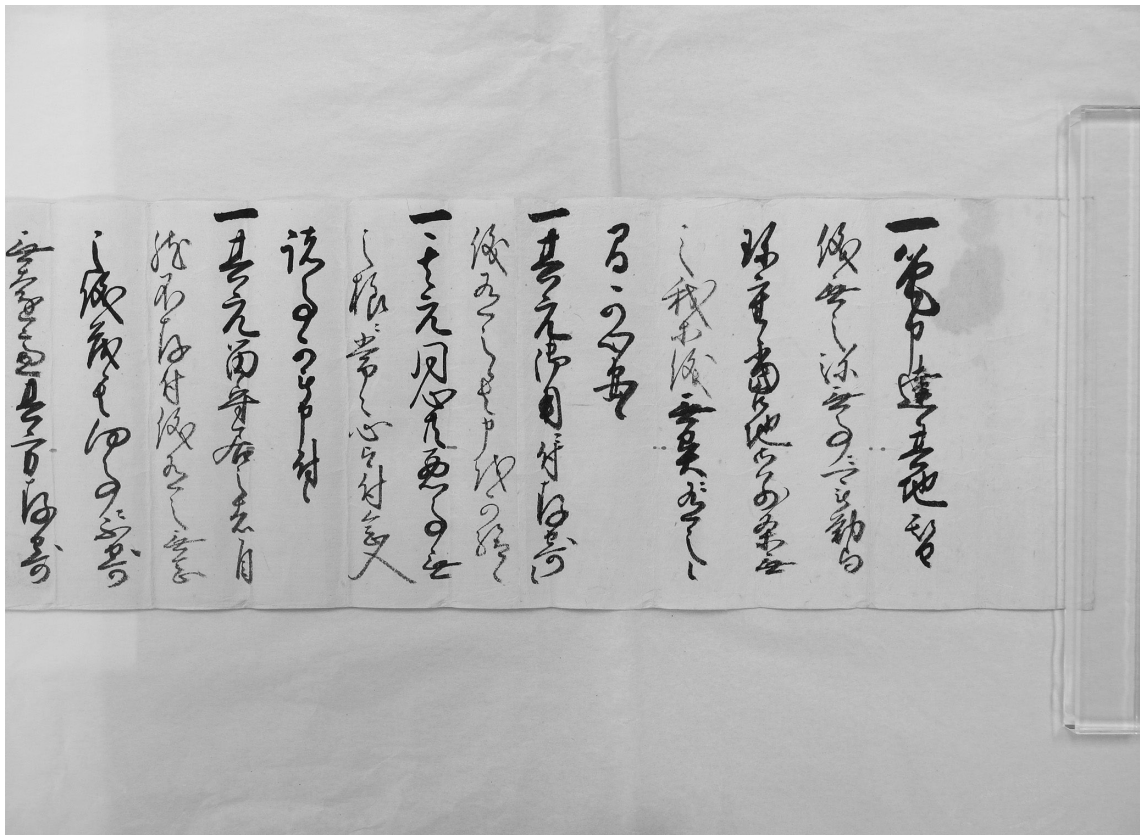
20-1 柘植伝兵衛書状 (2)



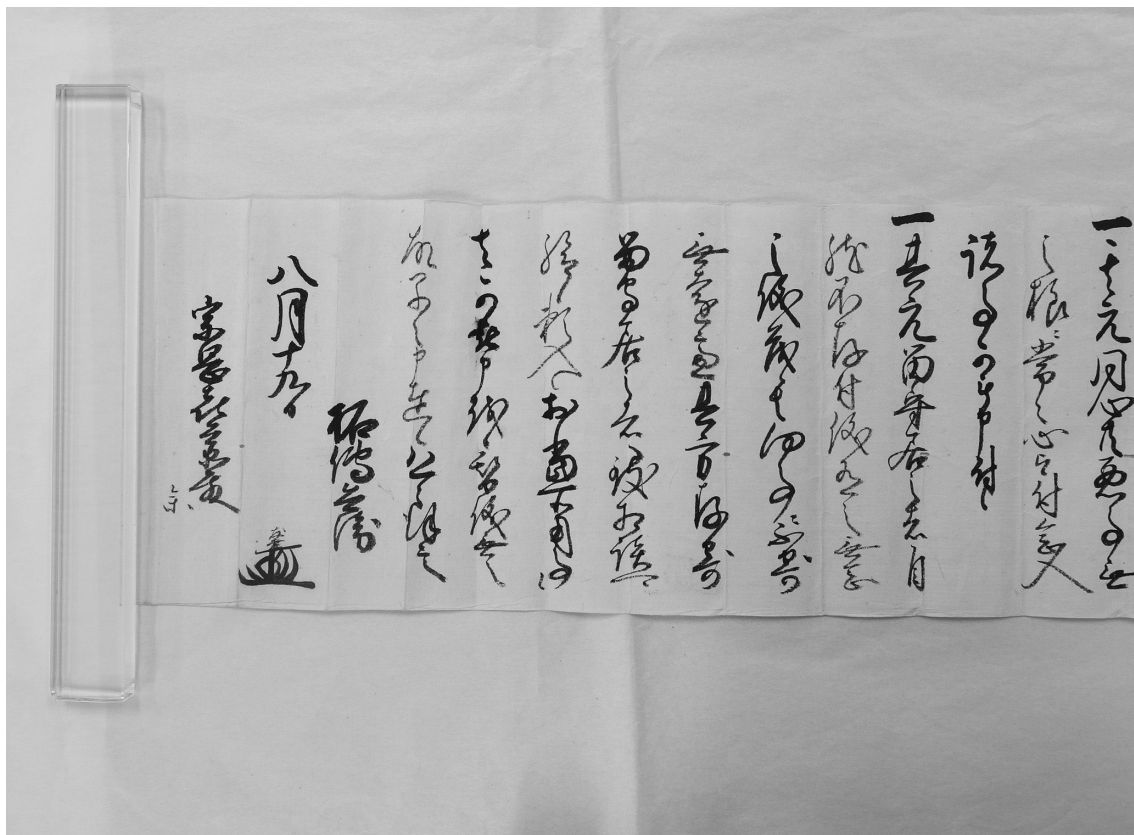
20-2 柘植伝兵衛書状



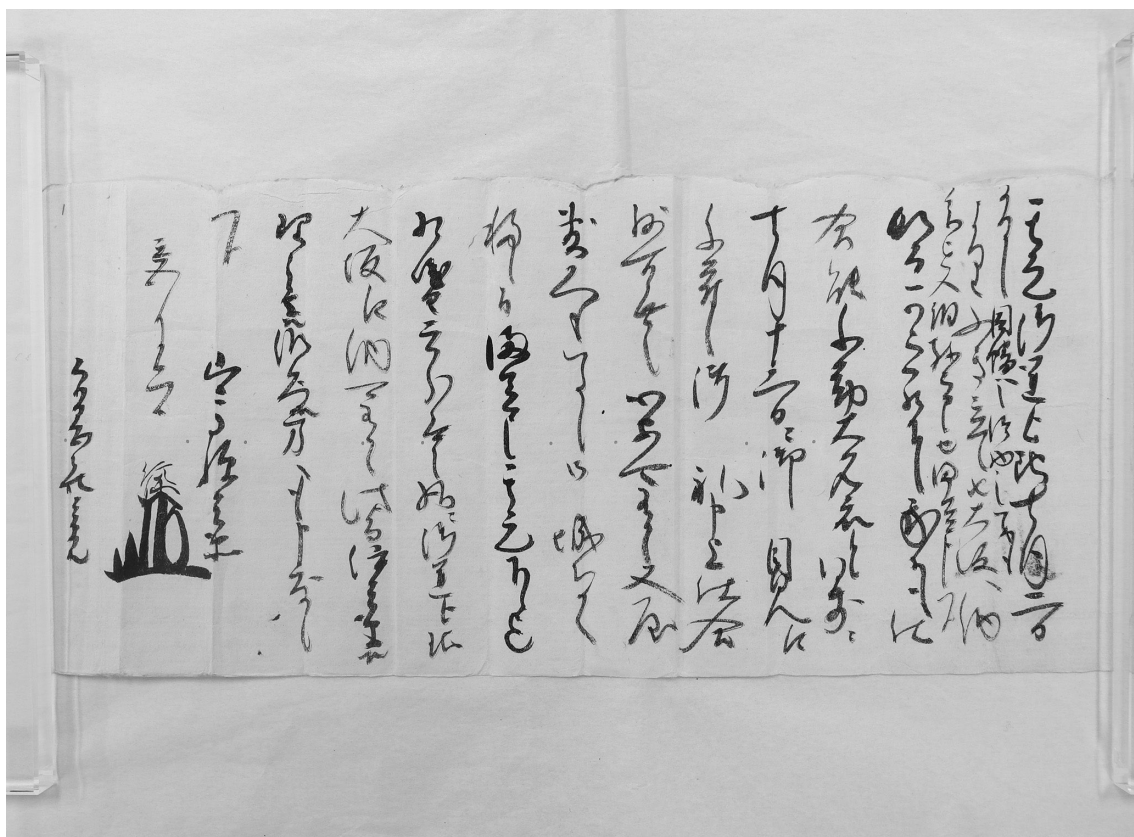
20-3 柘植伝兵衛書状



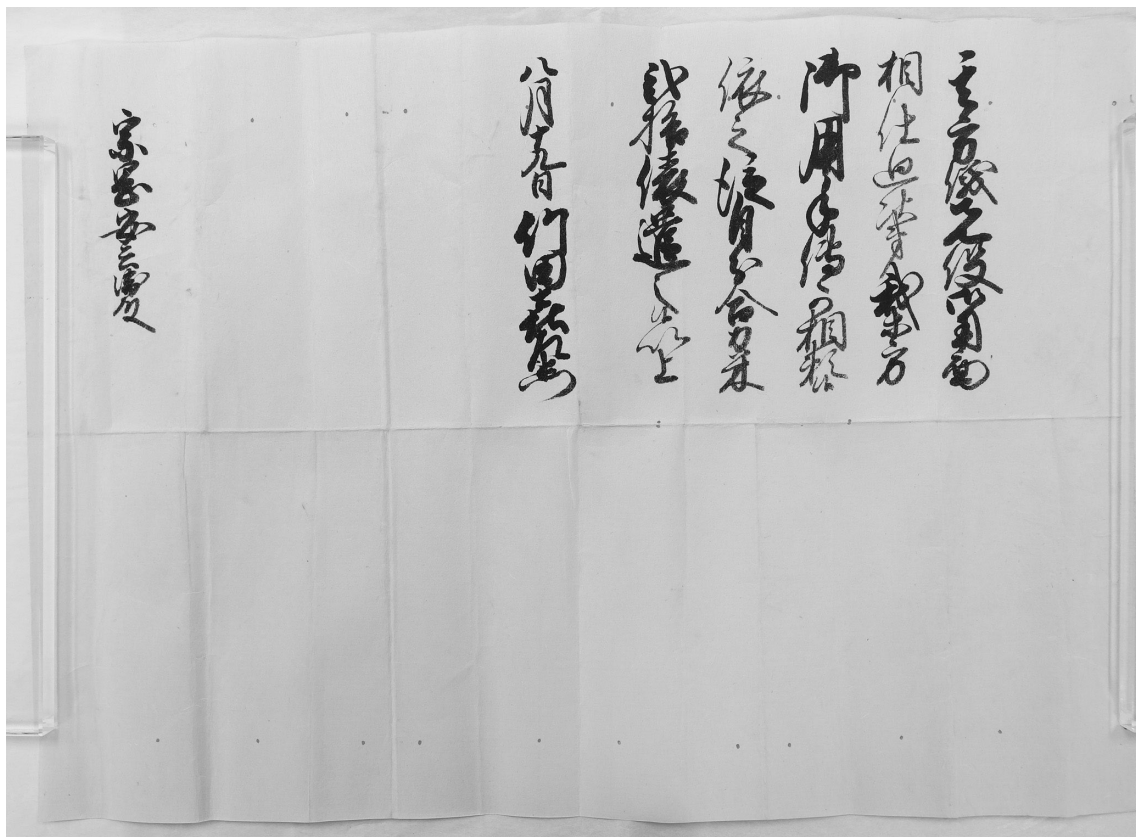
20-4 柘植伝兵衛書状 (1)



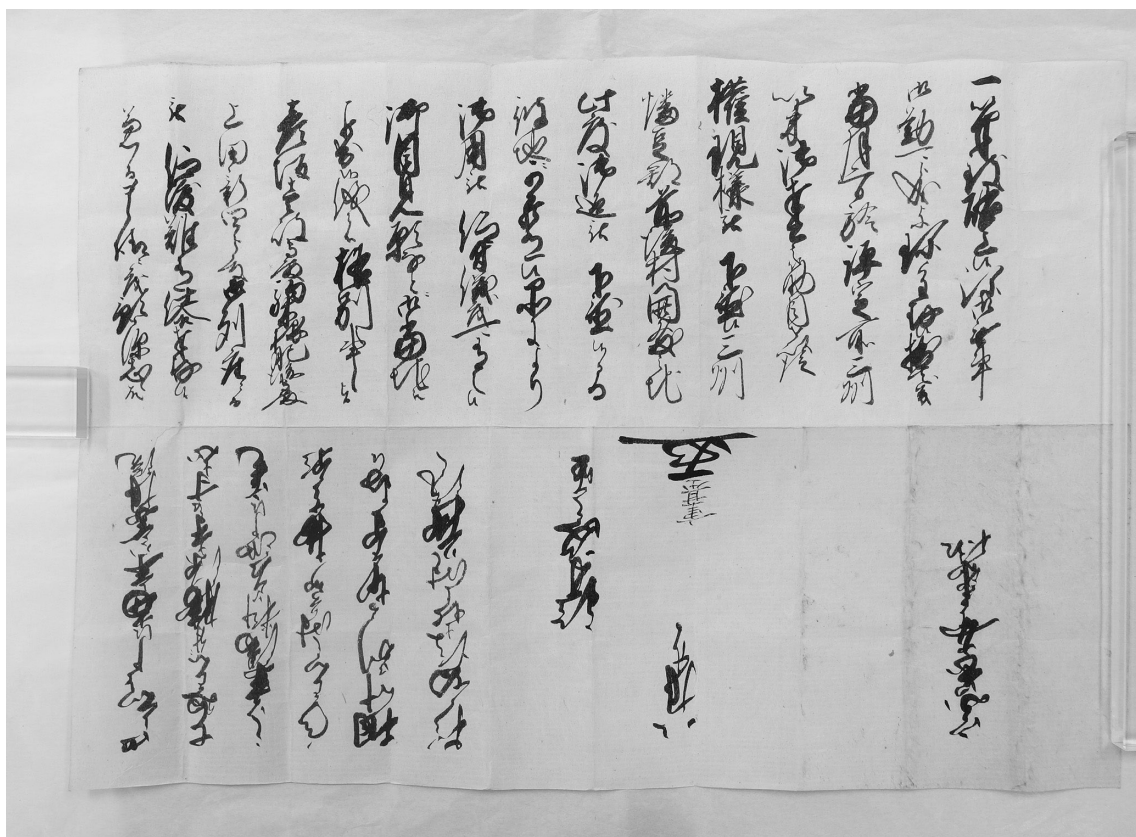
20-4 柘植伝兵衛書状 (2)



21-1 山高孫兵衛書状



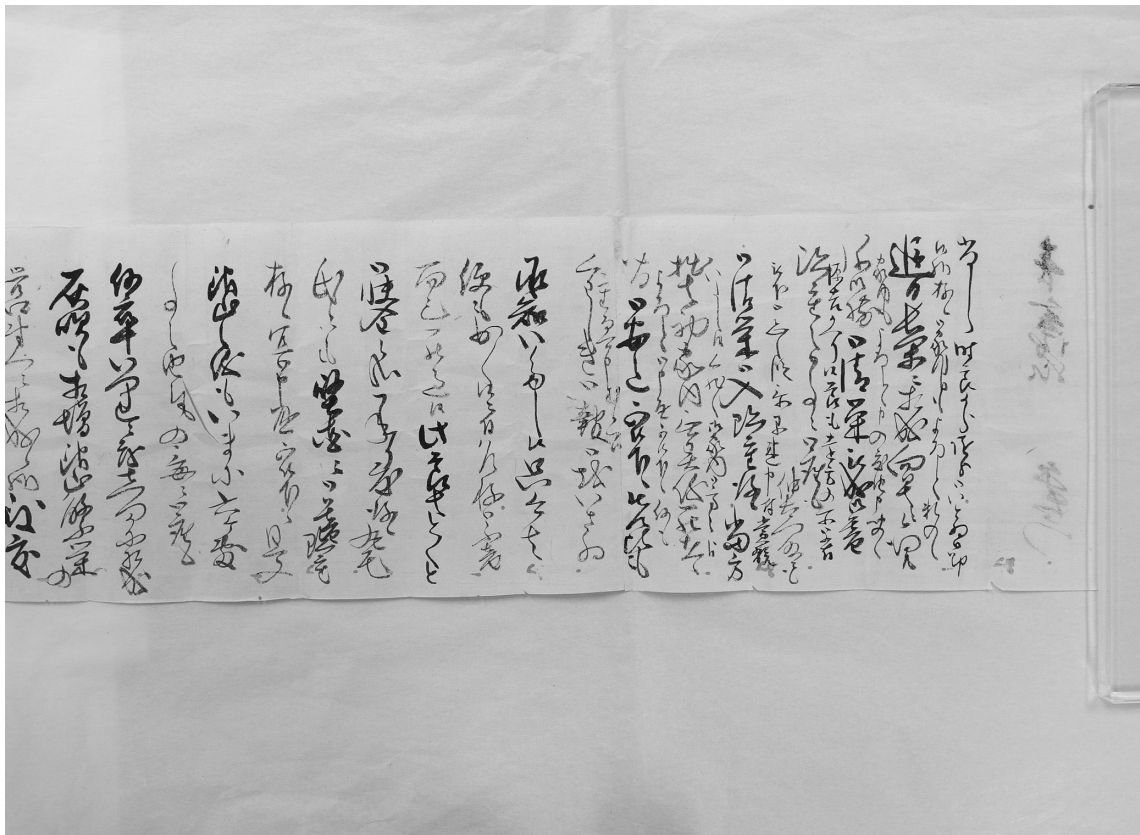
22 竹田喜左衛門書状



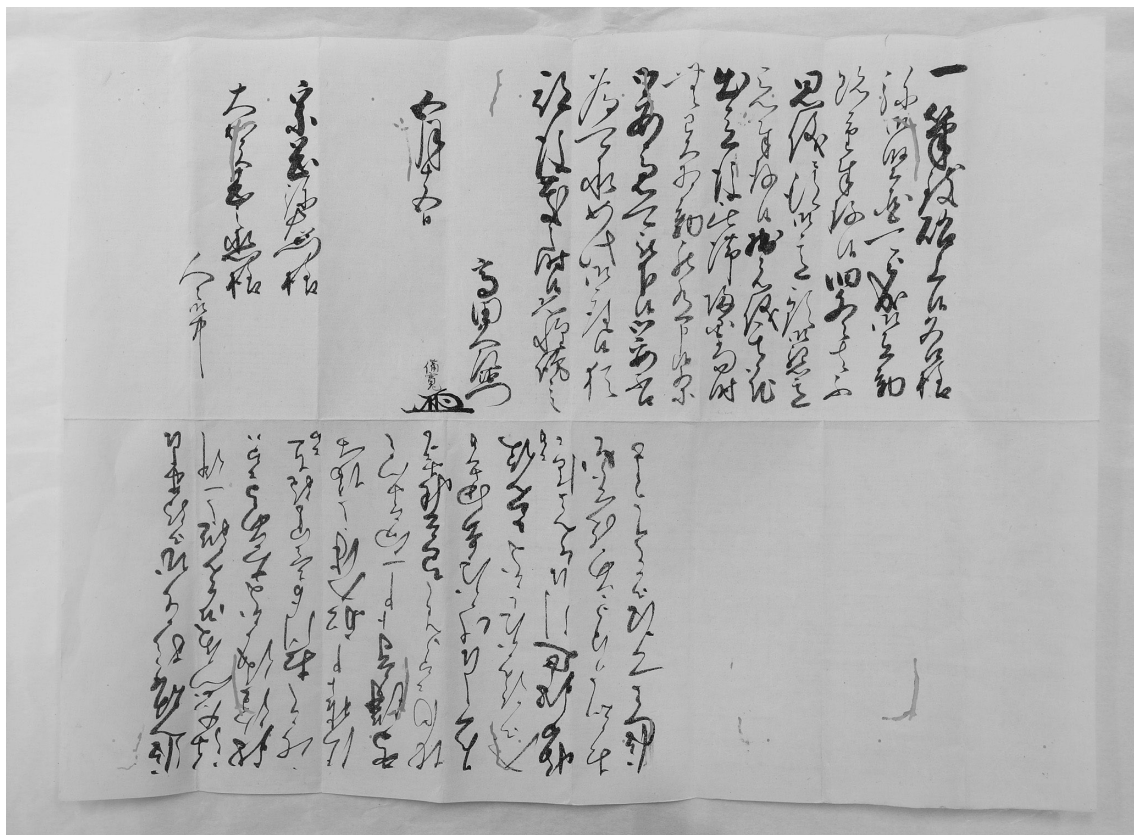
23 鈴木政之丞書状



24 川崎平右衛門書状 (1)



24 川崎平右衛門書状 (2)



25 高田久左衛門書状

石見銀山附地役人

阿部・河島・宗岡家文書目録

凡 例

一、本書には石見銀山附地役人阿部・河島・宗岡家文書の史料目録を収録した。

一、目録記載項目については、以下のとおりである。

(一) 文書の群番号・史料番号

本目録での番号は仮に付与したものにすぎず、分類区分に基づく番号ではない。整理上枝番を付したものは、「2-1」のように表している。なお、一部に欠番が存在するが、これは現在所有者へ史料を返却しているためである。

(二) 表題および文書名

文書に表題記載のあるものはそのまま記述した。表題のないものは、内容から判断できるもののみ適宜文書名を「」内へ記入し付している。また、文書内容を補足する場合は（）内へ記入した。写・控は文書名に含めた。

(三) 年月日

各文書に年代が記載されている場合はそのまま採用し、推定年代等は（）内へ記入している。年月日表記にはアラビア数字を用い、年号に続く干支はそのまま記入している。年号が分からない場合は「年未詳」とした。

(四) 作成者および宛先

記載にあたり、敬称や印・花押は原則として省略した。ただし、省略が望ましくないと判断した場合は例外的に記載している。

(五) 形態

一紙文書は原則「状」と表し、形状が推定できたものは「折紙」などと表記した。冊子は形態に応じて「縦帳」・「横帳」・「横半帳」と記載した。一紙文書をまとめたものは「仮綴」とし、その外れた状態などは適宜付記している。絵図・図面類は「鋪」とした。罫紙を用いたものは形態表記に「罫紙」と記した。また、袋・包紙も一点と数えた。

(六) 点数

文書の数量を記入している。分類できなかったものは一括して記載した。

(七) 備考

以上の（一）から（七）の各項目以外で、文書にかかる情報を記述した。なお、袋・包紙の上書は（袋上書）・（包紙上書）と冒頭に付し、続けて内容を記入しているが、備考欄に含めた。

一、目録記載項目の表記に関しては、以下のとおりである。

(一) 目録中の項目記載にかかる史料の翻刻にあたっては、原則として新字体の利用で統一した。ただし、人名・地名については旧字体のままとした場合がある。

(二) 適宜並列点（・）を加えた。

(三) 異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・方・并はそのままとした。

(四) 助詞等に用いられる、者・与・江・而・茂はそのままとした。

(五) くりかえし記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」を用いた。

(六) 文字が判読できない箇所は一文字につき□で表した。

阿部家文書 (大田市教育委員会寄託)

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
1	[大久保長安書状]	(年未詳) 正月6日	石見守	宗岡佐渡守	状	1	1～29は木箱で一括
2	[大久保長安書状]	(年未詳) 極月25日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
3	[大久保長安書状]	(年未詳) 2月20日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
4	[大久保長安書状]	(年未詳) 11月27日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
5	[大久保長安書状]	(年未詳) 卯月16日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
6	[大久保長安書状]	(年未詳) 9月24日	石見守	吉岡右近、宗岡弥右衛門、今井宗玄	状	1	
7	[大久保長安書状]	(年未詳) 卯月29日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
8	[大久保長安書状断簡]	(年未詳) 霜月27日	石見守	宗岡佐渡	断簡	1	前欠
9	[包紙]				包紙	1	9-1～2を一括 (包紙上書)「大久保石見守様御書翰 巻通」
9-1	[大久保長安書状]	(年未詳) 10月20日	石見守	宗岡佐渡	状	1	
9-2	[大久保長安書状]	午6月晦日	大石見	大津、草津、もり山(中略) 松本御領分道筋村々、川中島御領分道筋村々、越後御領分道筋村々、佐渡国中	状	1	
10	[包紙]				包紙	1	10-1～2を一括 (包紙上書)「十二 銀山地錢定書 巻通」
10-1	[包紙]				包紙	1	(包紙上書)「銀山本屋敷喜三兵衛門ノ上ウキニ光田茂右衛門島志升五合前在之ヲ所望申候、此方へ出し申候其屋敷古証文也」
10-2	銀山大谷之内屋職錢下札 ^(兼)	慶長3年7月1日	熱田平右衛門尉、石田喜右衛門、宗岡弥右衛門尉、惣内吉兵衛、吉岡隼入佐、今井越中守		状	1	
11	[包紙]				包紙	1	11-1～3は包紙で一括 (包紙上書)「巻 御朱印写」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
11-1	[伝馬朱印状写]	慶長7年2月23日		右宿中 (伏見～桑名)	切紙	1	
11-2	[伝馬朱印影写]				切紙	1	
11-3	崇光院釈道雪士 石碑銘并序	宝暦9年歳己卯仲春	佐渡州雑田郡相川前永弘松堂南林識		竖帳	1	
12	[包紙]				包紙	1	12-1～2を一括 (包紙上書)「於佐州宗岡佐渡守判物式通」
12-1	請取申かゝミ之事	(慶長16年カ) 亥6月朔日	田中伝右衛門、広瀬作左衛門、舟木清左衛門ほか3名		状	1	(裏面)「大山城・宗佐渡→御運上中」
12-2	請取申かゝミ之事	(慶長16年カ) 亥10月朔日	廣瀬□□衛門、成瀬六左衛門、沢□権右衛門ほか3名	御奉行	断簡	1	(付紙)「宗岡弥右衛門様御先祖御判物」 (裏面)「大山城・宗佐渡→御運上中」
13	[専得寺求法書状]	(年未詳) 5月3日	専得寺求法	宗岡弥右衛門	折紙	1	包紙あり
14	[竹村藤兵衛書状]	(年未詳) 8月4日	竹藤兵衛	宗岡喜兵衛	切紙	1	
15	[包紙]				包紙	1	15-1～2を一括 (包紙上書)「竹村丹後守様御形見之御状」
15-1	[竹村丹後守書状]	(年未詳) 5月18日	竹村丹後守	宗岡喜兵衛	折紙	1	
15-2	[安井又右衛門書状]	(年未詳) 8月20日	安井又右衛門	宗喜兵	状	1	
16	[包紙]				包紙	1	16-1～3を一括 (包紙上書)「杉田九郎兵衛様御書翰三通」
16-1	[杉田九郎兵衛書状]	(年未詳) 8月10日	杉田九郎兵衛忠次	宗岡喜兵衛	折紙	1	
16-2	[杉田九郎兵衛書状]	(年未詳) 7月5日	杉田九郎兵衛忠次	宗岡喜兵衛	折紙	1	
16-3	[杉田九郎兵衛書状]	(年未詳) 霜月23日	杉田九郎兵衛忠次	宗岡喜兵衛	状	1	
17	[包紙]				包紙	1	17-1～2を一括 (包紙上書)「杉田又兵衛様御書翰式通」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
17-1	[杉田又兵衛書状]	(年未詳) 卯月10日	杉又兵衛勝政	三嶋四郎右衛門、鹿野三右衛門、河井半右衛門、野田伝右衛門、吉岡有右衛門、宗岡喜兵衛、□□二郎介	折紙	1	
17-2	[杉田又兵衛書状]	(年未詳) 8月18日	須喜又兵衛	宗岡喜兵衛	折紙	1	
18	[包紙]				包紙	1	18-1～2を一括 (包紙上書)「由比長兵衛様御書翰弐通」
18-1	[由比長兵衛書状]	(年未詳) 卯月5日	由比長兵衛光□	宗岡喜兵衛、鹿野忠兵衛、冢武伝七	状	1	
18-2	[由比長兵衛書状]	(年未詳) 卯月2日	由比長兵衛光□	宗岡喜兵衛	折紙	1	
19	[包紙]				包紙	1	19-1～2を一括 (包紙上書)「永田作大夫様御書翰弐通」
19-1	[永田作大夫書状]	(年未詳) 3月21日	永作大夫重時	宗岡市之丞	折紙	1	
19-2	[永田作大夫書状]	(年未詳) 11月7日	永作大夫重時	宗岡喜三兵衛	状	1	
20	[包紙]				包紙	1	20-1～4を一括 (包紙上書)「柘伝兵衛様御書翰四通」
20-1	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳) 11月3日	柘伝兵衛	宗岡喜兵衛	状	1	
20-2	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳) 壬5月9日	柘伝兵衛宗正	宗岡喜兵衛	折紙	1	
20-3	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳) 5月22日	柘伝兵衛友幸	宗岡喜兵衛	状	1	
20-4	[柘植伝兵衛書状]	(年未詳) 8月19日	柘伝兵衛友幸	宗岡喜兵衛	状	1	
21	[包紙]				包紙	1	21-1～3を一括 (包紙上書)「山高孫兵衛様御書翰三通」
21-1	[山高孫兵衛書状]	(年未詳) 閏5月2日	山高孫兵衛信保	宗岡喜兵衛	折紙	1	
21-2	[山高孫兵衛書状]	(年未詳) 閏5月26日	山高孫兵衛信保	宗岡喜兵衛	切紙	1	
21-3	[山高孫兵衛書状]	(年未詳) 卯月27日	山高孫兵衛信保	宗岡喜兵衛	状	1	
22	[竹田喜左衛門書状]	(年未詳) 8月19日	竹田喜左衛門	宗岡安兵衛	折紙	1	包紙あり (包紙上書)「竹田喜左衛門様方酉(八)月十九日被下置候折紙」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
23	[鈴木政之丞書状]	(年未詳) 8月20日	鈴木政之丞重基	宗岡安兵衛	折紙	1	包紙あり (包紙上書)「鈴木政之丞様御書翰乞通」
24	[川崎平右衛門書状]	(年未詳) 5月17日	平右衛門	喜三兵衛	状	1	包紙あり (包紙上書)「川崎平右衛門→宗岡喜三兵衛」
25	[高田久左衛門書状]	(年未詳) 5月15日	高田久左衛門備寛	宗岡弥右衛門、大賀甚之丞	折紙	1	包紙あり (包紙上書)「從佐州 高田久左衛門→奥州半田御役所二而 宗岡弥右衛門・大賀甚之丞」
26	羅漢寺万人講覚	(年未詳) 5月8日	伊藤三右衛門政保	金津山若衍貴師	状	1	
27	覚 (大久保長安書簡等につぎ)				切紙	1	
28	[書付](戒名 (崇光院釈道雪位) につぎ)	慶長18癸丑 年3月16日			切紙	1	包紙あり (包紙上書)「先祖由来書」
29	[書状目録](御朱印写等15通につぎ)				豎帳	1	
31	[歌集]	天明3癸卯春	京書肆寺町蛸栗師下ル 秋田屋平左衛門 寺町 二条下ル秋田屋藤兵衛		豎帳	1	(奥書)「天保9戊戌年8月写之 阿部光格」
32	金銀錢請払覚帳	天保3壬辰年正月	光格		横半帳	1	32～39と168～175は木箱で一括 (木箱表書)「干柿」 切紙1通 (勘定書付) 挿入あり
33	金銀錢請払覚帳	天保6末年正月	光格		横半帳	1	切紙1通 (羅漢寺証文写) 挿入あり
34	金銀請払員数手控	文政13年寅正月改			横半帳	1	
35	貸銀滞勘定帳	文政13年寅正月改	光格		横半帳	1	
36	金銀錢請払覚帳	天保12丑年正月	光格		横半帳	1	切紙1通 (勘定書付) 挿入あり
37	[書付](栗苗植付につぎ)				横帳	1	
38	五口流状之文□				折本	1	裏表紙等に「此主一閑(花押)」「戌春求之 一ッ正雄(花押)」 「戌初春 一閑□之」と記載あり

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
39	[某書状写]	(年未詳) 12月晦日			折本	1	
40	金子借用証文之事	明治2巳年7月	証人宗岡佐一郎、請相人福本虎次郎、本人阿部寛之助	泉屋勘助	状	1	40～51は本箱で一括 包紙あり (包紙上書)「証文壹通 阿部氏」
41	金子借用証文之事	慶応4辰年7月	金子借用人阿部、証人讃岐屋卯兵衛	泉屋勘助	状	1	
42	預申金子之事	嘉永6丑年7月	阿部清右衛門	熊谷三左衛門	状	1	包紙あり (包紙上書)「証書 壹通」
43	借用申金子之事	元治元子年7月	本人阿部謙一郎、請負人福本虎次郎	熊谷三左衛門	状	1	包紙あり (包紙上書)「証書 壹通 阿部」
44	借用申金子之事	慶応3卯12月	借用本人阿部寛之助代さぬきや卯兵衛、請相証人兼借屋名前人才吉	栄泉寺	状	1	
45	金子借用証文之事	慶応3卯8月	本人阿部謙一郎代大森駒足町卯兵衛、小作人同羅漢町才吉、証人同駒足町栄吉	熊谷三左衛門	状	1	
46	覚 (金子受取につき)	午閏10月29日	奉造代栄吉	阿部	切紙	1	
47	預申金子之事	嘉永5子年7月	阿部清右衛門	熊谷三左衛門	状	1	(端裏書)「子七月金三拾兩 阿部様」
48	預り申金子之事	弘化4未年12月	阿部専之助	熊谷三左衛門	切紙	1	
49	覚 (証文返却につき)	午閏10月29日	川口□□	阿部	切紙	1	
50	覚 (元利金につき)	午閏10月	松原屋小七郎	阿部	切紙	1	
51	【書状】(銀子貸付につき)	(年未詳) 5月12日	郷戸孝兵衛	阿部	切紙	1	封筒あり
52	覚 (灰吹銀運搬につき)	辰11月18日	遠藤兵右衛門支配石州銀山役人宗岡喜市郎	石州大森 ^〆 但州生野迄 右宿々問屋・年寄中	切紙	1	52～57と59、164～167は 本箱で一括 包紙あり (包紙上書)「先触 石州銀山役人宗岡喜市郎 石州大森 ^〆 但州生野迄」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作者	宛所	形態	点数	備考
53	[袋]	宝暦10辰年	宗岡光寛		袋	2	53-1～19を一括 (外袋上書)「宝暦十辰年 石州銀山灰吹銀但州生野 へ被遣候節出役書物一件 宗岡光寛」 (内袋上書)「宝暦十辰年 石州灰吹銀但州生野へ遣 候節之出役書物一件 宗 岡氏 光寛」
53-1	[包紙]		源谷善助、高橋甚右衛 門	池田長三郎様御役人西 村重右衛門	包紙	1	53-1-1～2を一括
53-1-1	[書付](布野村問屋等の人名につき)				折紙	1	
53-1-2	[書付](仁豊野村問屋等の人名につき)				折紙	1	
53-2-1	[書付](屋形村、栗賀町庄屋等の人名につき)				切紙	1	
53-2-2	[書付](仁豊野船役人等人名につき)				切紙	3	
53-3	覚 (人名につき)	辰11月27日	生野宿野右衛門		切紙	1	
53-4	石州生野往返御用日記	辰10月22日～			横半帳	1	
53-5	但州生野帰り道中駄賃払帳	宝暦10年辰11月			横半帳	1	
53-6	但州生野往返旅籠払帳	宝暦10年辰11月			横半帳	1	
53-7	覚 (灰吹銀但州生野持参勘定仕上控につき)	(宝暦10年) 辰12月	宗岡喜市郎		状	1	切紙 (勘定書付) 1通挿入 あり (端裏書)「宝暦十辰十二月 灰吹銀但州生野持参勘定 仕上扣」
53-8	但州生野二而聞書				折紙	1	
53-9	[書付](石州灰吹銀と但州灰吹銀を一所に江戸 表へ差し越すにつき)	辰10月22日	天助次郎、古与七郎、 小左大夫、坪駿河守、 石備後守、小山城守、 一安藝守	遠藤兵右衛門	切紙	1	
53-10	覚 (生野迄道中勘定書につき)	辰12月			切紙	1	
53-11	御用覚書	(宝暦10年) 辰11月 ～12月	宗岡氏		横半帳	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
53-12	佐州ニ而之吹分左之通内承合之趣如是				切紙	1	
53-13	覚 (生野迄道中諸雑用銀覚書につき)	(宝暦10年) 辰4月	安田伊三郎		切紙	1	(端裏書)「宝暦十辰年安井伊三郎山出銀但州持参節之勘定仕上覚」
53-14	覚 (生野迄道中雑用御入用銀覚書につき)	(宝暦11年カ) 巳12月	宗岡喜市郎		状	1	
53-15	「書付」(生野迄の行程につき)	(宝暦10年カ)			切紙	1	
53-16	「書付」(姫路より生野迄の行程につき)	(宝暦10年カ)			切紙	1	
53-17	「書付」(生野から大森迄の行程につき)	(宝暦10年カ)			切紙	1	
53-18	「書付」(生野から大森迄の行程につき)	(宝暦10年カ)			切紙	1	
53-19	「書付」(人名につき)				折紙	1	
54	「袋」	元文元辰6月			袋	1	54-1の袋 (袋上書)「金銀御吹替ニ付銀山歩合願一件」 往来手形を再利用したもの
54-1	金銀御吹替ニ付歩合願一件	元文元年			竖帳	1	
55	「袋」		宗岡氏		袋	1	(袋上書)「由緒書親類書控」
55-1	親類書	文政8酉年6月	宗岡長蔵	大岡源右衛門	竖帳	1	包紙あり (包紙上書)「阿部清右衛門殿」
55-2	由緒書	文政酉8年6月	石州銀山附同心宗岡長蔵	大岡源右衛門	竖帳	1	
55-3	親類書	文政13寅年6月	宗岡長蔵	根本善左衛門	竖帳	1	
56	「書付」(銀座への灰吹銀上納につき)	元禄11寅年12月23日	諸伝左衛門、萩近江守、井対馬守、稲下野守、松美濃守	井口治右衛門	状	1	
57	覚 (石州灰吹銀江戸表へ差し遣わすにつき)	辰11月	遠藤兵右衛門	斎藤新八郎	状	1	
58-1	借用申銀子之事	天保6末年12月	銀子借用人那賀郡市村本とや善九郎、質物預り受相人同八神村斗八郎ほか2名	大森町富田屋佐助	状	1	58-1～28は木箱で一括 (木箱蓋上書)「謄文箱 格」 (端裏書)「案文」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
58-2	借用申銀子之事	文政4巳年12月	借用人木村屋七郎次、 請相人檜物屋清兵衛	中屋彦吉	状	1	
58-3	〔書状〕(古銀引替につき)	(年未詳) 6月	信英	貞斎	切紙	1	
58-4	〔書状〕(銀子両替につき)	(年未詳) 5月12日	田饒屋三左衛門	阿部	切紙	1	
58-5	借用申銀子之事	文政5年年12月	借用人中場勝之進、 請相人大森町駒足升屋 輕十郎	阿部忠太郎	状	1	(端裏書)「中場勝之進」
58-6	借用申銀子之事	文政3年辰正月	銀子借用人後地村庄屋 頼左衛門、請相人同村 頭百姓金兵衛、同断同 村百姓代小三郎、証人 木村屋七郎治	大森町長門や村助	状	1	(端裏書)「後地村」
58-7-1	亥ら卯迄五ヶ年賦証文之事	文化11戊7月	本人 讃岐屋平右衛門、 同倅村藏、請相人嘉庭 屋兼右衛門	阿部	状	1	58-7-1～21まで一括 (端裏書)「平右衛門」
58-7-2	借用申銀子之事	文化12年亥8月	本人 讃岐屋平右衛門、 請相人嘉庭屋兼右衛門	中屋彦吉	状	1	(端裏書)「平右衛門」
58-8	借用申銀子之事		銀子借用人那賀郡浅り 村又兵衛、質物預り人 銃預本人請相人同太田 村権左衛門、証人――	大森町富田屋佐助	状	1	(端裏書)「案文」
58-9	借用申銀子之事	天保2年卯12日	銀子借用人吾郷村森や しき閑治	阿部	状	1	(端裏書)「閑次頼母子掛銀 与差引勘定済可返分 森 屋敷閑次」
58-10-1	〔書状〕(借銀返済見合わせにつき)	(年未詳) 12月29日	川井瀧次	阿部忠太郎	切紙	1	58-10-1～4は帯封で一括 (帯封上書)「川井証文并手 紙」
58-10-2	覚 (銀子当借につき)	酉12月20日	川井瀧次	阿部忠太郎	切紙	1	
58-10-3	借用申銀子証文之事	文化12亥年12月	銀子借用人川井瀧次	阿部忠太郎	状	1	
58-10-4	〔書状〕(借銀返済見合わせにつき)	寅7月13日	川井瀧次	阿部忠太郎	切紙	1	
58-11	覚 (貸渡銀勘定につき)	戌10月15日	安井斗二郎	阿部	切紙	1	
58-12	借用申金子之事	天保7申年3月	本人高橋屋茂助、受相 人橋本屋元藏、証人	長門屋源吉	状	1	(端裏書)「案文」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
58-13	借用申銀子之事	天保3年辰正月	本人久保村頭百姓孫右衛門、請相人同村百姓代重兵衛、証人同村百姓惣代道右衛門、同大森肥後屋廣兵衛	大森町富田屋佐助	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文 久保村孫右衛門」
58-14-1	「書状」(八十郎別紙申し越し、私明朝罷り出につき)	(年月未詳) 11日	嘉庭屋兼右衛門	阿若旦那	切紙	1	
58-14-2	「書状」(銀子出来の由承知、14日受取につき)	(年月未詳) 11月11日	山形や八十郎	嘉庭屋兼右衛門	切紙	1	
58-15	「書状」(川本利銀等差し上げ、残銀返済延引につき)	(卯) 12月24日	嘉庭屋兼右衛門	阿部	切紙	1	
58-16	「書付」(元利銀勘定につき)	末年～酉年			切紙	1	
58-17	借用申金子之事	天保7申年5月	借用人橋本藤太郎、請相人橋本右兵衛、証人三原屋伴次	大森町富田屋佐助	切紙	1	
58-18	覚 (勘定につき)				切紙	1	
58-19	覚 (畑代銀等渡しにつき)	巳2月14日	泉屋正三郎	阿部	切紙	1	
58-20	相渡申銀子之事	天保6年末3月晦日	柳屋理十郎	阿部	切紙	1	(端裏書)「柳屋理十郎銀子預手形写」
58-21	口上 (取替銀の返済につき)	(年月未詳) 6月11日	信英	貞斎	切紙	1	
58-22	口上 (取り寄せの品を見せてほしいということにつき)	(年月未詳) 14日	信英	阿貞斎	切紙	1	
58-23	口上 (1貫目借用につき)	(年月未詳) 12月27日	安井	阿部	切紙	1	
58-24	口上 (証文へ加印、銀子引き渡しにつき)	(年月未詳) 3月12日	原屋条平	阿部	切紙	1	
58-25	覚 (銀子差し上げにつき)	(年月未詳) 12月	柳原	阿部	切紙	1	
58-26	覚 (豊表代・出雲屋志儀懸銀・大坂買物代等勘定につき)	壬辰2月5日	田儀屋三左衛門店	阿部	切紙	1	
58-27	口上 (古銀の差し戻し等につき)	(年月未詳) 6月17日	信英	貞斎	切紙	1	
58-28	「書付」(質物証文等の案文を泉や正三郎宛に遣わすことにつき)				切紙	1	
59	「池坊流華道伝授証書」	嘉永3年戌10月	池坊専明	石州阿部清右衛門	折紙	1	
60	町見術		阿部		横小帳	1	60～94は木箱で一括

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
61	町見術伝書		阿部		竖帳	1	
62	勾倍割附		阿部		折本	1	袋あり (袋上書)「六十番 勾倍割 附町見術傳書」(「六十番」 は朱書)
63	[包紙]		安井斗一郎		包紙	1	(包紙上書)「手形」
63-1	[書付](借用銀勘定につき)				切紙	1	
63-2	覚 (銀子借用につき)	子12月	大川圭次郎	阿部半藏	切紙	1	
63-3-1	覚 (借用銀勘定につき)	文政8酉7月12日～			切紙	1	63-3-1～4を帯封で一括
63-3-2	預り申銀子之事	天保2卯年9月	安井斗一郎	阿部半藏	切紙	1	
63-3-3	預り申銀子之事	天保2卯年12月	本人安井斗一郎、証人 沢屋新伍	阿部半藏	切紙	1	
63-3-4	覚 (米銀勘定につき)	午7月	安井	阿部	切紙	1	
64	来辰より巳迄弐ヶ年季相渡申町屋敷之事	文政2卯年12月	本人大森町駒足油屋喜 代吉、証人親類惣代同 町瓦屋甚兵衛、証人同 町柳屋利十郎、同町 大工屋廣藏、同町富 田屋佐助、地境主大音 寺代高橋屋嘉藤治、同 町目代熊屋三九郎	阿部忠太郎	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文式通 廉 平」(興書)「大森町駒足組頭兼 年寄泉屋弥右衛門、年寄 田儀屋三左衛門」
65	[包紙]				包紙	1	65-1～6を一括 (包紙上書)「西田屋伊三郎 方受取候莪原口田畑山林 証文」
65-1	当酉方来ル戌迄弐ヶ年二相渡申質地之事	文化10年酉12月	本人荻原村百姓代利惣 兵衛、同倅廣右衛門、 証人磯七、同村頭百姓 長右衛門、同庄屋宗十 郎	大森町多平次	状	1	
65-2	当亥方巳迄七ヶ年季小作二掛り証文之事	文化11年	小作人荻原村与之助、 請相人同村卯平太	大森仲嶋多平次	状	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
65-3	当巳ら来午迄弐年季質地証文之事	文化6年巳年4月	銀子借り人 大森町 西田屋伊三郎、受相人 親類代 銀山町 後藤三兵衛、証人 大森町 讃岐屋清右衛門	大森町中嶋太平次	状	1	(奥書)「荻原村庄屋 林兵衛、同村頭百姓長右衛門、同村百姓代宗十郎」
65-4	「書状断簡」(おつね加文につき)	(年未詳) 12月朔日			断簡	1	前欠
65-5	荻原ヒシハエ田畑山境		阿部正雄		切紙	1	
65-6	当酉々来ル亥迄三年季掛申畑小作証文之事	文化10年酉12月	小作人 荻原村 谷川磯七、同請相人 同村 忠右衛門、証人 大森町 讃岐屋唯十郎	大森町中嶋多平次	状	1	
66	「書状」(本家集会欠席、おちか薬等送付につき)		宗岡長藏	阿部半藏	状	1	
67	「書状」(借入金返上につき)	(年未詳) 12月朔日			切紙	1	
68	「書状」(大鯰恵贈のれ、そばの買い入れ、小作一件につき)	(年未詳) 12月朔日	長藏	阿部	切紙	1	
69	「書状」(鯰・柿恵贈のれ、おぼぎ差し上げにつき)	(年未詳) 12月朔日	つね	おともじ	切紙	1	
70	覚 (春日神社造営寄付銀請取につき)	文化13年子12月	神主 後藤伊織	阿部忠太郎	切紙	1	
71	記 (志儀掛銭受取につき)	明治6年酉12月	本人 山本孝太郎、受相人 川北徹造 代字 佐美清之太郎、世話人 小川清之助、同岸本 啓兵衛	阿部	切紙	1	
72	相渡申小作証文之事	文政7年申12月	小作本人 啓兵衛、請相人 多助、証人 喜七	中屋彦吉	状	1	(端裏書)「啓兵衛」
73	預り申銭之事	文政7年申12月	銭預り人 森山 常之助、証人 大工屋 廣藏	阿部	状	1	(端裏書)「常之助」 切紙(書状) 1通が糊付け されている
74	五ヶ年季質入申家屋鋪証文之事	文政元年寅7月	本人 福本乙兵衛、俵福本 正治郎、大森町 証人 廣藏、境目持主 山本内藏太、目代 肥後屋周平	大森町和助	状	1	(奥書)「大森町年寄組頭兼 泉屋弥右衛門、同年寄田 儀屋三左衛門」
75	相渡申一札之事 (凶作のため不納年貢米代銀年賦証文につき)	天保7年申11月	本人 福原村 清重郎、請相人 同村 親景平、証人 荻原村 廣右衛門	大森町佐助	状	1	
76	「書状」(畑方地所開発等につき)	(年未詳) 5月15日	牛尾安藝	阿部忠太郎	切紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
77	当辰ヨリ来申迄五ヶ年季掛り請申竹やぶ証書	明治13年辰6月7日	本人浅野九市、請相人川上栄吉	大森町阿部	切紙	1	
78	相渡申小作証文之事	天保11年子年3月	小作本人大國村忠七、請相人戸藏村権次郎、証人福原村常助	大森町佐助	状	1	
79-1	家屋敷譲渡証文之事	天保9戊午12月	本人阿部半藏・同阿部専之助・証人八木市藏	宗岡長藏	竖帳	1	79-1と2は一冊 冒頭に「宗岡江譲渡候証文控并古証文絵図面写」と朱書あり
79-2	当巳ら来ル午迄式ヶ年季家屋鋪賃入証文之事	文政4巳年4月	本人福本乙兵衛、倅同正次郎、親類証人坂本復兵衛、右同断温泉津村福光屋傳藏、口入証人大森町大工屋廣藏、境主証人大音寺旦那惣代高橋屋嘉藤次、同山本内蔵太、大森町目代大吉屋瀬平	大森町中屋彦吉			(奥書)「組頭兼年寄泉屋弥右衛門、同田儀屋三左衛門」 後半に「関連文書あり」
80	〔書状〕(磯七地所一件につき)	丑12月	荻原村庄屋宗十郎	大森中嶋多平次	切紙	1	
81	入置申屋敷賃物証文之事	寛政12年申4月	銀山町妙正寺、旦那惣代同所林紺屋富右衛門、大森町目代美濃屋作右衛門、同所組頭讀岐屋太郎右衛門	阿部忠太郎	状	1	(包紙あり) (包紙上書)「妙正寺々受取 候屋敷地買証文」 (奥書)「右町年寄泉屋勘左衛門、同田儀屋民右衛門」
82	〔書状〕(銀子2貫目を手形と引き換えに渡すにつき)	(年月未詳) 29日	三左衛門	阿部若旦那	切紙	1	(上書)「阿部若旦那様 三左衛門」
83	記 (頼母子掛銭受取につき)	明治13年8月	受相人川北徹藏(代理字佐美清太郎、世話人小川清之助、同岸本敬信)	阿部正雄	切紙	1	
84	記 (志儀掛銭受取につき)	明治7年6月	本人山本孝太郎、受相人川北徹藏(代字佐美清太郎、世話人小川清之助、同岸本敬信)	阿部	切紙	1	
85	記 (志儀掛銭受取につき)	明治8年5月	本人山本孝太郎、受相人川北徹藏(代字佐美清之助、同岸本敬信)	阿部	切紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
86	記 (志儀掛銭受取につき)	明治10年5月	本人山本孝太郎、受相人川北徹藏代字佐美清太郎、世話人小川清之助、同岸本敬信	阿部	切紙	1	
87	記 (志儀掛銭受取につき)	明治12年卯7月	後親宇佐美清太郎、世話人小川清之助、同岸本敬信	阿部	切紙	1	
88	記 (志儀掛銭受取につき)	明治9年第12月	本人山本孝太郎、受相人川北徹藏代字佐美清太郎、世話人小川清之助、同岸本敬信	阿部正雄	切紙	1	
89	覚 (文六へ渡すべき畑方代銀につき)	子5月15日	吾郷村牛尾安藝	阿部忠太郎	切紙	1	
90	「書付」(質物に渡す家屋敷証文写につき)	文政4巳年4月	本人福本乙兵衛、倅同正次郎、親類証人坂本復兵衛、右同断温泉津村福光屋傳藏、口入証人太森町大工屋廣藏	大森町中屋彦吉	状	1	
91	「包紙」	天保8酉年12月			包紙	1	包紙のみ (包紙上書)「粕洲村小原字殿居場畑地波多野源兵衛各孫八名宛流質証文一通」
92	「袋」	文政8年酉～戌			袋	1	袋のみ (袋上書)「文政八酉より戊迄二ヶ年季 啓兵衛持分□中島新左衛門畑質入証文志通 外小作証文志通町家屋敷書入質地証文志通」
93	「袋」				袋	1	袋のみ (袋上書)「小作証文 福原村忠七」
94	「袋」				袋	1	袋のみ (袋上書)「地貸井畑銀証文 弥右衛門」
95	覚 (頼母子返懸取替銀受取につき)	辛未8月8日	熊谷三十郎	福本	切紙	1	95～155、157～163は木箱で一括包紙あり (包紙上書)「福本」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
96	覚 (金子借用につき)	卯3月	大田藤本や宗平	新屋勘兵衛	切紙	1	
97	[袋]	文政6年末12月			袋	1	袋のみ (袋上書)「三石田畑証文入」
98	覚 (志儀掛銀受取につき)	嘉永元年申12月	藤田屋富右衛門、田村屋文蔵	米田屋国助	切紙	1	
99	来ル西から戌年迄式年季相渡申畑証文之事	文政7申年12月	本人大森町啓兵衛、親類同喜七、証人同多助、相境同勘兵衛、町組庄屋大吉屋瀬平	彦吉	状	1	(端裏書)「啓兵衛」 (奥書)「年寄泉屋弥右衛門 他行二付代兼年寄田儀屋 三左衛門」
100	覚 (志儀掛銀受取につき)	弘化4年末12月	藤田屋富右衛門、田村屋故左衛門	羅漢町政蔵	切紙	1	
101	覚 (志儀掛銀受取につき)	弘化4年末12月	藤田屋富右衛門、田村屋故左衛門	川本村米田屋国助	切紙	1	
102	[包紙]	天保9戌年12月			包紙	1	包紙のみ (包紙上書)「代銀志貫目 延里村周平質地証文志通 坪付書志通 小作証文志通 松代村田地」
103	当巴から来ル午迄式々年季田畑草山質地証文之事	天保4巳年3月	質物相渡候本人福原村利惣兵衛、親類証人同村柳兵衛	佐摩村上組佐助	状	1	(奥書)「福原村庄屋吉太郎、頭百姓丈右衛門、同廣右衛門」
104	[書状](借銀返済延引につき)	(年未詳) 12月19日	大賀	阿部	状	1	
105	覚 (去酉年貢石代受取につき)	戌3月5日	庄屋清蔵	周平	切紙	1	
106	覚 (江戸より大坂迄廻米につき)		周平	行恒村庄屋所	切紙	1	上部に紙縫り紐綴付け
107	覚 (年貢銀受取につき)	戌2月29日	行恒村庄屋喜右衛門	周平	切紙	1	
108	請取申金子之事	安政4巳年12月	本人福本由次郎、藤井七郎右衛門	阿部清右衛門	状	1	包紙あり (包紙上書)「仮証文 志通」
109	借用申金子之事	嘉永元申年12月	借用本人土井誠大夫、請相人柴岡縫一郎	阿部専之助	状	1	
110	借用申金子証文之事	嘉永3年戌12月	本人藤田屋富右衛門、請相人今出屋彦蔵	中屋みわ	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文 藤たや 富右衛門」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
111	預り申銀子手形之事	文政11子5月	嘉庭屋兼右衛門	阿部半藏	状	1	(端裏書)「嘉庭屋兼右衛門」
112	「大森付近略絵図」				鋪	1	
113	「書状」(金子利足差し上げにつき)	戊辰2月28日	中原茂兵衛	阿部清右衛門	切紙	1	
114	覚 (金子拝借につき)	亥辰2月29日	小泉屋毎次郎	阿部	切紙	1	(端裏書)「小泉や」
115	相渡申小作掛り証文之事	弘化3年午4月	小作 本人 福原村直兵衛、請相人 同村徳平、証人 同村千代松	大森町みわ	状	1	(端裏書)「福原村猶兵衛」
116	相渡申質地証文之事	文政7年申12月	本人 讃岐屋丸太夫、証人 肥後屋周平、庄屋目代 大吉屋瀬平、組頭木村屋七郎次他行二而代組頭田儀屋清六	中屋彦吉	状	1	(奥書)「年寄泉屋弥右衛門他行代兼年寄田儀屋三左衛門」
117	当午ら来ル戊辰五ヶ年季田畑草山小作掛証文之事	天保5甲午3月	小作 本人 福原村嘉兵衛、同村倅清十、親類たれ、請相人たれ、証人たれ	富田屋佐助	状	1	写し
118	借用申一札之事	文政12年丑極月	本人 中屋彦吉、引請人 同人倅清七	阿部	状	1	(端裏書)「彦吉」
119	借用申金子之事	天保12年丑7月	本人 肥後屋周平、同倅 富吉、証人 岡たや東吉郎	藤田屋富右衛門	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文 肥後や周平」
120	当未ら申迄式ヶ年季相渡申田畑山林之事	文政6末年12月	大森町平右衛門并二倅 秀藏御過意中二付引受世話人 大森町木村屋七郎治、平右衛門伴代吉、証人 親類神子路浦利藤太、同同 大森町亀谷屋武兵衛、同同 嘉庭屋兼右衛門	富田屋佐助	状	1	(奥書)「佐摩村上組頭百姓増右衛門、同百姓大金兵衛」
121	当午ら来未迄式ヶ年季相渡申草山之事	弘化3年午5月	本人 福原村利惣兵衛、親類 小松地村久藏、証人 福原村柏平	大森町美輪	状	1	(端裏書)「福原 利惣兵衛」 (奥書)「庄屋吉太郎、同見習健十郎、頭百姓丈右衛門」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作者	宛所	形態	点数	備考
122	[包紙]				包紙	1	包紙のみ (包紙上書)「請取書」
123	請取申金子之事	安政3辰年12月	野沢弥十郎、藤井七郎 右衛門	阿部清右衛門	状	1	
124-1	[書状](金子借用につき)	(年未詳) 12月27日	大賀	阿部	切紙	1	124-2を中心に巻き込む (上書)「阿部様 大賀」
124-2	借用申金子之事	嘉永元申年12月	本人大賀寛兵衛、受相 人松浦寿三郎	中屋みや	状	1	(端裏書)「大賀」
125	借用申銀子之事	弘化2巳年9月	本人大田南町工屋彦四郎、受相人大森町長門屋源助、証人同所岡田屋東吉郎	中屋みわ	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文 大田南町 工屋彦四郎」
126	借用申金子之事	嘉永2酉年12月	本人中山茂一郎、受相人河野綱太郎	但嶋屋末五郎	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文 中山」 (端裏書)「中山」
127	覚(金子受取につき)	(年未詳) 8月朔日	八神屋熊太郎	阿部清右衛門	切紙	1	
128	[書状](金子借用につき)	(年未詳) 12月25日	土井誠太夫	阿部	切紙	1	
129	[書状](恩借金元利勘定見合わせにつき)	(年未詳) 6月26日	大賀寛兵衛	阿部清右衛門	切紙	1	
130	借用申銀子之事	文政13年寅12月	借用人新屋勘兵衛	富田屋佐助	状	1	(端裏書)「新屋 勘兵衛」
131	[泉屋付近略地図]				鋪	1	
132	[書状](金子借用につき)	文久元酉年12月	長野又一郎	阿部清右衛門	切紙	1	
133	金子借用証文之事	戊辰12月28日	借用人小泉屋毎次郎	阿部	状	1	(端裏書)「小泉や」
134	来亥より子迄式々年季質地二相渡申田高証文之事	天保9戊辰12月	質地引渡本人延里村岡田屋周平、親類川合村松山房兵衛、証人大森町孫助	羅漢寺小路孫八	状	1	(奥書)「庄屋清左衛門、同清四郎、頭百姓直兵衛、百姓代徳兵衛」
135	[証文断簡](小作証文につき)		小作引請人延里村岡田屋周平、請相人大口屋権右衛門、大森町孫助	羅漢寺小路孫八	状	1	前欠 162の後部カ
136	[書状](金子拝借につき)	(年月未詳) 晦日	長門屋作兵衛	阿部	切紙	1	
137	年賦拝借証文之事	天保3辰年閏11月6日	本人八木與兵衛、請相人勝岡愛之助	銀山方御役所	状	1	(端裏書)「元銀式費目 八木與兵衛」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
138	入記 (貸銀勘定につき)	丑暮			状	1	
139	借用申金子之事	子年12月	田邊民之助	阿部清右衛門	状	1	
140	借用申金之事	文久元年酉12月	借用本人さらや休兵衛、同幸二郎	阿部	状	1	
141	預り申金子之事	戊辰月19日	温泉津村角越前屋宇平次	阿部専之助	状	1	(端裏書)「ゆの津 宇平次」
142	〔書状〕(金子を渡すにつき)	(年未詳) 7月12日	三九郎	阿部	切紙	1	
143	〔書状〕(仮受取書等につき)	(年未詳) 12月29日	藤井	阿部	切紙	1	
144	当辰 ^ろ 午迄三ヶ年季買受申山毛上羽書之事	天保3年辰7月	山買受本人荻原村宇平次、同同元兵衛、受相人同村廣右衛門、同同与之助、証人大森町孫助	大森瓦屋佐助	状	1	
145	相渡申金子借用証文之事	嘉永元年申年12月	本人河野綱太郎、請相人田邊吉郎	但馬屋末五郎	状	1	
146	〔包紙〕	天保10亥年3月2日			包紙	1	146-1-1～146-2を一括(包紙上書)「行恒村田地本証文并小作証文共式通外坪付小日記苞通里村周平」
146-1-1	当亥ヨリ来子迄式ヶ年季質地相渡田方証文之事	天保10年己亥2月	質地引渡本人延里村岡田屋周平、親類請相人川合村松山房兵衛	大森町中嶋政藏	状	1	(奥書)「右村庄屋喜久右衛門、庄屋莊四郎」
146-1-2	小日記 (質地高反別掛米につき)	天保10年己亥年2月	質地引渡本人延里村岡田屋周平、親類請相人川合村松山房兵衛	大森町中嶋政藏	切紙	1	
146-2	相渡申小作証文之事	天保10年己亥3月	小作本人延里村岡田屋周平、請相人延里村中野屋常太郎	大森町中嶋政藏	状	1	
147	覚 (志儀掛銀請取につき)	嘉永元年申12月	藤田屋富右衛門、田村屋文藏	羅漢町政藏	切紙	1	
148	〔包紙〕				包紙	1	(包紙上書)「八木與兵衛拝借証文 御役所 ^ろ 戻り」証文式通金子入」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
149	預り申米手形之事	天保9年戌11月6日	預り人波多野源兵衛、証人河内屋利兵衛	大森町西田屋茂八	状	1	後半に関連史料あり
150	預り申金子手形之事	天保13年寅12月	金子預り人山田屋甚吉、証人稲用屋儀兵衛	なかと屋源助	状	1	〔端裏書〕「山たや 甚吉」
151	借用申証文之事	嘉永4年亥12月	本人今出屋彦藏、請相人藤田屋富右衛門	中屋みわ	状	1	〔端裏書〕「亥」
152	覚 (志儀掛銀請取につき)	酉12月	田村屋文藏代富右衛門	羅漢町政藏	切紙	1	
153	小日記 (質地田高反別掛米につき)	天保9年戌12月	質地引渡本人延里村庄や周平、親類川合村松山房兵衛、証人大森町孫助	羅漢寺小路孫八	状	1	
154	借用申銀子之事	天保7年申7月	本人田中屋伴平、請相人乙倉屋五兵衛、証人正田屋多助	富田屋佐助	状	1	〔端裏書〕「伴平」
155	相渡申一札之事 (質物引渡出来難きため志儀譲渡につき)	天保9戌年9月	志儀譲人市村もと屋善九郎、同同伴藤大郎、証人同村角屋仲右衛門、志儀発起人福光下村竹崎瀧右衛門、同植田浦隼屋茂市郎、親受相人上河戸村廣重又左衛門、同同市村本屋善九郎	大森町長門屋源助	状	1	包紙あり (包紙上書)「上 市村本屋善九郎」
157	覚 (返済銀高勘定につき)	丁酉12月21日	西助一郎	阿部	切紙	1	
158	借用申一札之事	文政13年寅正月	本人中屋彦吉、引請人同人俣清七	阿部	状	1	〔端裏書〕「彦吉」
159	〔書状〕(預金手形の引き換えにつき)	(年未詳) 12月23日	中原茂兵衛	阿部清右衛門	切紙	1	
160	借用申金子証文之事	嘉永3年戌12月	本人今出屋彦藏、請相人藤田屋富右衛門	中屋みわ	状	1	包紙あり (包紙上書)「証文 今出屋彦藏」
161-1	借用申銭之事	天保6年未12月	本人中屋彦吉、請相人野田屋万右衛門	阿部	状	1	161-1～2は帯封で一括 (帯封上書)「式通 彦吉」
161-2	借用申銀子之事	天保5年午12月	借用本人中屋彦吉、同家清七、同請相人仕立屋宗平、同証人兼親類のたや万右衛門	羅かん町政藏	状	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
162	相渡申小作証文之事				断簡	1	後欠 135の前部カ
163	預り申手形之事	天保9年戌12月21日	本家	川内屋利兵衛	状	1	後半に関連史料(質物(煙草) 預り証文字等) あり
164	差上申一札之事 (宗岡仲右衛門江戸私、多久弥市郎江戸拾里四方追放赦免につき)	文政9戌年6月	石州銀山附元役人組頭 宗岡喜三兵衛俵宗岡仲 右衛門死失ニ付同人俵 銀山附同心、宗岡長蔵、 同国銀山附元役人多久 弥市郎死失ニ付同人又 甥銀山附同心長野丹助		切紙	1	
165	[付紙カ](役所へ差し出す控につき)	文政7申年3月			切紙	1	
166	[書付](宗岡分勘定につき)				切紙	1	
167	[書付]				切紙	1	罫線を引いたもの
168	[書画]	丁丑第6月	秋騒□□ 逸雲醉墨		卷子	1	
169	[書画]		逸雲		卷子	1	(軸端裏書)「逸雲 蘭」
170	[書画]		中嶋太兵衛長守、根本 常右衛門政方、大谷恵 左衛門直忠、野沢茂富 興柔		卷子	1	(軸端裏書)「同」
171	炮術目録并指南抄	天保13年壬寅8月	岡田牛兵衛照恒、越久 田寅之丞常武、武藤代 三郎正春、野沢茂富興 柔	福本由次郎	卷子	1	171と172と同じ表装
172	無尺鎗術修行之枢要			野沢由次郎	卷子	1	
173	舍密秘録 卷下	安政2年乙卯春	濃児浅野専之祐昌時		卷子	1	173と174と同じ表装
174	傳 鉄性質附り鍛	安政2年乙卯2月	美濃国住人八道児浅野 専之祐藤昌時		卷子	1	
175	仙人哥	享保5年庚子季秋吉日	天下無双青木常右衛門 尉家真休心居士、青木 常左衛門尉勝重、青木 相模	宗岡市之丞	卷子	1	
176	[書]		青坡		卷子	1	(軸端裏書)「早山□□ 野 澤様」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
177	[書]		深川親和		卷子	1	(軸端裏書)「深川親和」
178	[習作](孔雀等)				卷子	1	彩色
179	[習作](馬)				卷子	1	
180	たのしみ草子 二編		心斎橋通塩町角綿屋喜兵衛		包紙	1	包紙のみ 彩色 「夏日唐船入津之図」[猿土産物奥伝写]
181	[書画]		月橋		卷子	1	(軸端裏書)「競馬 月橋」
182	[書画]		蘇水		卷子	1	(軸端裏書)「富士観瀑 蘇水」
183	[和漢朗詠集抜書]	元禄2龍集己巳黄鐘中旬	木通子		卷子	1	
184	[大塚町新田御見取場亀絵図]	天保14年卯8月	摂州嶋上郡大塚町新田請負人正三郎		鋪	1	彩色
185	[坑内亀絵図]				鋪	1	

阿部家文書 (石見銀山資料館寄託)

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
1	石雲隱覚集	元禄6年癸酉春	宗岡		横半帳	1	
2	雑用集	(天保年間カ)	阿部		横半帳	1	
3	石州銀山附同国邑智郡・雲州飯石郡・隠岐国万覚書	元禄4年未5月	光重		横半帳	1	表紙に「但元禄四年未五月安井氏・宗岡氏撰之、御巡見秋田三郎左衛門様・室七郎左衛門様・鈴木弥市郎様江上ル扣写」とあり
4	年中行事 写		阿部		竖帳	1	(貼紙)「十六番」
5	置御證文留	(文政年間カ)	光格		竖帳	1	(貼紙)「廿三番」
6	忝番 御用留	(文化11～13年)	阿部光格		竖帳	1	(貼紙)「廿一番之内」
7	根本善左衛門殿支配中・灰吹銀引替歩合増伺済一件	天保5年年正月			竖帳	1	
8	日記	天保3壬辰年正月	光格		横半帳	1	
9	大坂銀納御用留	文化12亥年5月			竖帳	1	
10	百箇条 (御定書目録につき)	寛政12庚申年6月	阿部		横半帳	1	(貼紙)「十八番」、年月日 には奥書の書写年月を採録
11	日記		阿部		横半帳	1	
12	〔出羽国年貢江戸廻米積船路沖合浸水一件書類留〕	(弘化4年)			竖帳	1	
13	石州銀山・銀銅吹方仕訳書				横半帳	1	
14	御銀蔵御勘定目録并月届扣	(文政2年)			竖帳	1	
15	御代官席順并高支配国		阿部		横半帳	1	(貼紙)「十四番」
16	諸山切延尋数覚	安永8年亥8月	玉置		横半帳	1	
17	〔坑内鹿絵図〕				鋪	1	
18	〔坑内鹿絵図〕				鋪	1	
19	〔新横相坑内鹿絵図〕	卯9月17日			鋪	1	(朱印)「阿部」あり
20	〔坑内鹿絵図断簡〕				鋪	1	
21	〔柑子谷十六番坑内鹿絵図〕				鋪	1	
22	〔新横相坑内鹿絵図〕	文化4卯年6月			鋪	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
23	[坑内鹿絵図]				鋪	1	
24	[坑内鹿絵図扣]	安政6末年5月			鋪	1	(朱印)「阿部」あり
25	乍恐以返答書奉申上候 (大森町百姓勘兵衛私方差支えにつき)	申正月	迹摩郡佐摩村之内大森町百姓理十郎	大森御役所	竖帳	1	
26	口上 (中山茂一郎の借財一件により、茂一郎の役を免じ西田村百姓種蔵三男の婿養子入りを願うにつき)	(年未詳) 12月	波多野徳太郎、阿部専之助、吉岡東馬(ほか6名)	河嶋三郎右衛門、田中八郎太、野澤茂富	状	1	
28	預申田畑山林家屋敷土蔵之事	寛延4年未正月	本人大森町次郎兵衛、証人同所甚右衛門、請相人同所宗八	波多野儀之丞内庄右衛門	状	1	切紙1点封入
29	[覚書](諸私方・諸勘定書上につき)	(安政6末年12月～元治元年子7月)			横帳	1	
30	築山茂左衛門手代八木新平・先触 京都ゝ備中高屋夫々備後上下通石州大森迄	辰年12月17日	築山茂左衛門手代八木新平	京都ヨリ備中高屋夫ヨリ備後上下通・石州大森迄宿々問屋年寄中	状	1	
31	取替銀錢日限覚	天保7年申正月			横帳	1	
32	見合可成覚	天保7年申11月			横帳	1	
33	金銀錢量入為出 式番	元治元年子7月			横帳	1	
34	金銀錢日入帳	天保7年申正月			横帳	1	
35	日記 五番	元治2年丑正月			竖帳	1	
36	借用申金子之事		本人一、受相人一		状	1	下書きカ
37-1	覚 (利銀請取につき)	亥12月28日	土江春禎	福本由次郎	切紙	1	
37-2	覚 (利銀請取につき)	子12月28日	土江春禎	福本由次郎	切紙	1	
37-3	覚 (利銀請取につき)	天保15辰12月28日	土江春禎	福本由次郎	切紙	1	
37-4	覚 (預け銀利足受取につき)	戌12月28日	土江春禎	福本	切紙	1	
37-5	覚 (利銀の内請取につき)	寅閏7月26日	土江春禎	福本由次郎	切紙	1	
37-6	覚 (預け銀の内請取につき)	慶応元寅12月	土江春禎	福本	切紙	1	
37-7	覚 (利銀請取につき)	卯12月28日	土江春禎	福本	切紙	1	
37-8	覚 (利銀請取につき)	寅12月	土江春禎	福本	切紙	1	
37-9	覚 (預銀の内請取につき)	甲子12月	土江春禎	福本	切紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
37-10	覚 (利銀受取につき)	嘉永2年酉12月	土江春禎	福本	切紙	1	
37-11	〔包紙〕				包紙	1	〔預り書〕等記載あり
37-12	借用申金子之事	文久2戊年7月	福本由次 [郎]	松本屋文吉	状	1	
37-13	覚 (利足勘定につき)	戊申12月27日	郷戸善右衛門	福本由次郎	切紙	1	
37-14	覚 (利足受取につき)	辛亥正月4日	郷戸善右衛門	福本由二郎	切紙	1	
37-15	覚 (利足勘定につき)	癸丑2月21日	郷戸善右衛門	福本由次郎	切紙	1	
37-16	覚 (取替金の内受取につき)	癸丑12月16日	郷戸善右衛門	福本由次郎	切紙	1	
37-17	覚 (利足勘定につき)	丙辰2月29日	岩谷善右衛門	福本由次郎	切紙	1	
37-18	覚 (元利受取につき)	丑5月15日	乙藏勘左衛門	福本	切紙	1	
37-19	借用申金子之事	安政5年12月	福本由次郎	松原屋小兵衛	状	1	
37-20	借用申金子之事	安政2卯年12月	本人福本由次郎、請相 人山中文三郎	鹿野弾藏	状	1	
37-21	借用申金子之事	安政2卯年12月	福本由次郎	松原屋小兵衛	状	1	
37-22	借用申金子之事	安政2卯年7月	福本由次郎	大住臺右衛門	状	1	
37-23	借用申金子之事	文久3亥年7月	福本由次郎	泉屋勘助	状	1	
37-24	覚 (金受取につき)	丑12月29日	橋本屋為藏	福本	切紙	1	
37-25	覚 (拝借金の内受取につき)	亥12月29日	福本由次郎	田邊太仲	切紙	1	
37-26	〔書付〕(利足勘定につき)	亥12月			切紙	1	
37-27	覚 (元利勘定につき)	(年未詳) 7月	田邊	福本	切紙	1	
37-28	借用申金子之事	嘉永元年12月	福本由次郎	松浦伊代平	状	1	
37-29	〔書状〕(金子返金受取につき)	(年未詳) 7月25日	田邊	福本	切紙	1	
37-30	預り申金子之事	嘉永7寅年6月	本人福本由次郎、請相 人野沢弥十郎	大田備前屋三四郎	状	1	
37-31-1	覚 (借用金請取につき)	子7月11日	福本由次郎	松本屋文吉	切紙	1	37-31-1～2は袋で一括 (袋上書)「証文 福本様」
37-31-2	覚 (元利受取につき)	(年未詳) 7月26日	松本屋文吉	福本	切紙	1	
37-32	覚 (金子預り書差し上げにつき)	酉11月	福本由次郎	桐田伴次	切紙	1	包紙あり (包紙上書)「返上 丑十一 月」(日桐田口受) (包紙内付紙)「福本氏」 (朱書)

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
37-33	拝借仕銀子之事	嘉永7寅年7月	拝借人福本由次郎、請相人大賀寛兵衛	銀山方役所	状	1	包紙あり (包紙上書)「年賦拝借証文 苞通 福本由次郎」
37-34	借用申金子之事	文久2戌年11月	福本由次郎	大住臺右衛門	状	1	
37-35	借用申金子之事	文久3亥年12月	福本由次郎	田邊太仲	状	1	
37-36	預り申金子之事	弘化4未年12月	本人福本由次郎、証人 たしまや末五郎	橋本屋元藏	状	1	(端裏書)「口羅漢町」
37-37	借用申金子之事	安政6未年12月	本人福本由次郎、請相 人松本屋文吉	原屋出店卯平	状	1	
37-38	借用申金子之事	文久3亥年7月	福本由次郎	羅漢町為藏	状	1	
37-39	借用申金子之事	安政3辰7月	福本由次郎	田邊三四郎	状	1	(端裏書)「辰七月ゝ十二月 廿五日程 福本氏」
37-40	借用申金子之事	安政5午年12月	本人福本由次郎、請相 人山中文三郎	田邊三四郎	状	1	(端裏書)「午十二月ゝ未十 二月迄 福本」
37-41	借用申金子之事	文久3亥年12月	本人田邊太仲、請相人 福本由次郎	柳出屋幾三郎	状	1	
37-42	預り申銀子之事	天保15辰年3月	福本由次郎、聞届 承知 人松坂屋亀市	松坂屋秋三郎	状	1	下部破損あり
37-43	借用申金子之事	文久2戌年11月	福本由次郎	松本屋文吉	状	1	下部破損あり
37-44	借用申金子之事	万延元申年12月	福本由次郎	松本屋文吉	状	1	下部破損あり
37-45	借用申金子之事	文久3亥年12月	福本由次郎	橋本屋為藏	状	1	下部破損あり
37-46	預り申金子之事	安政2卯年7月	福本由次郎	松本屋文吉	状	1	下部破損あり
37-47	借用申金子之事	安政6未年7月	本人福本由次郎、松本 屋文吉	大森町卯平	状	1	
38	〔包〕				包	1	破損がひどく解封不可能
39	〔書状〕(当年山中・大賀阿氏登坂の件、長州征 伐関係の風聞等につき)	(年未詳) 11月25日	佐一郎	尊兄	状	1	
40-1	覚 (弁当代等勘定につき)	子12月	□□や□□	福本虎次郎	折紙	1	
40-2	〔書付〕(松平大膳大夫につき)				切紙	1	破損あり
40-3	野澤ゝ借用金覚	(天保7申年正月29日 ～文久2戌年7月)			仮綴	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
40-4	覚 (陣屋修復入用銭請取につき)	戊8月6日	大羽金蔵、大塚弥市郎	熊谷三左衛門	切紙	1	
40-5	家借請証文之事	天保16巳年正月	本人八木市蔵、同断柴岡縫一郎、請相人宗岡長蔵	田邊武左衛門	状	1	
40-6	規定為取替書		八木市蔵、柴岡縫一郎		その他	1	虫損につき開封不可
40-7-1	覚 (八木新平へ市蔵より渡すべき隠居料壹ヶ年分大積りにつき)	巳正月	(八木新平)	(八木市蔵)	状	1	40-7-1～2は包紙で一括(包紙上書)「京都千本二条築山茂左衛門役宅 八木新平→石州大森 八木市蔵」
40-7-2	「書状」(野澤より金子請取、金5両では大坂京地買掛りの外道中入用等に引足り兼ねること、家内子供は大森で借家住まいさせること等につき)	(年未詳) 12月16日	新平	市蔵	切紙	1	
40-8	「書状」(先日御馳走の礼、おとよ御左右聞きにつき)	(年未詳) 8月22日	佐一郎	尊兄	切紙	1	虫損あり
40-9	「袋」		八木雄助	(福カ) 本虎次郎	袋	1	上部破損 中に断簡あり
40-10	御勘定奉行 (勘定奉行等の名前書き上げにつき)				切紙	1	虫損あり
40-11	「書付」(老中以下役職につき)				切紙	1	虫損あり
40-12	「書類一括」				包紙	1	40-12-1～40-12-28まで包紙一括(包紙上書)「年々入 請取書 頼母子掛受取共」
40-12-1	覚 (借金銀銭勘定につき)	亥12月	松本屋文三	福本	状	1	
40-12-2	「白紙」				状	1	
40-12-3	覚 (返済金銭受取、過銭返納につき)	申正月30日	松本や文蔵	福本	切紙	1	
40-12-4	覚 (借金勘定につき)	癸亥12月晦日	はし本屋元蔵	福本	切紙	1	
40-12-5	覚 (白米受取につき)	子7月11日	松本屋文三	福本	切紙	1	
40-12-6	覚 (借金利息受取につき)	子12月29日	はし本屋元蔵	福本	切紙	1	
40-12-7	覚 (借錢勘定につき)	亥12月	乙蔵勘左衛門	福本	状	1	
40-12-8	覚 (豆腐屋国吉志儀返懸銀請取につき)	未10月	熊谷三左衛門代松原屋小兵衛	福本代松本屋文太	切紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
40-12-9	覚 (豆腐屋国吉志儀懸銀請取につき)	午10月	熊谷三左衛門代松原屋小兵衛	福本代文太	切紙	1	
40-12-10	【書状】(先年の取替金返済願につき)	(年未詳) 12月29日	熊谷三左衛門	福本	状	1	
40-12-11	覚 (金1両受取につき)	(年未詳) 3月8日	明圓寺	大森福本あね	切紙	1	
40-12-12	覚 (借銀勘定につき)	子4月	国吉	上	切紙	1	
40-12-13	【書付】(大小の仕様につき)				切紙	1	
40-12-14	覚 (豆腐屋国吉志儀返懸銀請取につき)	亥12月	豆腐屋国吉	福本代松本屋文太	切紙	1	
40-12-15	覚 (借金証文につき)	(年未詳) 4月17日	山中正作	福本由次郎	切紙	1	
40-12-16	【書状】(金2両進上につき)		逸斎	福本	状	1	
40-12-17	覚 (着物代受取につき)	子12月	福田屋いね	大森福本	状	1	
40-12-18	覚 (取替金利息受取につき)	亥12月20日	松原屋小兵衛	福本	状	1	
40-12-19	覚 (豆ふ屋国吉頼母子掛銀請取につき)	酉10月	熊谷三左衛門代小兵衛	本谷芦谷	切紙	1	
40-12-20	覚 (頼母子掛銀請取につき)	子10月	発起人彦太、取立世話人素平、角助	福本	切紙	1	
40-12-21	【書状】(末年取替金の返済願につき)	亥12月27日	乙蔵勘左衛門	福本	状	1	
40-12-22	覚 (金2両請取につき)	子12月28日	熊谷三左衛門	福本	状	1	
40-12-23	【願】(病身のため忤謙一郎への跡職相続許可につき)	文久2亥年9月	阿部清右衛門、謙一郎	横田新之丞	状	1	下書きカ
40-12-24	覚 (買受米代銀勘定につき)	巳2月	乙蔵勘左衛門	福本	状	1	
40-12-25	【書状】(手元差詰り大いに困却のため先日の勘定銭の繰り越し願につき)	(年未詳) 12月15日	三宅一作	福本	状	1	
40-12-26	覚 (餅米代勘定につき)	(年未詳) 7月	熊谷三左衛門	福本	状	1	
40-12-27	【書状】(借銀返済猶予分のうち利銀の返済願につき)	(年未詳) 12月27日	春楨	福本大旦那	状	1	
40-12-28	【反綴】(福寿講金銭書上につき)				反綴	1	
41-1	【賞状】(賊徒暴挙の節尽力につき)	庚午12月	県庁	阿部格五郎	切紙	1	虫損あり
41-2	【通達】(礼服着用にて出頭につき)	(年未詳) 5月30日	支庁第一課	阿部正雄	切紙	1	
41-3	【辞令】(除服出仕につき)	明治6年11月19日	浜田県	等外三等阿部正雄	切紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
41-4	[辞令](浜田支庁詰申し付けにつき)	明治11年12月25日	島根県	地券御用係阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-5	[辞令](十五等相当申し付けにつき)	明治13年2月12日	島根県	邑智郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-6	[辞令](等外一等申し付けにつき)	明治8年5月5日	浜田県	等外二等阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-7	[辞令](補十五等出仕につき)	明治9年5月11日	島根県	阿部正雄	切紙	1	
41-8	[賞状](学校資金として1円差し出しにつき)	明治9年2月5日	浜田県	阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-9	[辞令](地券係申し付けにつき)	明治18年7月1日	邇摩安濃郡役所	郡書記阿部正雄	罫紙	1	
41-10	[通達](礼服着用にて出頭につき)	明治19年4月22日	邇摩安濃郡役所	書記阿部正雄	罫紙	1	
41-11	[封筒]		松江福田秀	[大] 森安部正雄	封筒	1	虫損あり
41-12	[辞令](租税掛申し付けにつき)	庚午閏月	浜田県	阿部格五郎	切紙	1	虫損あり
41-13	[通達](官禄2石5斗増申し付けにつき)	庚午閏10月	浜田県	阿部格五郎	切紙	1	
41-14	[書状](買物代勘定書差し上げにつき)	(年未詳) 正月24日	大坂屋貞次郎	福本虎次郎	切紙	1	(裏面)「磨礪」
41-15	卒業証	明治20年3月27日	島根県石見国邇摩郡第 壱番学区大森小学校	阿部クミ	専用紙	1	
41-16	卒業証	明治20年12月27日	島根県石見国邇摩郡第 壱番学区大森小学校	阿部クミ	専用紙	1	
41-17	[通達](財務勉励のため手当金支給につき)	明治14年1月18日	島根県	邑智郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-18	[辞令](租税係中国税地方税専掌申し付けにつ き)	明治12年2月28日	邑智郡役処	書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-19	[賞状](満4年已上勤続につき)	明治9年4月30日	元浜田県	元十五等出仕阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-20	[辞令](准等外吏につき)	明治11年2月16日	島根県	地券御用係阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-21	[辞令](改組係兼勤申し付けにつき)	明治10年4月4日	島根県	地券御用係阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-22	[辞令](願いに依り出仕を免ずるにつき)	明治9年5月30日	島根県	十五等出仕阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-23	[辞令](浜田支庁詰申し付けにつき)	明治11年1月10日	島根県	地券御用係阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-24	[辞令](地券御用係浜田支庁詰申し付けにつ き)	明治10年1月27日	島根県	阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-25	[辞令](等外四等申し付けにつき)	明治10年2月27日	島根県	地券御用係阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-26	[辞令](租税課申し付けにつき)	明治9年3月3日	浜田県	十五等出仕阿部正雄	切紙	1	虫損あり

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
41-27	虎列刺病予防法	明治10年9月26日	島根県		状	1	印刷物
41-28	[領収書](那賀郡清酒検査の際の仮払金返納につき)	明治9年5月8日	元第六課	阿部正雄	専用紙	1	
41-29	[辞令](清酒醸造検査事務結了のため解官につき)	明治9年5月30日	島根県令佐藤信寛	十五等出仕阿部正雄	罫紙	1	
41-30	[辞令](賞金差立のため登坂申し付けにつき)	明治8年2月		阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-31	[辞令](出納課下調べ差し免しにつき)	明治6年3月	浜田県	阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-32	[辞令](残務取り調べ差し免しにつき)	明治9年7月10日	元浜田県	元十五等出仕阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-33	[辞令](地券へ転掌申し付けにつき)	明治13年3月27日	邑智郡役所	郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-34	[通達](礼服着用にて出頭につき)	(明治) 9年5月10日	浜田支庁	阿部正雄	切紙	1	
41-35	[書状](場所替えにて出府のこと、道中人用不足のため家内子供は大森へ差し向けたこと等につき)	(辰) 12月27日	新平	市蔵	切紙	1	包紙あり (包紙上書)「京都千本通り 二条御役屋敷築山茂左衛 門手代 八木新平→石州 大森 八木市蔵」
41-36	[通達](士族編入につき)	明治33年3月29日	島根県知事河野忠三	邇摩郡大森村阿部トヨ	罫紙(仮綴)	1	包紙あり (包紙上書)「明治三十三年 四月 士族編入書類」 後半に関連書類あり
41-37	[賞状](明治6年皇城炎上にて金35銭献納につき)	明治18年11月25日	宮内省	阿部正雄	切紙	1	
41-38	[辞令](願ひに依り本官を免ずるにつき)	明治19年4月21日	島根県	邇摩安濃郡書記阿部正雄	切紙	1	
41-39	[辞令](出納課兼務を免ずるにつき)	明治7年6月	浜田県	中属福本興儀	切紙	1	
41-40	[賞状](大森市街道路修繕及び水道切抜工費の内43銭寄付につき)	明治18年4月14日	島根県令従五位勲六等 藤川為親	島根県邇摩安濃郡書記 阿部正雄	切紙	1	
41-41	証 (種痘済みにつき)	明治13年6月14日	石見国邑智郡乙原村九 番舎種痘医天津立徳	阿部クミ	切紙	1	虫損あり
41-42	修業証書	明治22年3月25日	島根県邇摩郡第一番学 区大森尋常小学校校長坪 井幸中	阿部クミ	専用紙	1	虫損あり
41-43	品定状	明治22年3月25日	島根県邇摩郡第一学区 大森尋常小学校校長坪井 幸中	大森尋常小学校卒業生 阿部クミ	専用紙	1	虫損あり

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
41-44	卒業証書	明治22年3月25日	島根県迹摩郡第一番学区大森尋常小学校長坪井幸中	阿部クミ	専用紙	1	
41-45	〔賞状〕(山陰道筋及び広島街道尾道街道三大路改修費の内金6円8銭寄付につき)	明治19年6月3日	島根県令従四位勲三等籠手田安定	阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-46	〔辞令〕(補浜田県十五等出仕につき)	明治9年3月3日	〔浜田県印〕	浜田県等外一等阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-47	〔辞令〕(島根県迹摩安濃郡書記を任ずるにつき)	明治14年8月30日	〔島根県印〕	阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-48	〔辞令〕(島根県邑智郡書記を任ずるにつき)	明治12年2月4日	〔島根県印〕	地券御用掛阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-49	〔辞令〕(願いに依り本官を免ずるにつき)	明治14年4月19日	島根県	邑智郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-50	〔辞令〕(十四等相当申し付けにつき)	明治15年12月5日	島根県	迹摩安濃郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-51	〔賞状〕(大森小学校新築費の内金2円寄付につき)	明治17年7月17日	嶋根県令従五位勲六等藤川為親	島根県迹摩郡安濃郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-52	〔賞状〕(邑智郡共有建物修繕費の内金2円30銭寄付につき)	明治17年8月4日	嶋根県令従五位勲六等藤川為親	島根県迹摩安濃郡書記阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-53	〔通達〕(職務奨励のため手当金支給につき)	明治15年12月25日	島根県	迹摩安濃郡書記阿部正雄	罫紙	1	
41-54	証 (小学校等科第一年前期卒業につき)	明治16年3月7日	島根県石見国第壹番小学区公立大森小学校	阿部くみ	切紙	1	
41-55	卒業証	明治18年6月11日	石見国迹摩郡第壹番学区大森小学校	阿部クミ	切紙	1	
41-56	卒業証	明治21年3月6日	島根県石見国迹摩郡第一番学区大森小学校	阿部クミ	切紙	1	
41-57	卒業証	明治19年3月11日	島根県石見国迹摩郡第壹番学区大森小学校	阿部クミ	切紙	1	
41-58	卒業証	明治20年12月28日	大森小学校附属裁縫教場	阿部クミ	切紙	1	
41-59	証 (小学校等科第一年後期卒業につき)	明治17年3月12日	島根県石見国第一番小学区公立大森小学校三等訓導坪井幸中	阿部クミ	切紙	1	
41-60	卒業証	明治19年11月9日	島根県石見国迹摩郡第壹番学区大森小学校	阿部くみ	切紙	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
41-61	〔辞令〕(租税課中辻摩安濃両郡の事務引き受け申し付けにつき)	明治6年3月		阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-62	〔辞令〕(租税課下調べ申し付けにつき)	明治6年3月	浜田県	阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-63	〔辞令〕(等外二等申し付けにつき)	明治7年4月	浜田県	等外三等阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-64	〔辞令〕(廃合につき残務取り調べ申し付けにつき)	明治9年5月3日	元浜田県	元十五等出仕阿部正雄	切紙	1	虫損あり
41-65	〔書類〕(阿部正雄臨終のため表誠義済会より金員贈与につき)	明治31年1月23日	銅ヶ丸堀鉦山表誠義済会々々長松本庄蔵	遺族阿部とよ	罫紙縦帳	1	後半に「表誠義済人名」として贈与金目録あり
41-66	地券	明治9年1月15日	浜田県令佐藤信寛	持主阿部正雄	専用紙	1	
41-67	地券	明治9年1月15日	浜田県令佐藤信寛	持主阿部正雄	専用紙	1	
41-68	地券	明治9年1月15日	浜田県令佐藤信寛	持主阿部正雄	専用紙	1	
41-69	地券	明治9年1月15日	浜田県令佐藤信寛	持主阿部正雄	専用紙	1	
41-70	地券	明治9年1月15日	浜田県令佐藤信寛	持主阿部正雄	専用紙	1	
42-1	〔ふすまの下張り文書〕				その他	1	文書を貼り継いだ状態
42-2	〔弓矢等武芸故実書〕	慶長2年霜月吉日	雲州住人馬来惣兵衛尉家綱	有田三左衛門尉	状	1	
43	南溪流生花目録免許之巻 全		洛陽六角堂池坊舎中一松軒南溪		縦帳	1	写本、朱印あり
43-1	〔書状〕(花の書物10冊返上などにつき)	(年月未詳) 朔日	慎斉	貞斉	切紙	1	43に挟み込んであったもの
44	南溪流生花松竹梅伝書 全				縦帳	1	写本、朱印あり
45	南溪流生花諸寸法之伝書 全				縦帳	1	写本、朱印あり
46	南溪流生花可嫌名目之図絵 全				縦帳	1	写本、朱印あり
47	南溪流生花四季之部分 全				縦帳	1	写本、朱印あり
48	南溪流生花口伝書 全				縦帳	1	写本、朱印あり
49	南溪流生花二重切札式 上				縦帳	1	写本、朱印あり
50	南溪流生花二重切札式 下				縦帳	1	写本、朱印あり
51	南溪流生華相伝鈔 上				縦帳	1	写本、朱印あり

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
52	南溪流生華相伝鈔 下		洛陽六角堂池坊舎中一 松軒南溪		縦帳	1	写本、朱印あり
53	立花示道集拔萃 全	弘化2年乙巳歳仲冬 下旬	家元花方一叢園無角	立花門弟中	縦帳	1	写本、朱印あり
54	花簪図式 附花養方	弘化2巳己年孟秋	阿部		縦帳	1	写本、新枝屋勘兵衛より 借用・書写、干支は本文 ママ
55	立花龍角抄 上下全	文化10年辛酉閏霜月	橘流斎藤原基久		縦帳	1	写本、天保11年春に芸州 本地夷臣より借用、阿部 光格書写
56	[立花故実書]		洛陽六角堂池坊舎中月 桂館		縦帳	1	写本、随庵書写
57	[立花挿図集]				縦帳	1	
58	防府天満宮略縁起				縦帳	1	
59	松尾流会席重客心得方聞書写		阿部		縦帳	1	
60	生花伝書	享和 元 辛酉 歳6月18 日	洛陽池坊直人弟花頭花 目附石陽銀山順勝寺現 住京願院律師梅松軒		縦帳	1	写本、欠損部分あり、表 紙に宗岡氏とあり
61	池坊秘伝書 全	天正5年6月19日	池坊		縦帳	1	写本
62	花伝書抜写	宝永6丑3月上旬	宗岡氏		縦帳	1	写本、年月日は奥書より 採録
63	池花の道しるへ	嘉永4亥年8月	花方一叢園		横半帳	1	写本、年月日は奥書より 採録、朱印あり
64	[点茶故実抜書]	元禄17甲申正月11日	半雲斎衣非了義	米や堂実山大道人	仮綴	1	写本、年月日は奥書より 採録
65	数寄屋指図		阿部		縦帳	1	写本
66	全書殺報転輪記大成				縦帳	1	写本、巻8～12まで一冊に 書写
67	長州妻崎浦難船一件留	戊3月	阿部		縦帳	1	表紙「七十二番」の(貼紙) あり
68	頼母子仕法小割書算別ノ訳合		美濃郡益田村		縦帳	1	近代

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
69	[安原備中置文亨・安原氏言上書亨]				竖帳	1	表紙に朱印「阿部」、 「岡氏扣」とあり
70	[徳川家斉子女誕生死亡等覚書]				仮綴	1	
71	明治十年島根県政始稟告				竖帳	1	印刷物
72	農業雑誌 第7号	明治9年4月	東京麻布学農社		竖帳	1	印刷物
73	工談雑誌 第47号	明治26年3月6日	工談雑誌社		竖帳	1	印刷物
74	工談雑誌 第45号	明治26年1月6日	工談雑誌社		竖帳	1	印刷物
75	工談雑誌 第44号	明治25年12月6日	工談雑誌社		竖帳	1	印刷物
76	日清戦争実記 第5編	明治27年10月16日	東京博文館		竖帳	1	印刷物、第4版
77	観世袖中小謡颯々の声				折本	1	
78	[兵法免状]	享保第5龍集 庚子9月	天下無双青木休心居士、青木常左衛門尉、青木相模	宗岡市之丞	状	1	
79	[福助引札]		石州浜田辻町佐藤商店		切紙	1	多色刷り
80	[札](出羽国会頭職・・・)	嘉永7甲寅仲春	出羽国会頭職酒田住錦業軒燕子		切紙	1	
81	承陽大師御真影并御絵伝		曹洞宗大本山永平寺		状	1	印刷物、封筒破損
82	[包紙一括]				状	7	
83	[立花挿図一括]				切紙	10	
84	[書状](浜田藩家老の件、御代官様の件等につき)	(年未詳) 9月12日	大坂屋貞次郎	福本虎次郎	状	1	前欠、破損あり
85	[書状](阿部孫より拝借の品物等につき)	(年未詳) 11月3日			状	1	前欠
86	[書状断簡](弁当2つ差し上げた件、役所用紙代等の件につき)				断簡	1	84の一部カ、(端裏書)「九月十八日達」(朱書)
87	[書状断簡]				断簡	1	
88	[通知](本年上半期皆勤により金5円給与につき)	明治27年7月4日	銅ヶ丸堀欽山鉾長都野豊之進	五等書記阿部正雄	状	1	
89-1	[賞状](承陽大師650回大遠忌宮弁等へ浄財喜捨につき)	明治35年1月14日	大本山永平寺	阿部登代	状	1	89-2を包む
89-2	領収証 (金2円につき)	明治34年12月10日	大本山永平寺大遠忌事務局	阿部登代	状	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
90	[通知](年末慰労のため金5円給与につき)	明治27年12月31日	銅ヶ丸堀鉦山鉦長都野豊之進	五等書記阿部正雄	状	1	
91	賞状 (年末賞として金40円渡すにつき)	明治29年1月	鉦主堀伴成	阿部正雄	状	1	
92	[通知](年末慰労のため金5円給与につき)	明治28年12月31日	銅ヶ丸堀鉦山鉦長都野豊之進	四等書記阿部正雄	状	1	
93	[通知](本年上半年皆勤により金5円給与につき)	明治29年7月5日	銅ヶ丸堀鉦山事務所	四等書記阿部正雄	状	1	
94	[通知](三等書記昇級により月給12円給与につき)	明治29年9月	鉦主堀伴成	阿部正雄	状	1	
95	[賞状](堀伴成ほかと共に大田警察署大森分署敷地建物寄附につき)	明治26年5月15日	島根県知事正5位勲4等大浦兼武	島根県石見国速摩郡大森村阿部正雄	状	1	
96	[通知](客年下半年皆勤により金5円給与につき)	明治29年1月31日	銅ヶ丸堀鉦山事務所	四等書記阿部正雄	状	1	
97	贈与書 (六等再建祠堂章につき)	大正8年4月吉日	大本山総持寺貫主大圓玄致禪師石川泰童	祠堂主阿部登代	状	1	
98	[華道伝授状]	嘉永6年丑10月	池坊専明	石州阿部清右衛門	折紙	1	
99	[位牌図]				切紙	1	印刷物、下段に「阿部登代殿」と墨書あり
100	中臣祓	文化2年11月23日	神道管領長上卜部朝臣良連		状	1	
101	茶道見聞雑記	(天保12丑年2月～弘化3丙午)			竖帳	1	

河島家文書目録(大田市教育委員会所蔵)

史料番号	表題(文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
1	由緒書	宝暦5乙亥年11月	御代官浅岡彦四郎支配 石州銀山役人河嶋又右衛門		状	1	(端裏書)「河嶋」
2	由緒書	宝暦5乙亥年	御代官浅岡彦四郎支配 石州銀山役人河嶋又右衛門		竖帳	1	
3	由緒書	寛政6寅年	石州銀山附役人河嶋徳兵衛	大岡源右衛門	仮綴	1	
4	由緒・親類・縁類書	申11月	石州銀山附役人河嶋徳兵衛		竖帳	1	(表紙端書)「ヨミアイ済」
5	由緒書	享和2戌年12月	河嶋徳兵衛		竖帳	1	付箋・朱書きによる推敲の跡あり
6	由緒書	享和2戌年12月	河嶋徳兵衛		竖帳	1	付箋・朱書きによる推敲の跡あり
7	由緒書	文化8未年6月	河嶋右八		竖帳	1	
8	[親類書]	文化10酉年9月・文政8酉年6月	石州銀山附役人河嶋右八	大原四郎右衛門	竖帳	1	本文中に修正箇所等あり、宛先の大原の横に「大岡」と記す
9	[親類書]	文政13寅年5月	河嶋右八郎	根本善左衛門	竖帳	1	
10	譲渡申墓所之事	天保5年午12月	勝源寺、旦那惣代稲用 屋儀兵衛、今出屋柳兵衛	河嶋右八郎	状	1	茶封筒入り
11	親類書	天保7申年10月	河嶋右八郎	岩田鉾三郎	竖帳	1	朱書き訂正あり
12	由緒書	天保13寅年12月	河嶋三郎右衛門		竖帳	1	貼紙訂正あり、(表紙端書)「不用」
13	由緒書	天保13寅年12月	河嶋三郎右衛門		竖帳	1	奥書に朱書き追加記述あり
14	親類書	弘化3午年8月	河嶋三郎右衛門	森八左衛門	竖帳	1	(表紙端書)「扣」
15	親類書	弘化3午年	河嶋三郎右衛門	森八左衛門	竖帳	1	貼紙訂正部分あり、(表紙端書)「大下不」
16	遺書	安政3辰年5月	河嶋三郎右衛門	河嶋進助、八木清之助、 田辺民之助	竖帳	1	(奥書)「河嶋三郎右衛門→三宅逸太・柳原泰兵衛・安井善次郎」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
17	三郎右衛門老衰 御褒美并準助跡職相続被仰渡一件	安政6末年7月5日			竖帳	1	
18	河島家代々過去帳書抜				竖帳	1	
19	河島家累代法名命日	(大正6年カ)			状	1	
20	河島家累代 (歴代当主・妻名前・戒名につき)				状	1	
21	〔書上〕(河島家歴代戒名につき)				状	1	文政13年没の河嶋三郎右衛門4男戒名まで記す
22	先祖仏日 (河島家先祖戒名・墓所につき)				横帳	1	朱書き訂正、末尾に書き込みあり
23	〔御真影一括〕				切紙	3	常陸国稲田御禅坊西念寺恵信尼公、同寺真宗開闢満足御真影、明法房の3枚
24	〔鉄砲刀剣登録証一括〕				切紙	6	昭和27年と昭和31年のもの

宗岡家文書群1 (大田市教育委員会寄託)

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
1	親類書	延享3寅年9月	宗岡弥右衛門	佐々新十郎	状	1	
2	[由緒書]	宝暦5乙亥年11月	御代官浅岡彦四郎支配 石州銀山役人宗岡喜市郎		状	1	前欠
3	起請文之事	天明8申年10月	宗岡喜三兵衛ほか12名		切紙	1	
4	[袋]				袋	1	4-1を収める、(袋上書)「宗岡家家屋図」
4-1	石州大森宗岡氏宅相之図		土御門殿内選者井堂数馬		鋪	1	
5	宗岡家系図	昭和47年	上野利治		状	1	包紙あり、包裏に「S52.1補足」の鉛筆書
6	鐘稼方之義御尋二付申上候書付	丑6月	浜原村米六、川本村常藏、多根村吉右衛門代五右衛門、波根東村喜右衛門代勇助	大森御役所	竖帳	1	
7	[伝馬朱印状写]				竖帳	1	写本時期不明、2-4と同一
8	古今武家盛衰記 二編 二				竖帳	1	末尾に「下 上野氏」書付(本作全編)「二編」のうち一、五、十番が欠
9	古今武家盛衰記 二編 三				竖帳	1	
10	古今武家盛衰記 二編 四				竖帳	1	
11	古今武家盛衰記 二編 六				竖帳	1	
12	古今武家盛衰記 二編 七				竖帳	1	
13	古今武家盛衰記 二編 八				竖帳	1	
14	古今武家盛衰記 二編 九				竖帳	1	
15	古今武家盛衰記 二編 十一				竖帳	1	
16	古今武家盛衰記 二編 十二				竖帳	1	
17	古今武家盛衰記 二編 十三				竖帳	1	
18	古今武家盛衰記 二編 十四				竖帳	1	
19	古今武家盛衰記 二編 拾五				竖帳	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
20	古今武家盛衰記 二編 拾六				縦帳	1	
21	古今武家盛衰記 二編 拾七				縦帳	1	
22	古今武家盛衰記 二編 拾八				縦帳	1	
23	古今武家盛衰記 二編 拾九				縦帳	1	
24	古今武家盛衰記 二編 二十				縦帳	1	
25	基経				縦帳	1	天保12年6月写し、大住宜久
26	新撰基経大全 上				縦帳	1	巻末に「大住」書付有
27	新撰基経大全 中				縦帳	1	巻末に「大住」書付有
28	新撰基経大全 下				縦帳	1	巻末に「大住」書付有
29	首書 詩経集註 一				縦帳	1	全5巻 本底部に巻数書有 (全巻とも)
30	首書 詩経集註 二				縦帳	1	本底部に巻数書有
31	〔首書 詩経集註 三〕				縦帳	1	本底部に巻数書有 巻頭に「上野氏」書付有
32	〔首書 詩経集註 四〕				縦帳	1	本底部に巻数書有 巻頭に「上野氏」書付有
33	〔首書 詩経集註 五〕				縦帳	1	本底部に巻数書有 奥付寛文4年9月発刊の旨
34	改正音訓 礼記 再刻後藤點 元				縦帳	1	文化10年再刻 元亨利貞四巻
35	改正音訓 礼記 再刻後藤點 貞				縦帳	1	
36	改正音訓 礼記 再刻後藤點 亨				縦帳	1	裏面に「上野氏」書付有
37	改正音訓 礼記 再刻後藤點 利				縦帳	1	裏面に「上野氏」書付有
38	改正音訓 詩経 再刻後藤點 上				縦帳	1	
39	改正音訓 詩経 再刻後藤點 下				縦帳	1	
40	改正音訓 春秋 再刻後藤點 完				縦帳	1	
41	改正音訓 書経 再刻後藤點 天				縦帳	1	
42	改正音訓 書経 再刻後藤點 地				縦帳	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
43	改正音訓 易経 再刻後藤點 乾				縦帳	1	
44	改正音訓 易経 再刻後藤點 坤				縦帳	1	
45	葉智乃故志 七			上野虎次郎	縦帳	1	
46	葉智乃故志 八			上野祐吉	縦帳	1	
47	葉智乃故思 第九攢				縦帳	1	
48	三輪・あとか・軒端梅・にしき木・雲林院十八				縦帳	1	観世左近太夫真本を再版、「文化元甲子歳孟夏皇都二條通御幸町西入町山本長兵衛 (印)」
49	玉苗中				横半帳	1	背に「玉苗中」の文字 (連歌の題か)
50	容量分析 下冊	明治18年8月	薩東氏 著、文部省印行 平賀義美 譯		書籍	1	明治18年6月17日出版
51	[茶道関係書籍一括]				包	1	全17巻を包みまとめたものの、外包虫喰多数
51-1	茶伝集 炭茶手前置合・茶具一式扱様 表				縦帳	1	
51-2	茶伝集 風爐会心得炭灰心得棚物平台子 式				縦帳	1	
51-3	茶伝集 替置合品々拝領之品置方洞庫棚類三				縦帳	1	
51-4	茶伝集 墨跡取扱茶入壺飾花入様愛好香飾同出様 四				縦帳	1	
51-5	茶伝集 盆点台天目点客心得盆無シ台天目点五				縦帳	1	
51-6	茶伝集 雪掃除朝益晚一会心得不時燭客灯物心得 六				縦帳	1	
51-7	茶伝集 一会始終心得古今違事炭并露地心得七				縦帳	1	
51-8	茶伝集 道具置合心得茶入品々扱其外一会心得之類 八				縦帳	1	
51-9	茶伝集 茶具寸法品々 九				縦帳	1	
51-10	茶伝集 茶具寸法追加之書 拾				縦帳	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
51-11	茶伝集 表具腰張茶入袋同蓋取合細工類作灰十一				縦帳	1	
51-12	茶伝集 利休始其頃数寄者色々ノ事・三斎翁御咄 十二				縦帳	1	
51-13	茶伝集 露地一式之事・腰掛雪陰寸法茅門其外 十三				縦帳	1	
51-14	茶伝集 台子ノ間小座敷囲浅野長四畳等ノ図十四				縦帳	1	
51-15	茶伝集 囲座敷一式寸法・窓櫛形釣棚コマノ類 十五 大尾				縦帳	1	
51-16	茶伝集 附録 全				縦帳	1	
51-17	茶伝棚物之扱并置合之図				縦帳	1	
52	[宗岡家住宅・墓所関連図面一括]	(昭和)			袋	1	墓所図 (宗岡家・上野家)、宗岡家敷地平面図、宗岡家土地測量図、宗岡家土塀古写真全9点入り
53	[土地建物買戻関係証書一括]	(明治)			袋	1	土地関係書類 (宗岡家買戻し)、松山健雄から宗岡光雄への譲渡、(袋上書)「土地建物買戻シニ関スル証書類入り、帳面・罫紙全8点入り」
54	[書状](金借用につき)	(年未詳) 2月25日	宗岡しげ	上野虎次郎	切紙	1	封筒あり
55	[書状](金借用につき)	(年未詳) 12月29日	宗岡しげ	上野虎次郎	切紙	1	封筒あり
56	金借用証書	明治34年2月24日	金借用本人宗岡しげ、保証人宗岡光養	上野虎次郎	状	1	
57	[宗岡光寿発起志儀掛金証書一括]	(明治)			罫紙	5	

宗岡家文書群2 (大田市教育委員会寄託)

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
1	親類書	享保9年辰9月	宗岡安兵衛	窪嶋作右衛門	状	1	(端裏書)「窪嶋作右衛門様御支配之始、親類書如此相認置可差出と存候処、書様御好ミ有之候ニ付別紙之通認替指上ケ申候、此分も重而見合ニ可成と扣置申候」
2	由緒書	天保13寅年12月	宗岡長蔵		竖帳	1	(表紙端書)「三番 此分本清書下也」
3	覚 (宗旨手形差出にこつき)	享保9年辰9月	宗岡安兵衛	窪嶋作右衛門	状	1	(端裏書)「窪嶋作右衛門様へ差上候宗旨手形扣」
4	御朱印写				竖帳	1	慶長6年6月23日御朱印状(伏見より江州きみかへた迄伝馬式正)、慶長6年12月3日御朱印状(江戸より伊豆ゆか嶋迄伝馬六疋)、慶長7年2月23日御朱印状(伏見より桑名迄伝馬式正)を写したものである
5	宗岡家由緒書	文政7申年3月	石州銀山附同心宗岡長蔵		竖帳	1	表紙に「明治三十拾壹年九月複写」と記載あり
6	巳十二月三日出立 大坂銀納御用一件	(天明5年) 巳12月	宗岡喜内		竖帳	1	
7	由緒書	弘化4未年12月	大賀寛兵衛		竖帳	1	本文中の日付部分に貼紙をして弘化4年12月としている。(表紙端書)「天保十四卯年五月調 大下手扣」
8	親類書	享保2丁酉年9月	宗岡安兵衛	竹田喜左衛門	状	1	
9	「書付」(宗岡仲右衛門他不埒一件吟味書にこつき)				竖帳	1	下書きか、修正箇所多数あり
10	「宗岡喜三兵衛由緒書・親類書写」	天明8申年5月	石州銀山附役人組頭 宗岡喜三兵衛	養笠之助	竖帳	1	
11	由緒書扣		宗岡氏		竖帳	1	

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
12	由緒書	天保13寅年12月	宗岡長蔵		縦帳	1	(表紙端書)「式番」貼紙、修正箇所あり
13	由緒書	天保13寅年12月	宗岡長蔵		縦帳	1	(表紙端書)「式番」貼紙、修正箇所多数。袋あり、(袋上書)「天保十四卯年二月七日」相掛り十二日御役所向相済 由緒書下書 式番・式番・三番合三冊、外二御触書写并都合四冊 宗岡長蔵
14	由緒書	天保13寅年12月	宗岡長蔵		縦帳	1	(表紙貼紙)「清書 扣」
15	[由緒書写]				縦帳	1	末尾に「光忠写之」とあり
16	大賀氏先祖代々祭年忌早操	天保4巳年仲秋	六世大賀吉正		状	1	袋入り、(袋上書)「大賀氏先祖代々祭年忌早操」
17	小笠原流婚礼開書				横半帳	1	
18	石州銀山附寺社領帳 并隠岐国寺社領	元禄5申年8月	宗岡氏		横半帳	1	
19	先祖代々由緒書扣		宗岡氏		縦帳	1	
20	[近代葉書・書簡類一括]	(明治40～昭和10年)			袋	1	(袋上書)「藤間年賦金私渡証書入袋 宗岡氏」、近代葉書・書簡類全85点入り
21-1	明治三十八年五月改 藤間勘定扣	明治38年5月	宗岡		横半帳	1	藤間家よりの借入控え
21-2	覚 (借入残金一覧表につき)				状	1	
22	地券	明治8年12月1日	浜田県	持主 宗岡光寿	状	1	
23	地券	明治9年10月1日	島根県	持主 宗岡光寿	状	1	
24	[近代書類一括]				袋	1	(袋上書)「要書綴入」、収支報告書類等全4点入り
25	[建物配置図]				鋪	1	宗岡家の建物
26	[謡曲書付]				横半帳	1	台詞・口上の記録か
27	三體千字文	明治23年10月27日	書者 千葉県香川熊蔵、発行兼印刷人 鹿島長二郎、発行所 興文社		縦帳	1	年月日は出版日を採録、(裏表紙書込)「石東学館生 宗岡光浩」

史料番号	表題 (文書名)	年月日	作成者	宛所	形態	点数	備考
28	証 (書籍代預りにつき)	明治41年10月18日	宗岡光興	用度	罫紙	1	「合名會社藤田組大森礦山事務所」の用箋
29	〔隠岐国絵図〕	(近世)			鋪	1	袋あり、(袋上書)「隠岐国写絵図 宗岡光重」
30	〔宗岡家建物図面〕				鋪	2	袋あり、(袋上書)「建物下図入」
31	〔封筒〕		宗岡シヅ	大坂市南区宗岡光雄	封筒	1	中身なし
32-1	〔書状〕(光亀鼎宅等の件につき)	(年未詳) 3月20日	松田生男	宗岡光寿	状	1	32-1～32-2封筒入り
32-2	〔書状〕(光亀一件につき)	(年未詳) 3月22日	光寿	明作	状	1	
33	〔書状〕(河嶋氏死去につき)	(年未詳) 6月16日	宗岡光寿	八木章秀	状	1	封筒入り
34	建物登記簿謄本	明治43年8月23日			状	1	
35	〔由緒書〕				縦帳	1	帳面の綴じ紐はずれ
36-1	〔一札〕(石州御料諸運上につき)				縦帳	1	帳面の綴じ紐はずれか、後欠、(端書)「打」
36-2	〔新聞切り抜き〕(「宗岡佐渡の墓を答申」)	昭和54年6月29日			新聞紙	1	毎日新聞、欄外に書込み「順勝寺さん」

令和2年（2020）3月発行
石見銀山歴史文献調査報告書15
石見銀山附地役人阿部・河島・宗岡家文書目録

編集・発行 島根県教育委員会（文化財課）
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
Phone 0852-22-5642
印刷 島根印刷株式会社
〒699-0555 島根県出雲市斐川町坂田1664-7
Phone 0853-63-3500

